

(仮称) 消防共同指令センター  
高機能消防指令システム整備工事

要求水準書

埼玉西部消防組合

## 目次

第1章	総則	1
第1	目的	1
第2	適用範囲	1
第3	整備期間	1
第4	事業範囲及び実施期間	1
第5	設置場所	2
第6	基本事項	3
第7	システムの型式	3
第8	関係法令・規則	3
第9	関連基準・指針等	4
第10	特許等	5
第11	法令の遵守	5
第12	官公庁等への諸手続き	5
第13	構築における諸経費負担	5
第14	検査基準	5
第15	契約約款の特例	6
第16	要求水準書の解釈・変更	6
第17	契約不適合責任	7
第18	疑義	7
第19	提出書類	7
第20	保守管理	9
第2章	共通指定事項	11
第1	設計条件	11
第2	部品及び材料	11
第3	機器等	11
第4	製品の表示	11
第5	構造、形状、寸法及び質量	11
第6	使用条件に対する性能	11
第7	品質保証	11
第3章	システムの概要	12
第1	システムの基本事項	12
第2	共同運用に関わる要求仕様	13
第3	ネットワーク構成	13
第4	特記事項	13
第5	システムの機器構成	14
第6	構築の基本的条件等	18
第4章	各装置別仕様	19
第1	指令装置	19
1	指令台	19
2	自動出動指定装置	22
3	地図等検索装置	30
4	長時間録音装置	34
5	指令制御装置	35
6	非常用指令設備	35
7	携帯電話・IP電話受信転送装置	36
8	プリンタ	36
9	複合機	37

	10	スキャナ	37
	11	署所端末装置	37
	12	無線指令受付装置	38
	13	支援情報端末装置	38
第 2		指揮台	39
第 3		表示盤	40
	1	車両運用表示盤	41
	2	支援情報表示盤	42
	3	多目的情報表示盤	42
	4	映像制御装置	42
	5	プロジェクタ及び表示盤	43
	6	署所用情報表示盤	44
第 4		無線統制台	44
	1	指令台部	44
	2	無線統制部	44
第 5		指令電送装置	44
	1	指令情報送信装置	44
	2	指令情報出力装置	45
第 6		気象情報収集装置	46
第 7		災害状況等自動案内装置	46
第 8		順次指令装置	47
第 9		音声合成装置	47
第 10		出動車両運用管理装置	48
	1	管理装置	48
	2	車両運用端末装置	49
第 11		システム監視装置	52
	1	システム監視装置	52
	2	データメンテナンス装置	53
第 12		電源設備	53
	1	基本的事項	53
	2	指令センター用無停電電源装置	53
	3	署所用無停電電源装置	54
	4	直流電源装置	54
	5	指令センター用本部用非常用発動発電機	54
第 13		統合型位置情報通知装置	55
第 14		拡張台	55
第 15		Eメール指令装置	55
第 16		119番通報受付補助システム	56
第 17		現場映像伝送装置	56
	1	動画送信装置	56
	2	動画受信装置	56
第 18		監視カメラシステム	57
	1	監視カメラ	57
	2	監視カメラ用映像モニター装置	57
第 19		情報共有化システム	58
	1	管理装置	58
	2	情報共有端末	59
	3	大型タッチパネル	59

第 20	消防OAシステム（※消防OAシステムは全て【参考】とする） .....	59
	1 サーバー .....	60
	2 クライアント端末（ノートブック型端末） .....	60
	3 携帯情報端末装置 .....	60
	4 指揮車端末装置 .....	61
	5 搭載ソフトウェア（パッケージソフト） .....	61
第 21	避雷装置.....	84
	1 指令センター用高速電源避雷器 .....	84
	2 署所用高速電源避雷器 .....	85
	3 指令センター用高速回線避雷器 .....	85
第 22	消防救急デジタル無線設備 .....	85
	1 基地局無線装置改修部材 .....	85
	2 無線回線制御装置 .....	85
	3 管理監視制御卓 .....	86
	4 ゲートウェイ装置（中間サーバー） .....	87
	5 卓上固定移動局無線装置 .....	87
	6 回線多重化装置【参考】 .....	88
	7 バックアップシステム用遠隔制御器 .....	88
第 23	ネットワーク機器.....	89
第 24	署所放送設備 .....	89
第 25	構内電話交換設備 .....	89
	1 消防局用構内電話交換機 .....	89
	2 消防本部／消防署用構内電話交換機 .....	91
	3 消防署用構内電話交換機 .....	94
	4 分署用構内電話交換機 .....	96
	5 音声応答装置 .....	98
	6 多機能電話機 .....	99
	7 一般電話機 .....	99
	8 コードレス多機能電話機 .....	99
	9 集中受付装置（DSSコンソール） .....	99
第 26	消防署活動系無線機 .....	99
第 27	付属品・予備品.....	101
第 5 章	受注者負担経費一覧.....	102
第 6 章	ソフトウェア仕様 .....	103
第 1	データの入力及び保守について .....	103
第 2	その他 .....	103
第 7 章	工事仕様.....	104
第 1	適用範囲.....	104
第 2	工事施工範囲 .....	104
第 3	適用規格.....	104
第 4	工法 .....	104
第 5	保護及び危険防止等 .....	104
第 6	仮設及び移設 .....	104
第 7	屋内工事.....	105
第 8	屋外工事.....	105
第 9	機器据付工事 .....	105
第 10	配線工事.....	105
第 11	撤去工事.....	105

第12	工事等の報告及び記録.....	105
第8章	建築改修工事.....	106
第1	適用範囲.....	106
第2	受変電設備の改修工事.....	106
第3	OAフロア改修工事.....	106
第4	通信指令室の窓ガラスの改修について.....	106
第9章	詳細設計仕様.....	107
第1	目的.....	107
第2	業務範囲.....	107
第10章	その他業務仕様.....	108
第1	操作研修.....	108
第2	データ整備及びデータ入力等.....	108
第3	消防救急デジタル無線システム.....	108
第11章	保守点検仕様.....	110
第1	目的.....	110
第2	保守対象装置及び内容.....	110
第3	業務の実施.....	110
第4	使用器具等.....	110
第5	適用除外事項.....	110

## 第1章 総則

### 第1 目的

指令システムは、消防（局）本部の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災・救急・救助等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限にとどめることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として運用するものである。119番通報の受付、火災・救急・救助等の出動指令・車両運用管理、病院連絡等の救急業務の合理的運用、各種消防業務に関する情報処理、消防車・救急車等との無線情報通信等を一括して、円滑、能率的に行い得る機能を有するものである。

指令システムは、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合（以下「関係組合」という。）が共同で整備し、埼玉西部地域消防指令事務協議会が管理及び執行するものである。

新共同指令センターは、飯能日高消防署内に設置し、構成消防の（局）本部、署所、消防救急デジタル無線基地局及び関連各署と接続することにより、円滑な指令業務の遂行、システムの安定稼働を実現するために必要となる指令システムの構築を行なうものである。

### 第2 適用範囲

本要求水準書は、埼玉西部消防組合（以下「発注者」という。）が令和4、5年度に実施する「（仮称）消防共同指令センター高機能消防指令システム整備工事」（以下「本工事」という。）において調達するシステムの詳細設計、機器の設計製造、機器据付・調整・試験及び既存機器の移設・撤去について要求する具体的水準を定めるものである。

### 第3 整備期間

自：契約日

至：令和5年3月31日（設計業務、ただし以降の項で別に定めるものを除く。）

令和6年3月25日（機器等製造・調達、工事、その他業務、ただし以降の項で別に定めるものを除く。）

### 第4 事業範囲及び実施期間

本工事における業務は、以下のとおりとし、業務の詳細は、第3章から第10章にその水準を示すものとする。

#### 1 設計業務

(1) 各通信指令装置のシステム設計及び据付調整工事設計業務

契約日から令和5年3月31日（金）まで

(2) 既存設備移設工事設計業務

契約日から令和4年10月31日（月）まで

(3) 建築改修工事設計業務

契約日から令和4年10月31日（月）まで

#### 2 機器等製造・調達

(1) 各通信指令装置

契約日から令和5年11月30日（木）まで

(2) 各ソフトウェア

契約日から令和5年11月30日（木）まで

#### 3 工事

(1) 各通信指令装置据付・調整工事（撤去含む。）

令和5年4月3日（月）から令和6年3月25日（月）まで

(2) 既存設備移設工事

契約日から令和5年3月24日（金）まで

(3) 建築改修工事

契約日から令和5年3月24日（金）まで

4 その他業務

(1) 操作研修業務

令和5年12月18日（月）から令和6年1月19日（金）まで

(2) 119回線・指令回線切り替え業務

令和6年1月8日（月）から令和6年3月8日（金）まで

(3) 既存データの抽出及び新システム移行業務

令和5年10月2日（月）から令和6年1月19日（金）まで

(4) 既存デジタル無線システム接続業務

上記の119回線・指令回線切り替え業務と同時時期

第5 設置場所

本システムは、以下に示す消防（局）本部及び各署所に対して第3章に示すシステムの機器構成に掲げる装置及び機器を設置すること。

〔設置場所〕

1 高機能消防指令システム

(1) 共同指令センター	飯能市大字小久保 291
(2) 埼玉西部消防局	所沢市けやき台 1-13-11
(3) 所沢中央消防署	所沢市けやき台 1-13-11
(4) 三ヶ島分署	所沢市北野 3-23-2
(5) 山口分署	所沢市大字山口 182-2
(6) 所沢東消防署	所沢市大字上安松 974-1
(7) 富岡分署	所沢市大字神米金 256-4
(8) 柳瀬分署	所沢市東所沢 4-12-2
(9) 狭山消防署	狭山市大字上奥富 1172
(10) 富士見分署	狭山市中央 4-15-10
(11) 広瀬分署	狭山市広瀬 2-3-30
(12) 水野分署	狭山市大字水野 15-1
(13) 入間消防署	入間市大字小谷田 581
(14) 藤沢分署	入間市下藤沢 5-20-14
(15) 西武分署	入間市大字野田 2182
(16) 飯能日高消防署	飯能市大字小久保 291
(17) 稲荷分署	飯能市稲荷町 1-1
(18) 名栗分署	飯能市大字下名栗 846-2
(19) 吾野分署	飯能市大字坂石 283-1
(20) 日高分署	日高市大字猿田 57
(21) 高萩分署	日高市大字高萩 1007-1
(22) 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	坂戸市鎌倉町 16-16
(23) 坂戸消防署	坂戸市鎌倉町 16-16
(24) 東分署	坂戸市東坂戸 2-48
(25) 西分署	坂戸市西坂戸 3-1-5
(26) 鶴ヶ島消防署	鶴ヶ島市大字三ツ木 378-2
(27) 西入間広域消防組合消防本部	入間郡毛呂山町大字岩井 2451
(28) 西入間広域消防組合消防署	入間郡毛呂山町大字岩井 2451
(29) 鳩山分署	比企郡鳩山町大字熊井 22
(30) 越生分署	入間郡越生町大字成瀬 414-1

(31) 比企広域消防本部	東松山市大字上野本 1300-1
(32) 東松山消防署	東松山市大字上野本 1300-1
(33) 松山北分署	東松山市大字松山 2551-1
(34) 高坂分署	東松山市大字宮鼻 860-15
(35) 吉見分署	比企郡吉見町大字下細谷 1196-1
(36) 滑川分署	比企郡滑川町大字羽尾 2532-2
(37) 小川消防署	比企郡小川町大字上横田 1247-2
(38) 嵐山分署	比企郡嵐山町大字平沢仮換地 7 街区 1 画地
(39) ときがわ分署	比企郡ときがわ町大字番匠 385-1
(40) 東秩父分署	秩父郡東秩父村大字御堂 541-1

## 2 消防救急デジタル無線システム

(1) 埼玉西部基地局	所沢市けやき台 1-8-12
(2) 飯能日高消防署基地局	飯能市大字小久保 291
(3) 吾野鉱業所基地局	飯能市大字坂石岩殿 1152
(4) 名栗行政センター基地局	飯能市大字上名栗 3125-1
(5) 倉掛峠基地局	飯能市大字原市場字中橋 510-1
(6) 南高麗行政センター基地局	飯能市大字下直竹 1122-2
(7) 坂戸基地局	坂戸市鎌倉町 16-16
(8) 越生基地局	入間郡越生町大字鹿下 581
(9) 堂平基地局	比企郡ときがわ町大字大野 1853
(10) 東秩父基地局	秩父郡東秩父村大字坂本 749

## 3 署所の移転計画について

坂戸消防署の東分署は、令和 6 年度初めに移転計画があり、移転先の新東分署は令和 5 年度末に建屋の建築が完了する計画となっている。

上記を考慮し東分署への署所設備の設置については以下の手順で進めることとする。

- (1) 署所端末装置等の署所設備は、現東分署に設置し運用を開始する。
- (2) 新東分署には、本工事の工期内に必要な配線を施しておくこととする。ただし、新東分署の建設完了が遅れた場合は別扱いとする。
- (3) 令和 6 年度の現東分署から新東分署への機器移設、調整は別事業として実施される。

## 第 6 基本事項

- 1 契約は工事請負契約（電気通信工事）とし、公募型プロポーザルにおいて受注者を決定する。
- 2 新共同指令センター・新機械室の建築改修は同年度に別途発注される建築工事に含まれる。ただし、本要求水準書で指定する一部の建築改修については本工事に含むものとする。
- 3 温室効果ガス等の排出の削減等、環境に配慮する内容を含むものとする。

## 第 7 システムの型式

システムは、消防防災施設整備費補助金交付要綱に記載の高機能消防指令センター総合整備事業に定めるⅢ型（以下「Ⅲ型」という。）と同等以上の機能を有すること。

## 第 8 関係法令・規則

本要求水準書に適用（引用又は参考）する次の法律、規則は、本要求水準書の一部をなすものであり、特に版の指定がない限り、契約時における最新版とする。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定に基づく消防防災システム整備費補助金交付要綱
- 2 電波法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- 3 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- 4 電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに総務省令



- 5 消防法(昭和23年法律第186号)
- 6 気象業務法(昭和27年法律第165号)及び同法関係規則
- 7 建築基準法及びこれに基づく施行令
- 8 当組合及び構成市町が定める関係条例・規則等

## 第9 関連基準・指針等

本要求水準書に適用(引用又は参考)する次の関連基準・指針等の文書は、本要求水準書の一部をなすものであり、特に版の指定がない限り、契約時における最新版とする。

- 1 日本産業規格(JIS)
- 2 日本電気工業会標準規格(JEM)
- 3 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- 4 電気設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房営繕部監修)
- 5 電気設備技術基準
- 6 電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省技術調査課)
- 7 国土交通省建築工事積算基準(営繕協会)
- 8 建築基礎設計基準(日本建築学会)
- 9 消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成31年4月1日消防消第82号)
- 10 光回線を用いた緊急通報受理回線収容ユーザー・網インタフェース(UNI)仕様書(東・西日本電信電話株式会社発行)
- 11 消防救急デジタル無線共通仕様書(平成21年総務省消防庁)
- 12 TS1023 消防指令システムー消防救急無線間共通インターフェース仕様(2020年4月情報通信技術委員会)
- 13 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(一般社団法人公共建築協会)
- 14 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(一般社団法人公共建築協会)
- 15 建築工事監理指針(一般社団法人公共建築協会)
- 16 電気設備工事監理指針(一般社団法人公共建築協会)
- 17 機械工事監理指針(一般社団法人公共建築協会)
- 18 建築工事標準詳細図(一般社団法人公共建築協会)
- 19 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(一般社団法人公共建築協会)
- 20 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(一般社団法人公共建築協会)
- 21 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(一般社団法人建築保全センター)
- 22 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(一般社団法人建築保全センター)
- 23 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(一般社団法人建築保全センター)
- 24 建築設備設計基準(一般社団法人公共建築協会)
- 25 建築保全業務共通仕様書(国土交通省)
- 26 建築工事標準仕様書(一般社団法人日本建築学会)
- 27 建築物荷重指針・同解説(一般社団法人 日本建築学会)
- 28 各種計算基準(一般社団法人 日本建築学会)
- 29 高圧受電設備規程(一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会)
- 30 営繕工事写真撮影要領(国土交通省)
- 31 工事写真の撮り方 建築設備編(一般社団法人 公共建築協会編)
- 32 公共建築数量積算基準
- 33 公共建築工事内訳書標準様式
- 34 埼玉県建築設計業務委託共通仕様書
- 35 埼玉県建築工事実務要覧
- 36 埼玉県建築設備工事特別共通仕様書
- 37 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- 38 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書

- 3 9 埼玉県電子納品運用ガイドライン
- 4 0 埼玉県建築工事写真作成要領
- 4 1 埼玉県建設副産物の手引き
- 4 2 彩の国建設リサイクル実施指針
- 4 3 情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成12年 政府発行）
- 4 4 民間部門における電気計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン（平成9年 通商産業省発行）
- 4 5 コンピュータ不正アクセス対策基準（平成8年 通商産業省発行）
- 4 6 コンピュータウイルス対策基準（平成7年 通商産業省発行）
- 4 7 ソフトウェア管理ガイドライン（平成7年 通商産業省発行）
- 4 8 その他基準・指針等

#### 第10 特許等

受注者は製造及び装備工事等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないように必要な措置を講ずるものとする。

#### 第11 法令の遵守

受注者は、工事の施工にあたり工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運用及び適用は受注者の負担において行わなければならない。

#### 第12 官公庁等への諸手続き

製造及び設置等に必要の、東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）や電力会社等に対する諸手続き・申請作業は、受注者において確実に処理しなければならない。

なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を発注者に報告し協議するものとする。

#### 第13 構築における諸経費負担

##### 1 専用線等の開設

システムの設置にあたり専用線サービス等の開設を必要とする場合、これに係る契約関連費用は、受注者の負担とする。また新設回線の契約期間内（発注者の検査合格引渡までの間。）における回線使用料についても受注者において負担するものとする。

##### 2 既設回線の変更

システムの設置にあたり、既設回線の変更を必要とする場合、これに係る契約関連費用は受注者の負担とする。また、既設回線の内、使用しない回線については休止手続きを行うものとし、詳細については、別途協議の上決定する。

##### 3 仮設費

構築時の仮設に関わるすべての費用は受注者負担とする。

##### 4 既設機器移設・調整費

指令センターにおいて継続利用する既設機器の移設・調整費用は受注者負担とする。

##### 5 撤去・処分費

指令センター、機械室、消防署、車両における既設の指令系システムの撤去費、処分費は受注者負担とする。

#### 第14 検査基準

本工事において、発注者が行う検査又は関係法令等で行う検査の際は、受注者は検査に必要な資料の作成、検査機器の準備、申請手続き等を行う。その際に必要となる経費については、受注者の負担とする。

本工事は、異なる業務を一括契約することから、以下に示す業務別に行う検査と、それらを総合する検査（以下「総合検査」という。）に大別する。また、業務別検査の結果及び証票は、総合検査として行う完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認の一部として扱うことができる。

なお、総合検査は、「本章 第6基本事項 1」のとおり工事請負契約として行うものとする。

#### 1 設計業務に関する検査

設計業務完了後、設計図書に対して、発注者が指定する監督員及び発注者が指定するものによる設計検査を行う。

#### 2 機器等製造・調達に関する検査

システムは、各種承諾仕様書・承諾図に一致し、かつ発注者の完成検査に合格したものでなければならない。

##### (1) 工場（製造）検査（各通信指令装置）

ア 機器等の製造後において、工場出荷前に製品の工場検査を実施する。

イ 受注者は、検査に先立ち検査実施要領書を提出し、承認を受けるものとする。

ウ 検査実施要領書は、指定照合を含む検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要事項を記載したものであること。

##### (2) 物品検査

ア 物品検査は、受注者が作成する物品検査実施要領書によって実施し、検査内容等は、本要求水準書、納入仕様書、システム設計図等を基に、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。

イ 物品検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、発注者の承認を受けた後に再検査を実施するものとする。

#### 3 工事に関する検査

工事に関する検査は、発注者が指定する監督員及び発注者が指定するものによる工事検査を行う。

##### (1) 材料検査、試験等

発注者が立会う材料検査を行う場合は、受注者は検査に必要となる資料の作成、検査機器の準備等を行う。また、発注者が指示した材料、機器等については、工場検査を行う。

指定主要材料、機器等の検査及び試験は、発注者の立会いのもとで行う。検査を受ける必要のあるものについては、発注者と協議する。ただし、発注者が認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれを代用することができる。

##### (2) 検査員による検査

ア 完成検査

イ 出来高検査

ウ 中間検査

#### 4 その他業務

その他業務に関係する検査は、業務別に指定する本要求水準書等に基づき、発注者が指定する監督員及び発注者が指定するものによる検査を行う。

### 第15 契約約款の特例

本工事の工事請負契約の履行に関して定める埼玉西部消防組合建設工事標準請負契約約款の他、業務別に特に必要な事項に関し、別紙1のとおり定めるものとする。なお、定めのない事項や、疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間で協議して決定するものとする。

### 第16 要求水準書の解釈・変更

#### 1 本要求水準書に記載している各装置の「主機能」及び「信頼性」は必ず具備すること。

ただし、機能については、本要求水準書で指定する装置と別装置に具備し実現することでもよい。また【参考】記載の要件に関してはその方式、手法は問わないこととする。

- 2 原則として各装置の「構造・形状」の差異、「性能」の大小、画面デザインや操作方法は実運用に問題ない範囲において変更を認めることとし、詳細設計にて決定するものとする。
- 3 整備するシステムの構成・機器仕様、員数、機器配置等は詳細設計にて最終決定し、発注者の承諾をもって施工を行うこととする。
- 4 発注者と受注者間で解釈の相違等が発生した場合は、発注者と協議を行い承諾を得ること。

#### 第 17 契約不適合責任

納入された装置及び据付工事・本要求水準書に基づき納入したすべてについて、システムの納入後、令和 7 年 3 月 31 日以内に設計及び構造上の原因により生じた障害は、受注者において無償で修復すること。

また、前期間を過ぎた後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

#### 第 18 疑義

- 1 本要求水準書の解釈について、疑義又は規定のない事項が生じた場合は、発注者と協議して解決するものとする。
- 2 本工事等について疑義又は規定のない事項が生じた場合は、直ちに工事を中止し速やかに発注者と協議して発注者の指示に従うこと。
- 3 本要求水準書に関する訴訟等は、発注者所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

#### 第 19 提出書類

受注者が契約又は納入に際して発注者に提出する書類は、次を標準とする。

- 1 設計業務に関する書類
  - (1) 設計業務着手前提出書類
    - ア 着手届（着工）
    - イ 業務工程表
    - ウ 現場管理者・管理技術者通知書
  - (2) 業務計画書  
業務計画書には以下の事項を記載すること。
    - ア 設計概要
    - イ 設計方針
    - ウ 設計工程
    - エ 設計体制
    - オ 使用する主な図書
    - カ 適用する法令、基準及び指針等
    - キ 連絡体制
    - ク 提出する電子データのファイル形式
    - ケ その他発注者が指示するもの
  - (3) 設計図書
    - ア 各種設計上必要な計算書
    - イ 数量調書
    - ウ 工事費内訳書
    - エ 設計図面
    - オ 各種調査結果報告書
    - カ 各種報告書等
    - キ 打合せ議事録
    - ク 電子データ
    - ケ その他発注者が指示するもの

(4) 業務完了通知書

2 機器等製造・調達に関する書類

(1) 機器等の承諾図

- ア システム構成図
- イ 機器構成表
- ウ 機器仕様書（仕様協議書含む。）
- エ 外観図
- オ その他発注者が指示する必要書類

(2) 機器等の完成図

- ア 機器配線系統図
- イ 電源系統図
- ウ 出荷試験成績書
- エ 現地試験成績書
- オ 機器取扱説明書・操作説明書
- カ その他発注者が指示する必要書類

3 工事に関係する書類

(1) 工事着工前提出書類

- ア 下請負人通知書
- イ 工事カルテ（CORINS受注登録）
- ウ 使用機材一覧表
- エ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書
- オ 各官公署への届出書類
- カ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し
- キ 工事保険証の写し

(2) 施工計画書

受注者は、工事着手に先立ち、以下に示す総合施工計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。また、工種、工種毎の具体的な計画を定めた施工計画書を当該工事に先立ち作成し、発注者の承諾を受けること。

- ア 工事体制表
- イ 工程表
- ウ 施工要領
- エ 検査計画
- オ 使用材料、規格、仕様について記載した資料
- カ 使用材料の品質管理等について記載した資料
- キ 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- ク 緊急時連絡体制
- ケ 安全管理

(3) 工事施工時提出書類

- ア 各種承諾図
- イ 各種施工図
- ウ 各種工事施工計画書
- エ 検査計画書、検査願
- オ 協議書
- カ 各種試験成績報告書
- キ 施工体制台帳の写し及び施工体系図
- ク 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書
- ケ 工事週報又は工事日報

- コ 打合せ記録簿
- サ 安全管理実施報告書
- シ 試運転要領書
- ス 性能試験要領書
- セ 各種計算書、検討書
- ソ 各官公署検査済証、成績表、合格証
- タ その他発注者が指示する必要書類

(4) 竣工図等

- ア 工事完成届
- イ 竣工図
- ウ 工事写真
- エ 実施工程表
- オ 品質管理記録
- カ 出来形管理記録
- キ 安全教育及び安全訓練等実施記録
- ク 打合せ議事録
- ケ 自主（社内）検査報告書
- コ 産業廃棄物管理票の写し
- サ 引渡書
- シ 取扱説明書
- ス 試運転報告書
- セ 性能試験報告書
- ソ 緊急時対応マニュアル
- タ 各種保証書
- チ その他発注者が指示する必要書類

(5) 工事写真

工事写真は、事業名、撮影対象物、撮影場所の説明事項を記入の上、提出する。撮影箇所、撮影頻度等は以下のとおりとする。

- ア 着工時は、工事範囲が把握できるよう撮影する。
- イ 施工中は、工事主要箇所及び隠ぺいされる箇所を工事工程に従い適宜撮影する。
- ウ 事故発生時は、事故の状況が確実に把握できるよう詳細に撮影する。
- エ 完成時は、工事範囲が把握できるよう撮影し、着工時と比較できるようにする。

(6) 電子成果物

電子成果物はCD-Rとする。

4 その他業務に関する書類

その他業務に関する書類は、「本章 第19 提出書類 1 設計業務に関する書類」と同様とする。

ただし、同項の「(3) 設計図書」は発注者に確認の上、業務内容に応じ省略することができる。また、上記の他、以下の書類を業務実施前までに提出し、発注者の承諾を得ること。

（操作研修業務を除く。）

- ア 移設機器の移設手順書
- イ 撤去機器の撤去手順書
- ウ システム切替事前試験手順書
- エ システム切替手順書

第20 保守管理

本契約で納入されたすべての装置は、運用開始から令和7年3月31日までの間を無償保証期間とし、以下の保守管理対応を行うこと。

- 1 受注者は消防通信業務の緊急性及び重要性を十分認識し、受注者の負担においてシステムの無停止運用の推進並びに365日24時間オンコール体制により、リモートメンテナンス等の方法でシステムの障害排除及び復旧に努めること。
- 2 休日・夜間等の連絡先・担当者名を発注者に届け出るとともに、緊急障害発生の場合に速やかに専門技術者を派遣するなど、万全なバックアップを図るための体制をとること。
- 3 システムが正常、かつ円滑に稼働できるよう予備装置・使用部品等の確保及び機能維持を図るため万全な保守体制をとること。
- 4 完成検査合格後、コンピュータ系に関してはおおむね5年、その他の機器に関してはおおむね10年間の部品を確保すること。

## 第2章 共通指定事項

### 第1 設計条件

設計に当たっては、本要求水準書及び関連文書によるものとし、製造に当たっては、承諾用図面として承諾図を提出し発注者の承認を受けること。

### 第2 部品及び材料

システムに使用する部品及び材料（以下「部材」という。）の規格は、特に指定のない限り関連文書によるものとし、発注者の承認を受けること。

### 第3 機器等

機器の筐体の材質、表面処理等は設置場所、用途に応じ耐久性を考慮したものとする。

### 第4 製品の表示

機器等の筐体には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造者等を明記した銘板を適宜の場所に付けるものとする。

### 第5 構造、形状、寸法及び質量

- 1 本設備の構造、形状等は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び拡張性を考慮した軽量堅固なユニット化構造とする。
- 2 各装置等の構造、形状、寸法及び質量、消費電力は事前に承諾図を提出して発注者の承認を受けなければならない。

### 第6 使用条件に対する性能

システムの使用条件は、次によるものであること。

- 1 周囲温度（室内）10℃～32℃
- 2 周囲湿度（室内）20%～80%
- 3 連続動作連続使用が可能であること。

### 第7 品質保証

受注者は、本要求水準書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定し、それを維持しなければならない。



## 第3章 システムの概要

### 第1 システムの基本事項

高機能消防指令システムは、消防、救急、救助活動において円滑、かつ迅速に業務が遂行できるように、的確な出動指令と効率的な活動を行うための各種支援情報を提供し消防力の最大発揮を図るものであること。

また、「各種災害の受付～指令業務及び無線交信等」（以下「指令管制業務」という。）を効率よく行うために、各種通信機器・情報機器により構成され、それらが総合的かつ有機的に連携して機能を実現するものであること。

- 1 システムの高機能化とともに、消防救急救助業務に関連する各システムとの連携、連動を強化した、総合的なシステムを構築すること。
- 2 365日24時間の無停止運用を行うシステムであることから、指令制御装置、サーバー、コンピュータ等重要な装置は冗長化構成とすること。
- 3 システムの保守管理及びデータメンテナンス等が機能を停止すること無く容易に行え、業務運用の継続に支障を与えないこと。また、機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。
- 4 指令台、地図等検索装置等の複数台同一装置を設置する機器については、分散制御処理方式により障害を局所化及び縮退運用による運用の継続ができるものとする。なお、システムに使用する処理装置は、システムの重要性、長時間の連続運用を鑑みて長時間連続運用可能なモデルとし、汎用のパソコンを使用しない構成とすること。また、システムの高負荷に対する高い信頼性を持ったOS等を使用すること。
- 5 使用頻度の高い機能は、最小のタッチ数で操作でき、複雑な操作が必要なものについては、ガイダンス機能・誤操作対策・操作訓練機能を設ける等、操作性及び視認性の向上並びに操作の簡略化等を考慮すること。
- 6 自動出動指定装置で一元管理される指令管制データ（水利、目標物、世帯主、届出情報等）のシステム導入稼働後に発生する変更（追加、削除、修正）作業は、指令センターに設置されるシステム装置等により消防職員が容易に行えるものであること。
- 7 システムで運用するネットワークを利用して、地図等検索装置、指令電送装置、出動車両運用管理装置（車両に搭載する車両運用端末装置を含む。）等のオンラインデータメンテナンスが行えること。
- 8 最新の情報通信技術を採用し、通報の受付から現場到着までの時間短縮を図るとともに、大規模災害や同時多発災害においても迅速、正確に対応できるシステムとすること。
- 9 災害現場における活動隊と指令センター等との間において、迅速かつ円滑に情報共有を行うことができるものとする。
- 10 大規模災害等の発生により、指令センターが被災した場合を考慮し、指令センター以外の拠点で指令管制業務を継続するためのバックアップの仕組みを構築すること。
- 11 機器設計及び据付工事においては、地震等の災害発生を考慮し、可用性を最大限に高めた信頼性の高いシステムを構築すること。
- 12 社会情勢の変化や法改正等によるプログラムの変更が容易であり、端末装置の増設やシステムの拡張性を有するシステムとすること。
- 13 システムに係わるソフトウェア、データ及び地図データのセットアップについては、受注者の責任において行ない、円滑かつ正常に稼働させること。
- 14 地図等検索装置に使用する地図データ及び消防OAシステムに使用する各市販ソフト等は、バージョンアップに容易に対応できること。
- 15 光IP回線、ISDN回線、ブロードバンド回線に対応したシステム設計であること。

## 第2 共同運用に関わる要求仕様

- 1 出動隊編成については、各消防（局）本部の現行編成が維持されるものとし、災害地点に応じて自動的に各消防（局）本部の出動隊が編成されること。詳細は、別途協議事項とする。
- 2 指令センターに集約される災害活動に必要な情報（事案情報、指令情報、車両状況、気象情報等）が各消防（局）本部から確認でき、情報の共有化ができること。
- 3 指令センター及び各消防（局）本部、署所、関係機関からのデータアクセスについては、適切なガードが掛かるよう考慮すること。詳細は別途協議事項とする。
- 4 消防OAシステムのサーバーは各消防（局）本部別とし、各消防（局）本部別にデータが管理できること。各消防（局）本部の端末からは他の消防（局）本部のデータにアクセスすることはできないこととするが、指令センターの端末からはすべての消防（局）本部のデータにアクセスできるようにすること。詳細は別途協議事項とする。

## 第3 ネットワーク構成

- 1 指令センター・各消防（局）本部・消防署に対して最も適したネットワークを構築すること。
- 2 自動出動指定装置、地図等検索装置、音声合成装置、消防OAシステムは、相互に連携しデータの一元化を図ること。

## 第4 特記事項

- 1 本要求水準書に掲げる各機器の機能、性能は、同等若しくは同等以上とすること。
- 2 本要求水準書に定める内容を特に遵守し、受注者の一方的な解釈での納入は一切認めないものとする。
- 3 本システムの整備にあたり、個人情報の取扱いが発生することから、個人情報に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項を満たす企業として情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及び品質マネジメントシステム（ISO9001）の認定を受けた者であること。

第5 システムの機器構成

本システムの機器構成は、第1表のとおりとする。

第1表

項	機 器 名	数量	概 略 仕 様
1	指令装置 1) 指令台  2) 自動出動指定装置 (1) 制御処理装置 (2) 自動出動ディスプレイ 3) 地図等検索装置 (1) 地図等検索装置 (2) 地図用ディスプレイ 4) 長時間録音装置 5) 指令制御装置 6) 非常用指令設備 7) 携帯電話・I P 電話受信転送装置 8) プリンタ 9) カラー複合機 10) スキャナ 11) 署所端末装置 12) 無線指令受付装置 13) 支援情報端末装置 (1) 多目的情報ディスプレイ (2) I T 情報ディスプレイ 14) 駆込通報装置	9 台   1 式 9 面  9 台 9 面 1 台 1 式 1 台 1 式 1 台 1 台 1 台 3 5 台 3 4 台  9 面 9 面 3 6 台	分離設置型、輻輳時1台3事案対応 ※3事案目の扱いについては、指令卓以外による実現も可とする  二重化構造 タッチパネル方式23型以上ワイド液晶モニター  タッチパネル方式23型以上ワイド液晶モニター デジタル記録式、メモ再生機能 現用予備内部二重化構造 I P 対応 指令制御装置内蔵可 A3判対応、用紙トレイ2式装備 A3判対応、用紙トレイ2式装備 A3判対応、原稿固定読み取り式 卓上型 デジタル無線によるバックアップ  タッチパネル方式23型以上ワイド液晶モニター タッチパネル方式23型以上ワイド液晶モニター 鶴ヶ島消防署は2台設置
2	指揮台	1 台	指令台同等機能、同構成
3	表示盤 1) 車両運用表示盤 2) 支援情報表示盤 3) 多目的情報表示盤 4) 映像制御装置 5) 消防局用プロジェクタ 6) 本部用情報表示盤  7) 災害対策室用情報表示盤 8) 署所用情報表示盤	1 面 1 面 2 面 1 式 2 式 2 式  3 式 5 5 面	55型ワイド液晶×4面マルチ構成 55型ワイド液晶×4面マルチ構成 55型ワイド液晶×4面マルチ構成 切替器、分配器、ビデオ録画機等 120型以上単面プロジェクタ 60型以上ワイド液晶（坂戸・鶴ヶ島、西入間） 60型以上ワイド液晶（坂戸・鶴ヶ島、比企、西入間） 46型相当ワイド液晶（設置場所は別紙2参照）
4	無線統制台 1) 指令台部 2) 無線統制部	1 台 2 式	指令台同等機能 高機能の遠隔制御装置相当2式構成とし、1式で全無線回線の運用が可能な容量とする

項	機 器 名	数量	概 略 仕 様
5	指令電送装置 1) 指令情報送信装置 2) 指令情報出力装置 (1) 制御装置 (P C) (2) モニター装置 (P C) (3) 指令書出力プリンタ	1 式 7 2 台 7 0 台 3 8 台	他装置と兼用可、二重化構造 設置場所は別紙 3 参照 同上 同上
6	気象情報収集装置	1 台	気象 W e b サーバー
7	災害状況等自動案内装置	7 台	音声合成装置連動型
8	順次指令装置	1 台	音声合成装置連動型 (坂戸・鶴ヶ島用)
9	音声合成装置	1 式	他装置と兼用可
1 0	出動車両運用管理装置 1) 管理装置 2) 車両運用端末装置 (Ⅲ型) 3) 車外設定端末装置	1 式 1 9 3 式 1 2 0 式	他装置と兼用可、二重化構造 L T E 対応 A V M 基本部 + G P S + ナビ機能 6 動態登録、1 式は 2 台構成
1 1	システム監視装置 1) システム監視装置 2) データメンテナンス装置	1 式 1 1 式	データ保守機能付
1 2	電源設備 1) 指令センター用無停電電源装置 2) 署所用無停電電源装置 3) 直流電源装置 4) 指令センター用非常用発動発電機	1 式 3 3 式 1 式 1 式	停電補償 1 0 分、危険分散 3 系統化 停電補償 1 0 分 4 8 V 系、停電補償 8 時間以上 自動起動、燃料タンク 7 2 H 分 (屋外設置)
1 3	統合型位置情報通知装置	1 台	他装置と兼用可、二重化構造
1 4	拡張台	9 式	数量は詳細設計後に協議
1 5	Eメール指令装置	1 式	一斉配信型、他装置と兼用可
1 6	1 1 9 番通報受付補助システム 1) F A X 1 1 9 受信装置	1 台	卓上型
1 7	現場映像伝送装置 1) 現場映像送信装置 (1) スマートフォン又はタブレット (2) テレキャスターカメラ 2) 現場映像受信装置 3) 現場映像配信装置 4) 消防 (局) 本部用映像モニター装置	1 0 式 1 式 1 式 1 式 4 式	1 0 ライセンス カメラ本体、制御部 (タブレット) デスクトップ型 各消防 (局) 本部映像配信 4 9 型以上液晶

項	機 器 名	数量	概 略 仕 様
18	監視カメラシステム 1) 監視カメラ 2) 指令センター用監視映像モニター装置 3) 署所用監視映像モニター装置	75台 7台 36台	Webカメラ方式 設置場所は別紙2参照 デスクトップ型 デスクトップ型
19	情報共有化システム 1) 管理装置 2) 情報共有端末 3) 大型タッチパネル	1式 5式 1式	他装置と兼用可 デスクトップ型 電子黒板又は60型相当大型タッチパネル
20	消防OAシステム 1) サーバー 2) クライアント端末 3) 救急携帯情報端末装置 4) 指揮車端末装置 5) OAパッケージソフト	12式 202台 66台 9台 1式	データベースサーバー 7式 資料図管理サーバー 1式 ファイルサーバー 4式 (上記構成は【参考】、サーバー構成はメーカー標準とする。) ノート型 タブレット型 パッケージ数量は別紙5参照
21	避雷装置 1) センター用高速電源避雷装置 2) 署所用高速電源避雷装置 3) センター用高速回線避雷装置	1式 35式 1式	
22	消防救急デジタル無線設備【参考】 1) 基地局無線装置改修部材 2) 無線回線制御装置 3) 管理監視制御卓 4) ゲートウェイ装置 (中間サーバー) 5) ネットワーク機器 6) 機器収容架 7) 卓上固定移動局無線装置 8) 回線多重化装置 9) バックアップシステム用遠隔制御器	2式 1台 1台 1式 1式 1台 6台 14式 8台	堂平山共通波系基地局無線装置のライン盤実装 プリンタ含む TS-1023に準拠した非音声通信の接続装置 各基地局エリア内の1署に設置 (第2空中線を含むこと。) ただし、飯能日高基地局、埼玉西部消防局の補完基地局は除く 音声+接点伝送 OD接続用
23	セキュリティー及びネットワーク装置	1式	

項	機 器 名	数量	概 略 仕 様
2 4	署所放送設備 1) I P告知放送卓 2) I P告知端末 3) 音声優先制御装置	2 台 7 台 7 台	坂戸・鶴ヶ島と西入間に設置 本部用 署所用 同上
2 5	構内電話交換設備 1) 消防局用構内電話交換機 2) 消防本部／消防署用構内電話交換機  3) 消防署用構内電話交換機 4) 分署用構内電話交換機  5) 電話機等 (1) 多機能電話機 (2) 一般電話機 (3) コードレス電話機 (4) 集中受付装置 (5) 音声応答装置	1 式 6 式  2 式 2 3 式  6 3 8 台 1 1 6 台 2 9 台 3 8 台 4 台	埼玉西部消防局 所沢東消防署、狭山消防署、入間消防署、飯能日高消防署、比企広域消防本部、坂戸・鶴ヶ島消防組合本部 小川消防署、鶴ヶ島消防署 三ヶ島分署、松山北分署、坂戸西分署等  D S S コンソール 埼玉西部消防局に 1 台 狭山、入間、飯能日高消防署に病院案内用をそれぞれ 1 台
2 6	消防署活動系無線機	1 5 5 式	構成品の種類、数量については、個別仕様による
2 7	予備品・付属品	1 式	調度品・事務用品等

## 第6 構築の基本的条件等

システムの構築に当たっては、次の基本的な条件、技術基準等を考慮すること。

### 1 電氣的規格

各装置の規格は次のとおりとする。

- (1) 制御方式 蓄積プログラム式
- (2) 通話路方式 P C M時分割方式又は I P 交換方式

### 2 伝送品質

加入者線、専用線等の線路条件は、次の値を基準とするが当該地域の N T T 等の伝送路特性を考慮したものとする。

#### (1) 線路抵抗

- ア 119番回線 直流式 3,000Ω以下(ループ抵抗)  
交流式 1,000Ω以下(ループ抵抗)  
光 I P 方式
- イ 指令回線 E t h e r n e t 式
- ウ 加入回線 アナログ式 1,000Ω以下(ループ抵抗)  
I N S 方式若しくは光 I P 方式

(2) 絶縁低抗及び絶縁耐圧は、電気設備技術基準によるものとする。

(3) 接地抵抗は、電気設備技術基準によるものとする。

### 3 電話回線通信規約(プロトコル)等

- (1) 加入有線、専用線及び内線等の回線条件は、(財)電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によるものとする。
- (2) 各種加入者線の接続条件及び信号方式等は、N T T 等が規定する規格に準拠するものとする。
- (3) 119番トランクは、直流式又は交流式及び I N S 回線又は光 I P 回線の何れにも対応でき、N T T 等の規格に適合するものとする。

## 第4章 各装置別仕様

### 第1 指令装置

本装置は消防救急受付指令業務を行うもので、以下の装置で構成され、各構成装置は次の機能、性能、構造を備えていること。

#### 1 指令台

##### (1) 概要

本装置は、119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動隊編成、出動指令、現場活動支援を統括する指令管制操作の主装置である。

##### (2) 機能仕様

###### ア 基本事項

- (ア) 操作性に優れ、迅速かつ正確に処理が行えること。
- (イ) 指揮台機能を有し任意の台から指揮統制ができること。

###### イ 回線・回路構成

- (ア) 収容する回線・回路の構成は、第2表を目安とするが、発注者との協議により最終決定すること。
- (イ) 収容する回線・回路の容量は、将来の拡張にも対応できること。

第2表

項	回線・回路名称	収容回路数	備 考
1	119番受付回線	27	
2	携帯119番受付回線	—	119番受付回線に重畳
3	携帯119番転送回線 携帯119番転送受付回線	6	
4	新事業者119番受付回線	—	119番受付回線に重畳
5	指令回線	35	構内私設線1回線分を含む
6	局線（一般加入者回線）	2	指令台／指揮台専用
7	専用線	11	
8	無線回線	31	
9	内線	5	
10	庁内放送回線	10	
11	災害状況等自動案内回線【既設】	—	所沢：一般INS回線×5回線（10CH） 狭山：アナログ×3回線 入間：アナログ×4回線 飯能日高：アナログ×3回線 坂戸鶴ヶ島：一般INS回線×2回線（4CH） 西入間：一般INS回線×5回線（10CH） 比企：トーカー用1回線（10CH）
12	自動順次指令回線【既設】	—	坂戸鶴ヶ島：一般INS回線×2回線（4CH）

※数量は、アナログ回線換算数量とする。



### (3) 構造概要

#### ア 基本事項

- (ア) 指令台は堅牢で、扱者の操作及び監視が迅速に行えるよう整然と配置すること。
- (イ) 将来のシステム拡張にも容易に応じられるよう配慮すること。
- (ウ) 指令台は同一機能を備えた分離設置型装置とすること。
- (エ) 各指令台の操作は通常1名で運用できること。また、119番通報輻輳時、各ディスプレイを活用して輻輳事案処理が行えること。
- (オ) 任意の指令台1席で119番通報受付等の操作中であっても、他席において並行して別事案の処理が可能であること。
- (カ) 必要に応じて同一事案を複数の席で分散処理できること。

#### イ 装置構成【参考】

(ア) 架台部 フリーアーム構造

(イ) ハードキー操作部（主・副席） 通信用ハードキー

(ウ) 指令台ディスプレイ（各ディスプレイ名称は【参考】）

- ・自動出動ディスプレイ 23型以上ワイドタッチパネルモニター
- ・地図用ディスプレイ 23型以上ワイドタッチパネルモニター
- ・多目的情報ディスプレイ 23型以上ワイドタッチパネルモニター
- ・IT情報ディスプレイ 23型以上ワイドタッチパネルモニター

(エ) 手書き入力装置 他装置との兼用も可とする

(オ) デジタル無線操作部 他装置との兼用も可とする

#### ウ 架台部

(ア) 筆記面として利用できる程度のスペースを確保すること。

(イ) 制御処理部（PC等）を収容する場合、耐震対策を施すこと。

#### エ ハードキー操作部（主・副席）

(ア) ハードキー操作部は、受付操作等を行う通信用ハードキーで構成されること。

(イ) 通信用ハードキーは迅速・的確・確実な操作が必要なため、ワンタッチ操作で運用可能な押しボタン型とし、その構造は耐久性に優れたメカニカルスイッチ（機械式ボタン）を採用したものであること。

(ウ) 通信用ハードキーの操作ボタンは、LED点滅等による操作誘導が行えること。

(エ) 通信用ハードキーは、指令操作員により利き手や体格が異なる場合にも最適な操作性を得ることができるよう配置が自由な可動型とすること。

(オ) 通信用ハードキーは非常時運用を考慮し、直流電源供給により動作するものとし、最低8時間以上の停電保証をすること。

#### オ 指令台ディスプレイ

(ア) 指令台ディスプレイは自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ、多目的情報ディスプレイ、IT情報ディスプレイで構成されること。

(イ) 各ディスプレイは通常の着座位置で画面タッチによる対話式操作が行えるよう、指令台前面机端部から操作面までの距離を考慮して設置できること。

(ウ) 操作面が自由に配置できるようフリーアーム構造とすること。

(エ) ディ스플레이交換が容易なVESAG規格を採用すること。

(オ) 通信指令員毎に扱いやすい入力方式を次から任意に選択できること。

- ・タッチスクリーン入力方式
- ・マウス入力方式
- ・キーボード入力方式

(カ) ディ스플레이構成は、以下のいずれかとすること。なお、各ディスプレイの配置は協議の上決定すること。

IT情報 ディスプレイ	多目的情報 ディスプレイ	自動出動 ディスプレイ	地図用 ディスプレイ
----------------	-----------------	----------------	---------------

指令台ディスプレイ（横4画面構成）

自動出動 ディスプレイ	地図用 ディスプレイ
IT情報 ディスプレイ	多目的情報 ディスプレイ

指令台ディスプレイ（縦横2×2画面構成）

#### カ 手書き入力装置

本装置は、指令台及び指揮台に搭載し、119番通報受付時に、受付内容の入力等を行うものである。

##### (ア) 機能仕様

- (a) 119番通報受信時の手書きメモの入力、管理が行えること。
- (b) 入力された情報は事案データと紐づいて管理が行えること。
- (c) 入力中の情報は他席からも参照ができること。
- (d) 雛形を表示し、その上にメモ書きができること。また、消しゴム機能を有すること。
- (e) 入力中の手書き情報を表示盤に表示できること。
- (f) 他席にて入力した手書き情報を通報受付中の指令台ディスプレイに表示できること。
- (g) 指令台ディスプレイに表示中の地図画面を取り込み、手書き入力装置で書き込みができること。
- (h) 入力した手書き情報を車両運用端末装置に送信できること。

##### (イ) 構造概要

- (a) 専用のペンタブレット端末又は指令台ディスプレイ上による入力とすること。
- (b) 指令台ディスプレイ上による入力の場合、本装置は自動出動指定装置等との兼用も可とする。

#### キ デジタル無線操作部

本装置は、デジタル無線制御装置及びデジタル無線操作部で構成され、送信する無線チャンネルの選択表示及び着信状況の表示を行なうものである。

##### (ア) 機能仕様

- (a) 送信する無線チャンネルの個別選択、複数選択ができること。
- (b) 着信状況（基地局名称・移動局名称・使用周波数又は無線波名称・着信時刻。）をリアルタイムで表示できること。また、着信履歴を5件以上表示できること。
- (c) デジタル無線の通信状況を常時表示でき、119番受付画面等に切り替らず受信チャンネル画面を常時モニターできること。

##### (イ) 構造概要

- (a) 指令操作員により利き手や体格が異なる場合にも最適な操作性を得ることができるよう配置が自由な可動型とすること。
- (b) 通常の着座位置で画面タッチによる操作が行えること。

(c) 本装置は他装置との兼用も可とする。

(4) 機器仕様

【別冊1第1-1】機器仕様要件を参照のこと。

(5) その他の事項

ア 操作用のJISキーボードは操作性を考慮し、指令台机上に常設すること。

イ 各種音声モニターは、ハードキー操作部に設けられた操作ボタン（ハードキー）により、無線・他席・音声合成・外部装置の4項目からワンタッチで選択できること。なお、音声モニター用スピーカはハードキー操作部組込型とし、その音量はハードキー操作部に独立して装備された専用の可変抵抗器（ボリューム、機械式）のツマミ操作により調整できること。【参考】

ウ 迅速、的確、確実な消防無線運用を図る為、ハードキー操作部に無線通信用の各個別チャンネルボタン（ハードキー）12個以上とプレストークボタン（ハードキー）を常設すること。なお、無線運用時の送受話には119番受付や指令等で用いるブレストが利用できること。

エ 119番、その他の回線の着信音量を3段階で調整できること。【参考】

2 自動出動指定装置

(1) 概要

本装置は、119番通報受付から事案終了までの一連の災害情報を処理するもので、指令台、指揮台、地図等検索装置、表示盤、及び署所端末装置等を有機的に結合し、システムの自動化機能を制御するものである。また、指令管制業務を円滑に行うための中枢となる装置であるため、装置の多重化等の構成を行い、障害発生時は人の手を介して切替え操作することなく、無停止運用ができることとする。

(2) 機能仕様

ア 通話機能

(ア) 着信通知（着信の表示）【参考】

(a) 119番通報着信時、着信をわかりやすく通知すること。

(b) 通話中に119番通報着信があった場合も着信をわかりやすく通知すること。

(c) 発信者番号を「通知」設定にした119番通報の発信者番号を表示できること。

(d) 発信者番号を「非通知」設定にした119番通報の発信者番号を強制的に取得し、表示できること。

(イ) 着信通知（着信回線の表示）

119番通報着信時、以下が確認できること。

(a) 回線名称

(b) 回線種別

(c) 発信番号

(d) 発信者名称

(e) 地区

(f) 通信事業者名称

(ウ) 着信通知（回線状況の表示）

着信中に通報者が切断した場合、指令台ディスプレイに警告メッセージを表示できること。

(エ) 着信通知（着信音の鳴動）

(a) 119番通報着信時、着信音を鳴動できること。

(b) 119番回線の着信と、119番以外で別の着信音を鳴動できること。

(c) 複数の着信が入電した場合、優先順位の高い回線の着信音を鳴動できること。

(オ) 通話履歴表示【参考】

119番通報着信時にナンバーディスプレイ情報を用いて過去の通報履歴を検索し、通報履歴の一覧表示ができること。なお、一覧表示の項目は概ね次のとおりとする。

- (a) 発信番号
  - (b) 通報者名
  - (c) 覚知日時
  - (d) 災害種別
  - (e) 搬送先病院
  - (f) 災害地点住所
  - (g) 整番
  - (h) コメント
- (ハ) 集中応答
- (a) 集中応答ボタンにより、指令制御装置に設定されている回線の優先順、着信日時の早い順に応答できること。
  - (b) 119番回線を、他の回線より優先して受け付ける機能を有していること。
- (ニ) 指定応答
- (a) 着信中の回線を指定して応答できること。
- (ホ) 着信保留
- (a) システムに着信し、着信鳴動、着信表示している119番回線を保留することができること。
  - (b) 通報者に対して自動的に「ただいま通報が輻輳しています。そのままお待ち下さい。」等の輻輳メッセージ案内が行えること。
  - (c) 長時間保留を防止するため、着信保留中の回線がある場合、ディスプレイの「着信保留中」表示及びハードキー操作部の「保留応答」ボタンの誘導用LEDが点滅し、保留中回線があることの注意喚起ができること。
- (ヘ) 通話保留
- (a) 通話中の回線の保留ができること。
  - (b) 保留した回線は、すべての装置で保留応答できること。
- (コ) 通話自己保留
- (a) 通話中の回線を、自台でのみ保留応答が可能な自己保留ができること。
- (セ) ダイアル転送
- (a) 通話中の回線を転送することができること。
  - (b) ダイアル発信により、任意の番号に転送ができること。
  - (c) ワンタッチ転送先ボタンにより、登録した転送先にワンタッチで転送できること。  
なお、ワンタッチ転送先は、時間帯の選択ができること。
- (シ) 3者通話
- (a) 自台と各回線による3者通話ができること。
  - (b) 自台で終話操作をした場合、自台を除いた2者通話状態となること。
- (ス) 指令台間通話
- (a) 通話状態ではない指令台間で音声による通話ができること。
  - (b) 他台が応答通話中、その通話に割り込み3者通話ができること。
  - (c) 指令台間通話の状態が画面上で確認できること。
- (セ) 有無線接続
- (a) 消防救急デジタル無線システムと接続し、緊急消防援助隊車両と埼玉県庁（調整本部）とが指令台を介して、通話（有無線接続）ができること。
- (ソ) 着信履歴
- (a) 指令台の着信を記録し、指令台ディスプレイ上に表示できること。
  - (b) 記録された履歴から発信操作ができること。

- (ク) 発信履歴
  - (a) 指令台の発信を記録し、指令台ディスプレイ上に表示できること。
  - (b) 記録された履歴から発信操作ができること。
- (ケ) ダイヤル発信
  - (a) 指令台ディスプレイからのソフトキーによるダイヤル発信ができること。
  - (b) 指令台ディスプレイのダイヤルはテンキー方式とし、発信したダイヤル番号の確認ができること。
- (コ) ワンタッチ発信
  - (a) 指令台からのダイヤル発信ができること。
  - (b) 発信時は発信したダイヤル番号及び相手先の確認ができること。
  - (c) ワンタッチ発信先は、職員により登録・削除などの編集ができること。
- (カ) リダイヤル発信
  - 発信した番号を記憶し、容易に発信できること。
- (キ) 119番再呼び（コールバック）
  - 119番回線の通話中に通報者が切断した場合、通報者に対しボタン操作で再呼びができること。
- (ク) 音声ガイド
  - 119番通報者に対し、ガイドボタンで外国語等の通報に関する案内ができること。
- (ケ) 119番回線状態表示【参考】
  - 119番回線の状況を一覧表示で確認ができること。なお、一覧表示の項目は次のとおりとする。
  - (a) 回線番号
  - (b) キャリア・エリア
  - (c) 回線状況
- (コ) 回線保留状況表示【参考】
  - 回線保留の状況を一覧表示できること。なお、一覧表示の項目は次のとおりとする。
  - (a) 回線名称
  - (b) 保留を実施した指令台
- (カ) 回線保留状況監視
  - 長時間保留を防止するため、一定時間保留が継続した場合には可聴による警告ができること。
- (キ) 着信音量変更【参考】
  - 119番、その他の回線の着信音量を3段階で調整できること。
- イ 音声記録機能
  - (ア) 通話・指令音声の録音
    - 長時間録音装置と連動し、手動又は自動で通話や指令音声の録音ができること。
  - (イ) 通話・指令音声の再生
    - 長時間録音装置と連動し、録音音声一覧又は事案一覧画面から録音音声の再生ができること。
- ウ 音声モニター機能【参考】
  - (ア) 無線モニター
    - ハードキーにより指定の無線回線を選択し、モニターできること。
  - (イ) 通話モニター
    - (a) 通話に参加していない指令員が通話中の指令台をモニターし、通話の監視及び通話内容を把握することができること。
    - (b) 1つの指令台に対して、複数の指令台が通話モニターを行うことができること。
    - (c) 通話モニター中に通話割込み操作ができること。

エ 口頭指導補助機能

(ア) 口頭指導マニュアル表示

- (a) 職員の操作により、口頭指導マニュアルが登録できること。
- (b) 口頭指導マニュアル一覧画面から口頭指導マニュアルを選択し、指令台ディスプレイに表示できること。

(イ) 口頭指導記録

- (a) 通報者に対して行った（バイスタンダーCPR等）口頭指導の内容を登録できること。
- (b) 登録された口頭指導内容は消防OAクライアント端末から閲覧できること。

(ウ) メトロノーム音送出

- 通報者のバイスタンダーCPRを補助するため、指令台から通報者の受話器に対してメトロノーム音を再生・送出できること。

オ 災害状況案内機能

(ア) 災害状況自動案内装置と連動し、自動作成された自動案内メッセージを自動で電話送出できること。

(イ) 自動案内メッセージは、事案終了時に自動で削除、又は職員により手動削除ができること。

カ 出動指令機能

(ア) 予告指令

- (a) 対象署所に対し、音声合成予告指令（〇〇通報入電中）を送出できること。
- (b) 予告指令先署所の選定は災害地点管轄、災害種別を判断できること。また、災害区分毎に昼夜で予告指令先を変更できること。
- (c) 音声合成予告指令の送出タイミングは、システム設定により自動送出又は、通信指令員の判断による手動送出のいずれも行えること。
- (d) 予告指令後に予告指令を取り消す必要がある際に、予告指令を行った指令先に対し、合成音声による予告指令の取り消しの放送ができること。

(イ) 出動指令

- (a) 決定した覚知情報（災害種別、災害地点住所、出動目標物、出動車両等）に基づき、出動車両の所属する署所を自動的に選択し、別途定める音声合成装置と連動して、音声合成による出動指令ができること。

- (b) 次の予告指令音を自動又は手動により送出できること。

- ① 火災音
- ② 救急音
- ③ 警戒音
- ④ 救助音
- ⑤ 調査音
- ⑥ 待機音
- ⑦ チャイム音等

- (c) 時間設定による昼夜間の指令運用が、自動的に切替できること。

- ① 昼間指令 全一斉によるスピーカ拡声指令
- ② 夜間指令 火災指令 屋外スピーカを除く拡声指令
- ③ 救急指令 待機室・救急仮眠室等への拡声指令
- ④ 詳細の設定については、受注者との協議事項とする。

- (d) 手動で出動指令先を選択することで、事案を作成せずに任意のタイミングで出動指令ができること。

- (e) 出動指令先の指令確受状況を指令台ディスプレイ上で確認できること。

- (f) 出動指令の起動に対する応答がなかった署所に対して、出動指令のリトライを行う指令再呼ができること。

- (g) 合成音声による出動指令の送出中に、合成音声を中断し、肉声による指令に切り替えることができること。
- (h) 出動指令と同時に、署所に対して指令書を出力できること。
- (ウ) 緊急一斉指令【参考】  
ワンタッチボタン操作による緊急一斉指令機能を有し、自動出動指定装置障害時や緊急運用時などに、ワンタッチ一斉指令運用ができること。
- (エ) 緊急呼び出し【参考】
  - (a) 出動指令送出中、署所端末からの緊急呼び出しに応答できること。
  - (b) 署所からの緊急呼び出しの際、指令台ディスプレイにはポップアップによる表示がされること。
- (オ) 署所呼び出し【参考】  
出動指令送出中、呼び出し操作を行うことで、呼出し先の署所と署所端末経由で通話することができること。
- (カ) 指令割り込み【参考】  
予告指令、本指令起動時に指令先署所が既に他の指令受令中であった場合、指令を中断して指令先に対して指令を行う指令割り込みができること。
- (キ) 指令待ち合わせ【参考】  
予告指令、本指令起動時に指令先署所が既に他の指令受令中であった場合、自動的に待ち合わせができること。また、待ち合わせ中の指令についてはキャンセルもできること。
- (ク) 出動指令連動
  - (a) 出動指令時に順次指令機能（電話、電子メール等）を自動起動できること。
  - (b) 出動指令時に災害状況自動案内装置を自動起動できること。
- (ケ) 指令回線状況表示【参考】
  - (a) 各署所の指令回線状況を表示できること。
  - (b) 次の回線状況を表示できること。
    - ① 空き
    - ② 指令応答
    - ③ 指令中
    - ④ 未応答
    - ⑤ 確受
    - ⑥ 通話中
    - ⑦ 障害発生中
- (コ) 順次指令
  - (a) 順次指令装置と連動し、非番職員や消防団員に対する電話による招集指令ができること。
  - (b) 非番職員や消防団員に対し、電子メールによる招集指令ができること。
  - (c) 各社携帯電話（NTTドコモ、au、ソフトバンク等）や個人所有パソコン等、電子メールが利用できる端末を送信対象にできること。
  - (d) 災害種別、災害地点などにより招集対象者や連絡先の自動選択ができること。更に、任意で対象者の追加・削除ができること。
  - (e) 送信結果を自動又は手動により印刷できること。

キ 放送機能

- (ア) 指令センター内に指令員による肉声放送、若しくは予め設定した音声データを放送する庁内放送ができること。
- (イ) 出動指令内容を指令センター内に向けて放送する指令拡声ができること。
- (ウ) 119番回線による通報者と指令員の通話を、指令センター内に放送する119番拡声放送ができること。

- (エ) 各署所に指令員による肉声放送、若しくは予め設定した音声データを放送できること。
- (オ) 出動指令先の署所に対し、事案状況に応じた合成音声により鎮火等の活動状況が放送できること。
- (カ) 予警報の登録が行われた際、発令された地域を管区とする署所に対し、発令を合成音声により放送できること。
- ク プリンタ状態表示機能  
指令センターと署所に設置されているすべてのプリンタの名称と状態を確認することができること。
- ケ 事案管理機能
  - (ア) 事案作成
    - 1 1 9 通報応答操作、又は手動による画面立ち上げ操作により、事案作成を開始できること。
  - (イ) 種別登録【参考】
    - (a) 通報内容により、次の通報種別（6種類）が決定できること。
      - ① 火災
      - ② 救急
      - ③ 救助
      - ④ 警戒
      - ⑤ その他災害
      - ⑥ その他
    - (b) 通報種別（「その他」を除く。）毎に、24種類の災害種別を決定できること。なお、通報種別及び災害種別の呼称は別途協議事項とする。
    - (c) 通報種別を細分化した通報種別詳細を決定できること。
  - (ウ) 災害地点登録
    - (a) 登録された目標物を大分類・中分類を順に入力することで絞り込み検索し、絞り込まれた目標物一覧の中から一つを選択し災害地点として決定できること。
    - (b) 頭文字（カナ／漢字／英数字）を1文字入力する毎に、その頭文字に該当する対象情報を順次絞り込み、その絞り込んだ対象データを一覧表示し、その中から一つを選択し災害地点として決定できること。
    - (c) 通報者からの災害地点情報が不明確な場合、情報（文字列）の一部分を入力することにより、その入力した一部分が先頭・中段・後尾の何れの箇所であっても合致する文字を含む情報を抽出して絞り込み、その絞り込んだ対象データを一覧表示し、その中から一つを選択し災害地点として決定できること。なお、検索文字列（入力する一部分）は、ひらがな又はカタカナ、漢字、英数字の入力に対応できること。
    - (d) 複数のキーワードをスペース区切りで入力することで、複数の文字列の部分一致検索を行えること。
    - (e) 携帯電話からの通報を考慮し、携帯電話からの位置情報以外で現場特定が可能な災害地点決定機能を具備すること。
    - (f) 受付者の地理不案内対策として、他席からの災害地点登録操作ができること。
    - (g) 受付者の地理不案内対策として、署所からの災害地点登録操作ができること。
    - (h) 発信地照会操作による位置情報（住所地番情報又は緯度経度情報。）を災害地点として登録できること。
    - (i) 位置情報データと内部データのマッチングは電話番号、住所でできること。また、候補データの選択により地図位置の確認ができること。
    - (j) 高速道路情報として登録された、上・下線情報、キロポスト情報等から、該当地点を表示し、地点確定ができること。
    - (k) 住所を検索し、災害地点として登録できること。



- (l) 住民情報を検索し、災害地点として登録できること。
- (m) 地図上の任意の地点を指定し、災害地点として登録できること。
- (n) 目標物を検索し、災害地点として登録できること。
- (o) 要援護者情報を検索し、災害地点として登録できること。
- (エ) 同報警戒
  - (a) 複数の通報が一定条件を満たした場合に同一事案とみなし、指令台ディスプレイ上に同報警戒警告メッセージを表示できること。
  - (b) 同報と判断した場合、警告メッセージから同報事案として登録できること。
- (オ) 手書きメモ
  - 手書き入力装置と連動し、手書き情報と事案を紐づけ管理できること。
- (カ) 事案一覧表示
  - (a) 活動中事案、終了事案全体の状況を一括で確認するための事案一覧を表示できること。
  - (b) 事案一覧上で絞り込み検索ができること。
  - (c) 事案一覧から選択し、指令書の表示、事案の編集、事案のコピー、消防OAシステムへの事案送信ができること。
- (キ) 関係機関連絡履歴表示
  - 事案対応において連絡した関係機関の履歴を一覧表示できること。
- (ク) その他事案情報の登録
  - (a) 通報者氏名、性別及び電話番号を登録できること。
  - (b) 車両運用端末の操作により、搬送先病院を設定できること。
  - (c) 事案情報に任意の管理項目を設定できること。
- コ 出動編成機能
  - (ア) 災害種別、災害地点の決定に応じて、出動計画に基づいた出動隊の編成及び特命隊編成ができること。
  - (イ) 出動済及び出動予定の隊を表示できること。
  - (ウ) 災害規模・出動次数の名称は自由に設定できること。
  - (エ) 容易な操作で車両追加できること。
  - (オ) 追加する車両は消防（局）本部、署所、車種などにより絞込み表示ができること。
  - (カ) 車両追加画面からの車両追加、編成画面からの加隊、除隊がワンタッチ操作で行えること。
  - (キ) 計画編成に基づく自動出動隊編成の場合、出動対象車両名を出動次数毎に表示できること。1次出動車両に加え、2～4次の出動車両及び繰上げ候補車両を同時に表示できること。また、計画編成時においても直近計算を行い、車両編成画面、車両追加画面に災害地点到着予想時間、予想距離を表示できること。
  - (ク) 車両編成画面にて、救急車の転戦回数又は出動回数の表示ができること。
  - (ケ) 直近編成に基づく自動出動編成の場合、1次～5次出動編成を直近順に表示できること。
  - (コ) 救急救命士の資格を保有した隊員が搭乗している救急車を優先的に編成できる機能を有すること。また、救急救命士の搭乗する救急車両の指定は各署所の指令情報出力装置又は指令台ディスプレイより随時、登録、解除ができること。
  - (サ) 乾燥注意報発令時はポンプ車を自動増隊するなど、気象予警報発令状況に連動した車両編成の自動組み換え機能を有すること。【参考】
  - (シ) 車両編成において必要な出動車両台数を得られなかった場合、計画の場合は編成できなかった車両名、直近の場合は車種を表示できること。【参考】
  - (ス) 道路ネットワーク情報を利用した直近編成機能を有すること。ルート検索を行う際、災害地点に最も近いノードであっても、中央分離帯や線路、川等を挟んでは目的地として採用しないこと。

- (セ) 計画編成と直近編成を併用した混在編成機能を有すること。なお、計画編成と直近編成は車両種別毎に指定できること。
- (ソ) 災害出動時の署所待機車両の不在対策として、他署所からの車両移動待機設定ができること。
- (タ) 車両の代替配備設定ができること。

#### サ 連絡機能

- (ア) 予定・引き継ぎ内容の表示【参考】
  - (a) 予定・引き継ぎ内容を登録・編集できること。
  - (b) 表示開始時刻、終了時刻の登録ができること。
- (イ) 車両運用端末装置への連絡
  - (a) 車両運用端末装置に対し、定型文及び自由文を用いたメッセージ送信ができること。
  - (b) 車両運用端末装置から受信したメッセージ内容を表示できること。
  - (c) 過去のメッセージを履歴として表示できること。
  - (d) 送信先車両を複数選択することにより、複数車両への同時メッセージ送信ができること。
  - (e) 同一事案出動中の車両に対し、同時メッセージ送信ができること。

#### シ 指令台状況閲覧機能【参考】

- (ア) 指令台ディスプレイ上に指令台各席の状態を一覧表示できること。
- (イ) 各指令台の通話状況を表示できること。
- (ウ) 各指令台の他席モニター状況、通話割り込み状況を表示できること。
- (エ) 各指令台の事案対応状態を表示できること。事案対応中の場合、災害地点、災害種別等を表示できること。
- (オ) 他席が対応中の事案を表示できること。
- (カ) 指令台状況はリアルタイムで自動更新されること。

#### ス 表示盤制御機能

- (ア) 指令台ディスプレイからの操作により、指令センターに設置された表示盤へ表示する内容（気象や当番医などの文字・画像情報、監視カメラの映像情報など。）の切り替えができること。
- (イ) 指令台ディスプレイからの操作により、指令センターに設置された表示盤へ表示する内容の表示位置、表示サイズの切り替えができること。
- (ウ) 指令台ディスプレイからの操作により、表示盤の音量調整ができること。

#### セ 訓練機能

- (ア) 119番通報受付から出動指令までの運用に関わる一連の操作を、実際の操作と同等の手順で模倣できること。この場合、出動指令が掛からないよう配慮されていること。
- (イ) 各署所に対して指令放送の送出及び指令書の印刷を伴う操作訓練ができること。この場合、音声合成指令、指令書では訓練指令であることの明示ができること。
- (ウ) 訓練中に119番通報があった場合は、自動的に訓練を中止し、自動出動指定装置の処理が起動し通報受付操作を開始できること。
- (エ) 指令台ディスプレイにおいて、誤って訓練モードで終了することを防止するため、訓練モードとなったことが明らかにわかるよう配慮されていること。

#### ソ 気象情報管理機能

- (ア) 気象情報収集装置より取得した気象情報を、事案に登録できること。
- (イ) 取得した気象情報を指令センター内の表示盤や、署所用表示盤等に表示できること。

#### タ 病院情報管理機能

- (ア) 受付指令業務に必要な病院運用状況を表示できること。

- (イ) 最新の病院運用状況の入力は指令台から行え、入力した情報は即座に表示内容に反映され常に最新の状況表示ができること。
- (ウ) 病院の運用状況を管理でき、病院名称・診療科目・空きベッド数等を一覧表示できること。
- (エ) 病院の空きベッド数、診療科目を登録できること。
- チ 予警報管理機能
  - (ア) 発令された予警報情報をシステムに登録できること。
  - (イ) 市町村毎の予警報を管理でき、該当署所の指令書に反映できること。
- ツ 関係機関情報編集機能
  - (ア) 警察等の関係機関情報をシステムに登録できること。
  - (イ) 関係機関情報は、名称、種別、電話番号等を登録できること。
  - (ウ) 登録した関係機関情報を編集、削除できること。
- テ 帳票出力機能
 

順次指令履歴より、指定した順次指令及びEメール順次指令の履歴を帳票印刷できること。
- ト 機器制御機能
  - (ア) 指令センターに設置するパトライト等外部機器の接点制御ができること。
  - (イ) 署所のシャッター、照明、ブザー等の外部機器の接点制御ができること。なお、制御する外部機器は別途協議とする。
- ナ 消防OAシステムとの連携
  - (ア) 消防OAシステムで管理している資料図を参照できること。
  - (イ) 消防OAシステムで管理している水利、防火対象物、危険物施設等の表示及び、それらの詳細データを表示することができること。
  - (ウ) 救急事案について、車両運用端末装置から取得した走行距離情報を、消防OAシステムに送信できること。
- (3) 構造概要
  - ア 制御処理装置
 

周辺装置架に収容可能な構造であること。
  - イ データベース装置
 

周辺装置架に収容可能な構造であること。
- (4) 機器仕様
  - ア 制御処理装置
 

【別冊1第1-2】機器仕様要件を参照のこと。
  - イ データベース装置
 

【別冊1第1-2】機器仕様要件を参照のこと。
- (5) その他の事項
 

本システムの運用に必要なデータの作成については、原則として情報収集を消防（局）本部で行い、入力作業及びデータベース化を受注者が行うものとする。なお、詳細については別途協議事項とする。

### 3 地図等検索装置

- (1) 概要
 

本装置は、災害発生場所の地図検索が容易かつ迅速に行えるもので、自動出動指定装置と連動したオンライン検索及び本装置操作部による直接検索ができること。
- (2) 機能仕様
  - ア 地図操作【参考】
    - (ア) スクロール
      - (a) 360°自由方向の可変速スムーズスクロールができること。
      - (b) ドラッグアンドドロップによる地図操作ができること。

- (c) 容易な操作で災害地点表示に復帰できること。
- (イ) 拡大・縮小
  - (a) 画面上の拡大・縮小ボタンあるいはマウスホイールの回転操作で、容易に25%～400%の多段階にわたる拡大、縮小ができること。
  - (b) 地図上に縮尺が表示されること。
- (ウ) 回転
  - (a) 回転メニューからの選択で、0°（通常表示）、90°、180°、270°の回転表示ができること。
  - (b) ベクトルデータによる地図情報表示時は、角度指定操作により任意角度の回転表示ができること。解除時には、速やかに復帰できること。
  - (c) 回転表示の際は、方位表示も追従すること。
- (エ) タッチ操作
  - (a) スクロール
    - 地図用ディスプレイ画面上の任意点を指で触れた状態のまま離さずに上下左右方向へなぞること（スライド）により、地図表示をなぞった方向へゆっくりとスクロールできること。
  - (b) スクロール（連続）
    - 地図用ディスプレイ画面上の任意点を指で触れた状態で素早く上下左右方向へはらうこと（フリック）により、地図表示をはらった方向へ連続スクロールできること。
  - (c) 拡大・縮小
    - 地図用ディスプレイ画面上の任意2点を指で触れた状態で2点間の距離を広げる形になぞること（ピンチアウト）で、表示中の地図を拡大表示できること。同様に2点間の距離を縮める形になぞること（ピンチイン）で、表示中の地図を縮小表示できること。
- イ 地図検索
  - (ア) 座標検索
    - (a) 緯度経度の入力により該地点の地図を表示できること。
    - (b) 座標については世界測地とすること。
  - (イ) 地図頁検索
    - 地図頁ブロック番号の入力により該地点の地図を表示できること。
  - (ウ) 支援情報検索
    - 災害地点付近の支援情報を一覧表示でき、対象を選択することにより該当する支援情報を表示できること。また、検索範囲指定ができること。
  - (エ) 玄関位置検索
    - 該地点の地図から玄関位置を表示できること。
- ウ 地図切替
  - (ア) 登録されている地図データを一覧表示し、選択することで表示地図の切替ができること。
  - (イ) 現在表示されている地図データと同位置に別地図データが存在する場合、地図切替操作により同位置の別地図データに切り替え表示できること。
  - (ウ) 拡大・縮小により、自動的に縮尺に応じて表示するレイヤの制御や住宅地図、道路地図及び航空写真の切替ができること。
- エ パノラマ地図
  - (ア) 管轄全域の概略地図（パノラマ地図）を画面上に表示できること。
  - (イ) パノラマ地図は、ワンタッチで表示／非表示を切替えられること。
- オ 複数地図表示
  - (ア) 異なる2種類の地図を並べて表示できること。

- (イ) それぞれの地図で拡大縮小操作ができること。
- カ オブジェクト表示
  - (ア) 消火栓、水利、独居老人、身障者等をシンボルマーク化し、そのシンボルマークを地図上に重ね合わせ表示できること。なお、シンボルマークの形状及び色については別途協議事項とする。
  - (イ) 任意の目標物シンボルマークを選択し、出動目標物として登録できること。
  - (ウ) 消防OAシステムとの連携が図れ、災害地点付近の水利、防火対象物、危険物施設を表示させる機能を有すること。また、個別にシンボル設定が行え、視覚的に判断ができること。
  - (エ) 属性データを表示できること。
  - (オ) シンボルマークに紐づけられた資料図を表示できること。
  - (カ) 地図上のシンボルマークを選択することにより、そのシンボルマークに登録された地点情報を災害地点情報又は出動目標物情報として確定できること。
  - (キ) 消防OAシステムから入力される届出情報を管理し、地図上にポリゴン及びシンボルマークで表示できること。届出情報は期間による管理ができ、有効期間が過ぎた届出情報については自動的に削除されること。
  - (ク) 各オブジェクトは一覧表示により表示／非表示の設定ができること。
- キ 災害地点表示
  - (ア) 災害地点及び指定した地点を中心とした同心円の表示ができること。
  - (イ) 同心円は、間隔（m）、線の太さ、線色、線種、本数等の変更に対応できること。
  - (ウ) 出動種別により支援情報（水利等）及びシンボルマークを変えて表示できること。
  - (エ) 他席事案の発生状況把握と同報判定のサポートのため、すべての他事案の災害地点が地図上に表示できること。
  - (オ) 他事案の災害地点にマウスカーソルを置くことで、その事案内容を表示できること。
  - (カ) 災害地点は事案終了により自動的に消去されること。
  - (キ) 地図を移動させた場合でも、容易な操作で災害地点を中心とした地図に戻すことができること。
- ク 通報者位置表示
  - (ア) 発信地照会操作による位置情報を表示できること。
  - (イ) 通知されるデータ精度により、地点を中心にした誤差半径の円が画面上に表示されるように広域地図、住宅地図を自動に切替表示ができること。
  - (ウ) 株式会社日本緊急通報サービスのHELPNETから取得した車両走行軌跡を地図上に表示できること。
- ケ 車両位置情報表示
  - (ア) 車両運用端末のGPS情報を取得し、車両位置を地図上に表示できること。なお、車両位置は自動更新されること。
  - (イ) 手動により、車両の最新位置情報を取得できること。
  - (ウ) 地図上の車両アイコンをクリック後、車両に搭載している携帯電話へワンタッチ発信操作ができること。
- コ 計測
  - (ア) マウス操作により、多点間の距離計測ができること。
  - (イ) マウス操作により、多点間に囲まれた内側の面積計測ができること。
- サ 印刷機能
  - (ア) 印刷機能表示地図  
印刷地図用ディスプレイに表示されている全範囲の地図又は周辺を含む一定範囲の地図が印刷できること。
  - (イ) 住宅地図帳ページ単位印刷  
地図帳のページ単位での印刷ができること。

- (ウ) 画面印刷（ハードコピー機能）  
地図用ディスプレイ画面全体のスクリーンショットを取得し印刷できること。
- (3) 構造概要  
指令台に収容されるものとし、保守点検が容易である配慮がなされていること。
- (4) 機器仕様  
【別冊1第1-3】機器仕様要件を参照のこと。
- (5) 地図データ
  - ア 地図等検索装置に登録するデータは、次のとおりとする。【参考】
    - (ア) 住宅地図 Z-map TOWN II〇〇市地区版
    - (イ) 広域地図 MAPPLE25000 〇〇版
    - (ウ) 道路地図
    - (エ) 国土地理院2万5千分の1地形図
  - イ データ登録の際に発生する利用料、使用料、著作権費用等については、受注者の負担とすること。

※既設地図データは以下の構成である。

**【埼玉西部消防局】**

- (ア) 管内（ZMAP）住宅地図
- (イ) 所沢市航空写真／狭山市航空写真／入間市航空写真／飯能市航空写真  
日高市航空写真
- (ウ) 道路地図（住友電工）
- (エ) 管外住宅地図（ラスト）  
川越市住宅地図／三芳町住宅地図／新座市住宅地図／清瀬市住宅地図  
東村山市住宅地図／東大和市住宅地図／武蔵村山市住宅地図／秩父市住宅地図  
横瀬町住宅地図／ときがわ町住宅地図／越生町住宅地図／毛呂山町住宅地図  
坂戸市住宅地図／鶴ヶ島市住宅地図／瑞穂町住宅地図／青梅市住宅地図  
奥多摩町住宅地図
- (オ) MAPPLE25000
- (カ) MAPPLE200000
- (キ) 山岳地図（スキャナ読み取り）
- (ク) 集結場所（スキャナ読み取り）  
さいたま消防局／しらこぼと水上公園／羽生パーキング  
横河SA／花園消防署／海老名SA／久喜消防本部／守谷SA  
春日部消防本部／上河内SA／上里SA／新座防災基地  
赤城高原SA／川口消防局／談合坂SA／圏央鶴ヶ島JC
- (ケ) 基本図（国土地理院）
- (コ) ドクターヘリ離着陸場（国土地理院にドクヘリのポイントを落としたもの）

**【坂戸・鶴ヶ島消防組合・西入間広域消防組合消防指令センター】**

- (ア) 管内住宅地図（ZMAP）  
2014年度 埼玉県 坂戸市／2011年度 埼玉県 坂戸市  
2014年度 埼玉県 鶴ヶ島市／2011年度 埼玉県 鶴ヶ島市  
2013年度 埼玉県 毛呂山町／2003年度 埼玉県 毛呂山町  
2012年度 埼玉県 鳩山町／2003年度 埼玉県 鳩山町  
2013年度 埼玉県 越生町／2003年度 埼玉県 越生町
- (イ) 管外住宅地図（ラスト）  
東松山市住宅地図／川越市住宅地図  
川島町住宅地図／狭山市住宅地図  
日高市住宅地図
- (ウ) その他

西入間全図  
毛呂山町大字地図／毛呂山町広域図  
鳩山町広域図／鳩山町大字地図  
越生町広域図／越生町大字地図  
毛呂山町配管図  
鳩山町配管図  
越生町配管図  
全域図  
基本図

【比企広域消防本部】

(ア) 管内住宅地図 (ZMAP)

2006年度 埼玉県 東松山市  
2005年度 埼玉県 吉見町  
2006年度 埼玉県 滑川町  
2006年度 埼玉県 小川町  
2007年度 埼玉県 嵐山町  
2007年度 埼玉県 ときがわ  
2006年度 埼玉県 東秩父村

(イ) 管外住宅地図 (ラスト)

鳩山町住宅地図／越生町住宅地図／坂戸市住宅地図  
川島町住宅地図／北本市住宅地図／鴻巣市住宅地図  
熊谷市(熊谷地区)住宅地図／熊谷市(大里地区)住宅地図  
江南町住宅地図／秩父市住宅地図／寄居町住宅地図  
深谷市住宅地図／鶴ヶ島市住宅地図

(ウ) 全域図／基本図

4 長時間録音装置

(1) 機能仕様

- ア 指令台、指揮台、無線統制台における通話内容を時刻情報を付して録音できること。また、録音内容を再生できること。
- イ 多チャンネル録音が可能でデジタル方式であること。
- ウ 装置本体の操作ボタンによる直接操作の他、指令台又は指揮台搭載の指令台ディスプレイから遠隔操作できること。
- エ 任意チャンネルの録音内容を再生中でも、並行して別チャンネルの録音ができること。
- オ 再生時、録音時刻(月日時分)を発声できること。
- カ 録音は、装置に内蔵する記録媒体にエンドレス記録できること。また、バックアップが取れる構成とすること。録音時間は収容する全チャンネル合計で延べ70,000時間程度確保すること。
- キ 指令台又は指揮台からの再生操作により当該席の直近の録音を再生できること。
- ク 録音内容は1日1回自動的に、装置内蔵の記録媒体から入替え交換可能な長期保存用可搬媒体(BD-RE、約3000時間程度保存可能。)に保存できること。なお、保存用媒体の記録可能容量が保存容量に対して不足する場合は媒体の交換を促し、媒体交換後は保存を継続すること。

(2) 構造概要

収容する録音チャンネル数は、8CH以上とすること。本装置はラックマウント型とし、庁内放送用アンプ等を搭載した自立式専用架台などに収容できること。

(3) 機器仕様

【別冊1第1-4】機器仕様要件を参照のこと。

## 5 指令制御装置

### (1) 概要

本装置はシステムの中核装置として、通信系と情報系の交換制御の役割をはたすものである。

### (2) 機能仕様

ア 次の回線の収容ができること。なお、回線数等は第2表による。

(ア) 119番受付回線

(イ) 指令回線

(ウ) 専用線

(エ) 局線

(オ) 内線

(カ) 無線回線

(キ) 携帯119番転送回線

(ク) 携帯119番転送受付回線

イ 収容回線数は、将来の回線増にも十分に対応できる容量をもつこと。

ウ 制御処理部及び通話路は信頼性を重視し、二重化が図られていること。また、装置内部で二重化された制御処理部、通話路、電源部の各ユニットは、ユニット単位での障害発生時には、1系、2系に限らず正常なユニットにおいて各部が動作できること。

エ 指令系システムで最も重要な中枢装置であることから、多数の納入実績があり、信頼性の高い次の方式とすること。

(ア) 制御方式：蓄積プログラミング方式

(イ) 通話路方式：PCM時分割方式又はIP交換方式

オ 別途定める自動出動指定装置等のシステム機器と接続できること。

カ 統合型位置情報通知装置と接続できる機能を有すること。

キ 本装置における指令台の音声通話系ラインと自動出動指定装置を中心とするデータ通信系ラインは、連鎖的な障害を防ぐため、二重化構成を含む同一LAN上での構築及びLAN環境のみの構築とせず、完全分離された別系統・別線種により、音声系は電話（メタル）配線、データ系はLAN配線の構成とする完全二系統化の回路構造にて構築すること。

### (3) 構造概要

ア 自立収容架に収容されるものとし、保守点検が容易でかつ防塵のための配慮がなされていること。

イ 別途定める自動出動指定装置等のコンピュータ機器障害時においても119回線・指令回線接続等に影響を及ぼさない構造であること。

ウ 統合型位置情報通知装置と接続できる構造であること。

エ 本装置は制御処理部の装置内部二重化に加え、同一構成の装置を2台装備して現用予備構成による冗長運用とすること。

### (4) 機器仕様

【別冊1第1-5】機器仕様要件を参照のこと。

## 6 非常用指令設備

### (1) 概要

指令制御装置、指令台が障害時においても、切替操作をすることなく必ず119番回線の受付を可能とする装置である。119番着信時は指令台の着信鳴動の他、本装置配下の電話機も同時に鳴動させることで、指令制御装置が障害時においても着信音の聴取を可能とし確実に応答できるものとする。

### (2) 機能仕様

ア 次の回線の収容ができること。なお、回線数等は第2表による。

(ア) 119番受付回線



- (イ) 指令回線
- (ウ) 専用線
- (エ) 局線
- (オ) 内線
- (カ) 携帯119番転送回線
- (キ) 携帯119番転送受付回線
- イ 収容回線数は、将来の回線増にも十分に対応できる容量をもつこと。
- ウ 指令系システムで最も重要な中枢装置であることから、多数の納入実績があり、信頼性の高い次の方式とすること。
  - (ア) 制御方式：蓄積プログラミング方式
  - (イ) 通話路方式：PCM時分割方式又はIP交換方式
- エ 管外からの119携帯通報受信時は該当消防本部へ転送ができること。
- オ 非通知の119番通報時においても、通知あり時と同様にコールバック操作が可能なこと。
- カ 指令制御装置が障害時においても、切替操作することなく119番通報の受付が可能なこと。

(3) 構造概要

自立収容架に収容されるものとし、保守点検が容易でかつ防塵のための配慮がなされていること。

(4) 機器仕様

【別冊1第1-6】機器仕様要件を参照のこと。

7 携帯電話・IP電話受信転送装置

(1) 機能仕様

ア 受信回線

- (ア) 携帯電話又はIP電話（直収方式を含む。）からの119番通報の受信は、携帯電話網及びIP電話網からNTT地域網を経由する方式とすること。
- (イ) NTTの緊急呼ISDN回線又はIP回線を指令センターに2回線以上整備し、本装置の受信回線とすること。

イ 回線転送

携帯電話からの119番通報は、電波の特性から発信地を管轄する消防（局）本部以外に接続される場合が想定されるため、NTTの一般用ISDN回線又はIP回線を本装置の転送回線とし、近隣消防（局）本部との間で、転送及び転送受付ができること。

ウ 発信網識別

ダイヤルイン番号により電話事業者を識別し、119番通報がどの電話事業者網からの発信かを指令台ディスプレイに表示できること。

エ 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマット

ユーザ・ユーザ情報（UUI）サービスを用いて119番通報の通話（音声）と同時に発信者番号、電話事業者コードなどを転送できること。なお、転送フォーマットは総務省消防庁の規定する統一仕様を用いること。

(2) 構造概要

本装置は、指令制御装置に内蔵も可とする。

8 プリンタ

(1) 機能仕様

自動出動指定装置にネットワーク接続し、事案の記録などの印字出力ができること。

(2) 構造概要

卓上型構造とすること。

(3) 機器仕様

【別冊 1 第1-8】 機器仕様要件を参照のこと。

9 複合機

(1) 機能仕様

ア 自動出動指定装置及び地図等検索装置にネットワーク接続し、地図等検索装置による表示地図印刷、住宅地図帳ページ単位印刷、画面印刷（ハードコピー）などの印字出力ができること。また、コピー及びFAXが可能な複合機であること。

イ スキャナ機能により、住宅地図等の印刷された地図や建築図面等の資料図等の各種図面（二次元資料）を電子化されたラスターデータに変換できること。

ウ ラスターデータに変換した各種図面データは、指令システムに登録できること。

(2) 機器仕様

【別冊 1 第1-9】 機器仕様要件を参照のこと。

10 スキャナ

(1) 機能仕様

ア システム監視装置に接続し、住宅地図等の印刷された地図や建築図面等の資料図等の各種図面（二次元資料）を電子化されたラスターデータに変換できること。

イ ラスターデータに変換した各種図面データは、指令システムに登録できること。

(2) 構造概要

卓上型構造とすること。

(3) 機器仕様

【別冊 1 第1-10】 機器仕様要件を参照のこと。

11 署所端末装置

(1) 概要

本装置は、消防署、分署等の出先機関に設置し、指令装置からの災害出動音声指令等の受信等を行うためのものである。

(2) 機能仕様

ア トーン指令、電話機指令、放送指令のいずれも自動的に受令できること。

イ 指令中であっても指令台に対し緊急通報ができること。

ウ 指令台側の通報種別決定又は覚知情報により、音声合成による予告指令（「火災通報入電中」等。）を受令できること。

エ 次の指令予告音を受令できること。

(ア) 火災音

(イ) 救急音

(ウ) 警戒音

(エ) 救助音

(オ) 調査音

(カ) 待機音

(キ) チャイム音

オ 署所毎に放送の昼夜切替時間、放送先を設定できること。切替方法は別途協議事項とする。

カ スピーカによる拡声指令は屋内及び屋外合わせて合計10系統で放送できること。

キ 一般通話時に拡声指令が行われた場合は、指令放送を優先すること。または、失敗した回線に再指令が送出できること。

ク 各署所の署員が署所端末装置を使用して、通報者及び指令員と3者間通話が行えること。

### (3) 構造概要

ア 本装置は、次に示す各部より構成されること。

- (ア) 端末制御部
- (イ) 受令電話機部
- (ウ) 拡声増幅部
- (エ) 電源部

イ 本装置は、卓上型とすること。

ウ 各部の操作は出動隊員の操作性を考慮し、確受ボタンを始め各種設定ボタンに専用のハードキーを採用すること。

エ 電源部は情報表示部を除き停電保証時間3時間以上とすること。

オ 回線多重化装置を利用せずネットワーク回線と接続すること。

### (4) 機器仕様

【別冊1第1-11】機器仕様要件を参照のこと。

## 12 無線指令受付装置

### (1) 概要

本装置は消防署、分署等の出先機関に設置し、消防救急デジタル無線による災害出動音声指令の受信を行うためのものである。

### (2) 機能仕様

ア 署所端末装置に接続された指令回線の状態を常時監視し、回線断検出時には自動的に切り替わり無線受令ができること。

イ 回線断検出時には、無線指令以外の無線交信を外部に音声出力しないこと。

ウ 受令内容を署所端末装置の拡声増幅部を経由して署所庁舎内に放送できること。

エ チャンネル切り替えや音量調整は接点式のロータリースイッチ等を用いること。

### (3) 構造概要

卓上型又は壁掛け型とすること。

### (4) 機器仕様

【別冊1第1-12】機器仕様要件を参照のこと。

## 13 支援情報端末装置

### (1) 多目的情報ディスプレイ

#### ア 概要

指令台に設置されるディスプレイ及び端末であること。

#### イ 機能仕様

(ア) インターネット接続が可能な端末であること。

(イ) WEBブラウザ等を用いてインターネット経由での情報収集ができること。

#### ウ 構造概要

指令台又は拡張台に収容されるものとし、保守点検が容易である配慮がなされていること。

#### エ 機器仕様

【別冊1第1-13】機器仕様要件を参照のこと。

#### オ その他

本装置は他装置との兼用も可とする。

### (2) IT情報ディスプレイ

#### ア 概要

指令台に設置されるディスプレイ及び端末であること。

#### イ 機能仕様

(ア) 消防OAシステムのクライアント端末であること。

(イ) 本装置は、データベースサーバーに認証手続きを経て接続し、データベースサーバーが提供する各種機能（詳細は搭載ソフトウェアの項で定める。）の処理部へブラウザを介してデータの入出力を行い、データベースに対する情報新規登録／修正、及び各種帳票の出力操作等が行えるものであること。

(ウ) 統合オフィスソフトを用いて、ワープロ、表計算などの各種文書作成が行えること。

ウ 構造概要

指令台又は拡張台に収容されるものとし、保守点検が容易である配慮がなされていること。

エ 機器仕様

【別冊 1 第1-13】 機器仕様要件を参照のこと。

オ その他

本装置は他装置との兼用も可とする。

## 14 駆込通報装置

### (1) 概要

本装置は署所端末装置と接続し、署所不在時や夜間等に発生する駆込み通報の際に使用するものである。

### (2) 機能仕様

ア 指令回線を使用して指令台と接続し、駆込み通報者と直接通話できること。

イ 駆込通報時の通報受付内容は、拡声放送できること。

### (3) 構造概要

ア 壁掛け型とすること。

イ 電話機型で接続通話操作が簡単な構造であること。

### (4) 機器仕様

メーカー標準とする。

## 第2 指揮台

### (1) 概要

本装置は指令台の全機能を装備し、さらに指揮統制を行うための機能を備えたものである。

### (2) 機能仕様

ア 指令台の項に定めるすべての機能を装備していること。

イ 指令台業務の運用状況を監視（モニター）するため、次のことができること。

(ア) 監視対象指令台の通話（音声）内容を聴取できること。

(イ) 監視対象指令台搭載のディスプレイ表示内容と同等の内容を指揮台搭載のディスプレイに表示できること。

ウ 指令台の監視中、必要に応じて指揮台から割り込み、通報者若しくは相手方に対する応答又は指令台係員に対する指示等ができること。

### (3) 構造概要

ア 指令台と併設するため、指令台と同等構造であること。

#### イ 装置構成

(ア) 架台部 フリーアーム構造

(イ) ハードキー操作部（主・副席） 通信用ハードキー

(ウ) ディスプレイ 23型以上ワイドタッチパネルモニター

(エ) 手書き入力装置 他装置との兼用も可とする

(オ) デジタル無線操作部 他装置との兼用も可とする

#### ウ ディスプレイ

ディスプレイ構成は以下のいずれかとすること。なお、各ディスプレイの配置は協議の上決定すること。

I T情報 ディスプレイ	多目的情報 ディスプレイ	自動出動 ディスプレイ	地図用 ディスプレイ
-----------------	-----------------	----------------	---------------

指令台ディスプレイ（横4画面構成）

自動出動 ディスプレイ	地図用 ディスプレイ
I T情報 ディスプレイ	多目的情報 ディスプレイ

指令台ディスプレイ（縦横2×2画面構成）

(4) 機器仕様

【別冊1第2】機器仕様要件を参照のこと。

第3 表示盤

(1) 概要

本装置は消防・救急受付指令業務に必要な、気象観測情報、気象通報、車両運用状況等の各種運用情報及び各種映像情報等をタイムリーかつ統合的に表示することにより、通信指令員の注意を集中させ、状況把握の迅速化、的確な意志決定（指令内容）を支援するものである。

(2) 機能仕様

車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤への表示内容は以下のとおりとする。なお、各表示は視認性を考慮し、黒を基調とした表示とすること。

ア 車両表示

- (ア) 車両の稼働状況を確認できる表示であること。
- (イ) 車両運用端末装置の操作等、車両の活動状況に応じて表示が自動更新されること。
- (ウ) 表示項目は以下のとおりとすること。
  - (a) 署所名又は車両種別
  - (b) 配備状況
  - (c) 車両名称
  - (d) 車両動態

イ 現在時刻表示

- (ア) 現在時刻を確認できる表示であること。
- (イ) 日付として年（西暦）月日及び曜日が表示されること。

ウ 着信状況表示

- (ア) システムへの着信状況を確認できる表示であること。
- (イ) 着信中の地区及びキャリアを表示すること。
- (ウ) 着信中、応答中を判別できること。

エ 気象表示

- (ア) 気象情報を確認できる表示であること。
- (イ) 気象情報取得時に自動で表示が更新されること。

(ウ) 表示項目は以下のとおりとすること。

- (a) 平均風速
- (b) 風向
- (c) 最大風速
- (d) 気温
- (e) 雨量
- (f) 実効湿度
- (g) 相対湿度
- (h) 気圧
- (i) 観測時刻

オ 総合度数表示

表示項目は以下のとおりとすること。

- (a) 119番通報着信件数又は119番通報受付件数（本日、今月、累計）
- (b) 災害区分毎件数（本日、今月、累計）

カ 予警報表示

(ア) システムに登録した発生中の予警報を確認できる表示であること。

(イ) 表示項目は以下のとおりとすること。

- (a) 発令日時
- (b) 警報・注意報内容

キ 当番医表示

(ア) 各医療機関の当番医状況を確認できる表示であること。

(イ) 表示項目は以下のとおりとすること。

- (a) 診療科目
- (b) 医療機関名

ク 予定表示【参考】

(ア) 職員に周知が必要な予定等を確認できる表示であること。

(イ) システムで入力した予定の日時、内容を表示できること。

ケ 引継表示【参考】

(ア) 職員に周知が必要な引継事項等を確認できる表示であること。

(イ) 引継内容はフリーテキストとし、最大6件の表示ができること。

コ 署所用表示

署所にて、以下の各種情報が確認できる表示であること。署所側での表示内容については、【別紙2】署所情報表示盤の設置場所及び設置内容を参照のこと。

- (a) 地図表示
- (b) 車両表示
- (c) 予警報表示
- (d) 気象表示

(3) 構造概要

ア 各表示盤及び映像制御装置により構成されること。

イ 車両運用表示盤・支援情報表示盤・多目的情報表示盤は、設置場所の天井高や表示盤に用いる機材の表示面に合わせた形状で、自由な組み合わせ設置が可能なように配慮されたものであること。

ウ 車両運用表示盤・支援情報表示盤・多目的情報表示盤は、自立壁面設置型とし、設置場所に合わせて表示盤周囲（左右及び上方）を必要に応じて間仕切りパネルで仕上げること。なお、指令センターの色調、材質と調和させること。

エ 壁面設置しても保守可能な、前面保守構造とすること。

## 1 車両運用表示盤

(1) 概要

本装置は、指令センター内に設置し、各種情報を表示するためのものである。

(2) 機能仕様

ア 構成するワイド液晶モニター単面毎に異なる4種類の映像情報を表示できること。

イ 構成するワイド液晶モニター4面を1画面とし、映像情報を全画面拡大表示できること。

(3) 構造概要

自立型鋼製キャビネットへステレオスピーカと共に収容し、壁面に固定設置すること。

(4) 機器仕様

【別冊1第3】機器仕様要件を参照のこと。

2 支援情報表示盤

(1) 概要

本装置は、指令センター内に設置し、各種情報を表示するためのものである。

(2) 機能仕様

ア 構成するワイド液晶モニター単面毎に異なる4種類の映像情報を表示できること。

イ 構成するワイド液晶モニター4面を1画面とし、映像情報を全画面拡大表示できること。

(3) 構造概要

自立型鋼製キャビネットへステレオスピーカと共に収容し、壁面に固定設置すること。

(4) 機器仕様

【別冊1第3】機器仕様要件を参照のこと。

3 多目的情報表示盤

(1) 概要

本装置は、指令センター内に設置し、各種情報を表示するためのものである。

(2) 機能仕様

ア 構成するワイド液晶モニター単面毎に異なる4種類の映像情報を表示できること。

イ 構成するワイド液晶モニター4面を1画面とし、映像情報を全画面拡大表示できること。

(3) 構造概要

自立型鋼製キャビネットへステレオスピーカと共に収容し、壁面に固定設置すること。

(4) 機器仕様

【別冊1第3】機器仕様要件を参照のこと。

4 映像制御装置

(1) 概要

本装置は、各表示盤への出力を制御するためのものであり、以下の装置で構成されるものである。

ア 映像選択装置

イ 映像分配器

ウ 音声レベルコントローラ

エ TVチューナー内蔵BDレコーダ

オ コントローラ

カ 画像選択装置 (リモコン)

(2) 機能仕様

ア 映像選択装置

(ア) 映像信号の入力システムの中から任意の1システムを選択し、任意の出力システムに接続できるものであること。

(イ) 入力システムは、次に示すものを含み合計35システム以上装備すること。

- (a) 自動出動ディスプレイ（指令台×9、指揮台、無線統制台） 1 1 系統
- (b) 地図用ディスプレイ（指令台×9、指揮台、無線統制台） 1 1 系統
- (c) 支援情報端末装置（指令台×9、指揮台、無線統制台） 1 1 系統
- (d) 現場映像伝送装置 1 系統
- (e) 監視カメラシステム 1 系統
- (ウ) 出力系統は、次に示すものを含み合計 24 系統以上装備すること。
  - (a) 車両運用表示盤 4 系統
  - (b) 支援情報表示盤 4 系統
  - (c) 多目的情報表示盤 8 系統
  - (d) 予備 8 系統

イ 映像分配器

映像選択装置の入力系統側各装置の映像出力を 2 分配し、一方を元装置に接続し、もう一方を映像選択装置に接続することで元装置の映像情報を取り込めること。

ウ 音声レベルコントローラ

テレビチューナー等の音声信号 8 系統のレベル調整が行えること。

エ TVチューナー内蔵BDレコーダ

- (ア) 他地域の災害情報収集のため、地上デジタル放送、及びBSデジタル放送を受信可能なチューナーを搭載すること。
- (イ) 地上デジタル放送、及びBSデジタル放送を録画するためのハードディスクを内蔵していること。容量は1テラバイト程度とする。
- (ウ) 教育・研修・事後確認などのため、市販映像ソフトの再生の他、録画用媒体への記録が可能なブルーレイディスク対応ドライブを内蔵していること。

オ 画像選択装置（リモコン）

映像選択装置の入出力系統切替やコントローラからの表示画像情報の手動配信が行えること。

(3) 構造概要

- ア 映像選択装置、マトリクススイッチャー、音声レベルコントローラ、BDレコーダ等は自立型の収容架（ラック）整然と配置すること。
- イ その他表示制御に関わる周辺装置については、機能上必要な場合、運用を鑑みこれを設置すること。

(4) 機器仕様

【別冊 1 第3】 機器仕様要件を参照のこと。

5 プロジェクタ及び表示盤

本装置は、災害対策室等における緊急時の対策会議や意思決定のための各種情報を表示するものである。設置場所及び表示内容等は第3表のとおりとする。

第3表

項	名称	設置場所	仕様	表示内容
1	本部用プロジェクタ	・埼玉西部消防局	120型以上	指令センターと同等内容 詳細は別途協議とする
2	本部用情報表示盤	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防組合消防本部	60型以上 ワイド液晶	指令センターと同等内容 詳細は別途協議とする
3	災害対策室用 情報表示盤	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防組合消防本部 ・比企広域消防本部	60型以上 ワイド液晶	指令センターと同等内容 詳細は別途協議とする



## 6 署所用情報表示盤

### (1) 機能仕様

- ア 署所に設置し、署所用表示を表示できること。
- イ 設置場所及び表示内容については、【別紙2】署所用情報表示盤の設置場所及び表示内容を参照のこと。

### (2) 構造概要

- ア 液晶モニター方式の表示盤とすること。
- イ 壁掛け型、又は天井吊り下げ型とすること。

### (3) 機器仕様

【別冊1第3】機器仕様要件を参照のこと。

## 第4 無線統制台

本装置は、消防（局）本部の保有する消防救急デジタル無線の全回線を収容し、無線交信の統制を行うものである。

### 1 指令台部

#### (1) 機能仕様

指令台と同等の機能を有すること。

#### (2) 機器仕様

【別冊1第4】機器仕様要件を参照のこと。

### 2 無線統制部

本装置は、高性能な遠隔制御装置であり、無線回線制御装置と直接的に接続され、基地局無線装置の遠隔運用を行うものである。全無線回線の収容、運用ができるものを1式とし、2式構成とすること。

#### (1) 機能

- ア 装置本体の送受話器からのプレス操作により、各種通信を行えること。
- イ 無線回線制御装置と接続し、音声の送受信が行えること。
- ウ 装置内蔵のスピーカより移動局等からの受信音声を出力できること。
- エ 同時に複数の音声を受信した場合、ミキシングされた音声の出力が可能であること。
- オ 内蔵スピーカの音量調整ができること。
- カ 送信中及び受信中の状態は、装置前面にて容易に視認できること。
- キ 発信者番号を表示できること。
- ク 基地局の個別選択、複数選択が可能であること。

#### (2) 性能

- ア 電源電圧 AC 100V ± 10%
- イ 消費電流 3A以下
- ウ 入出力回線数 LAN 1回線

#### (3) 構造

- ア 本装置は卓上型であること。
- イ スピーカを内蔵すること。
- ウ 送受話器を有すること。
- エ LANインターフェースを有すること。

## 第5 指令電送装置

本装置は指令情報送信装置及び指令情報出力装置で構成され、出動指令操作と連動して自動出動指定装置から出動指令情報を取り込み、指令書形式で指令対象の署所に対し自動電送するものである。

### 1 指令情報送信装置

(1) 機能仕様

出動指令機能 指令書生成

- ア 指令情報を基に指令書を生成できること。
- イ 出動指令情報の出力は、漢字又は英数カナ文字により自動編集できること。
- ウ 指令書の内容は災害通報の覚知情報により自動編集できること。
- エ 災害種別毎に印字項目の内容を変更して自動編集できること。
- オ 印字内容は次に示す印字項目より選択ができること。【参考】  
受付者／受付時刻／覚知時刻／覚知種別／通報者情報（氏名・性別・電話番号）／回線種別／災害地区／出動種別（出動規模・出動回数）／管轄署所／管区／災害区分／通報種別／通報種別詳細／災害種別／災害地点（住所・名称・電話番号・地図番号）／付加情報／出動目標（名称・参考方位・距離）／気象情報／予警報／メモ／通達メモ／災害地点直近情報／ヘルプネット情報／出動番号／カスタム情報／地図／出動車（部隊）両一覧／指令日時
- カ 進入経路等を明確にする為に、通信指令員の判断で任意に表示中心位置及び縮尺が変更された地図を指令書として編集できること。

(2) 構造概要

- ア 本装置は他装置との兼用も可とする。
- イ 指令情報出力装置の接続台数は、36台以上とすること。

2 指令情報出力装置

(1) 機能仕様

ア 出動指令機能

(ア) 指令受信

- (a) 指令台から受信した指令情報を指令書としてプリンタから出力できること。
- (b) 指令台から受信した指令情報を、画面に表示すること。
- (c) 署所で出力する指令書の出力先を災害区分毎に設定できること。
- (d) 指令書の出力部数は出動車両数とすること。
- (e) 出動指令書と災害点地図をA4判サイズ1枚に編集し、30秒以内に出力できること。

(イ) 指令情報受信履歴

- (a) 過去に受信した指令情報を一覧表示できること。
- (b) 一覧から選択した指令情報に対し、指令書の再印刷ができること。
- (c) 一覧から選択した指令情報に対し、災害地点周辺の地図表示ができること。

(ウ) 指令センター共有機能

指令情報出力装置から、災害地点や災害種別、災害内容が指令センターと共有することができること。

イ 情報表示機能

指令情報出力装置（制御装置）から署所情報表示盤への表示内容については、【別紙2】署所情報表示盤の設置場所及び表示内容を参照のこと。設置場所及び構成については、【別紙3】指令情報出力装置・監視カメラの設置場所を参照のこと。

(2) 構造概要

ア 本体部

卓上型であること。

イ 指令情報出力部

卓上型であること。

(3) 機器仕様

【別冊1第5】機器仕様要件を参照のこと。

## 第6 気象情報収集装置

### (1) 概要

本装置は、消防（局）本部庁舎敷地内に各種気象発信器を設置し、消防管内における気象状況を逐次観測集計して災害対策の支援情報として使用するために設置するものである。なお、観測機器は各消防（局）本部の既設装置を既設流用とし、既設観測装置を統合する気象Webサーバーを新たに構築すること。

### (2) 機能仕様

#### ア 観測データの表示

(ア) 観測データは気象情報表示部（液晶モニター）に、全測定項目の最新情報を一括してデジタル表示できること。

(イ) 一括表示画面で各種気象データ毎の傾向（上昇、下降）表示ができること。

(ウ) 各種グラフ、帳票（時報・日報・月報・年報）が表示できること。

#### イ データ処理

(ア) 観測データを基に、処理装置部で日報・月報・年報が作成できること。作成した日報等は市販の表計算ソフト（MS-Excel等）で読み込み可能なCSV形式のファイルデータで保存できること。

(イ) ファイルデータは自動的に保存できること。

(ウ) 処理装置部で10年以上のファイルデータを保存できること。

(エ) ファイルデータは、任意に読み込みができ、修正機能を有すること。

(オ) システムと接続させ、出動指令書に出動本指令時の管轄消防（局）本部の気象観測データを自動的に取り込み記載できること。

#### ウ 外部接続

GPS時計装置を装備し、受信電波（受信周波数1575.42±1MHz）より世界標準時刻情報を検出し、それを日本標準時刻に変換して1日1回時刻校正を行うこと。

#### エ 帳票出力

(ア) 以下に示す項目をグラフ化できること。また、必要に応じて印刷出力できること。

(a) 平均風向・平均風速

(b) 瞬間最大風速・その時の風向

(c) 風向頻度

(d) 温度（現在・平均・最高・最低）

(e) 湿度（現在の相対・実効、相対：平均・最高・最低、実効：月最高・月最低）

(f) 気圧（現在の現地・海面及び最高・最低）

(g) 雨量（時間積算・10分間最大積算・日積算・月積算）

(h) 年月日・時分

(i) 日報・月報・年報における最高最低の起時、起日、起月

(イ) 任意に選択された日付のグラフ化及び印刷出力ができること。

(ウ) 印刷出力先をネットワークプリンタに設定し、指令装置のプリンタ又はカラープリンタを設備共用できること。

### (3) 構造概要

本装置は、次に示す各機器で構成されていること。

(ア) 気象Webサーバー 発信器

(イ) GPS時計装置 GPSアンテナ、レシーバ及びコンバータ

## 第7 災害状況等自動案内装置

### (1) 概要

本装置は、加入電話による地域住民からの災害・病院等の電話問合せに対し、発生中の災害状況などを自動的に応答案内ができる装置である。

### (2) 機能仕様

- ア 一般加入者回線（N T T公衆回線）からの問合せに対して自動的に応答し、録音されたメッセージを自動再生することで各種案内ができるものであること。
- イ 肉声によるメッセージ録音ができること。
- ウ 出動指令時の災害覚知情報に基づき、災害案内メッセージを自動的に編集し、音声合成装置と連動して編集内容を音声化し、メッセージ録音できること。また、自動録音の設定は災害種別毎に行えること。
- エ 診療科目毎の当番医情報をメッセージ録音できること。
- オ 案内は、5種類のメッセージ録音を災害情報、病院情報など系統別に振り分けて同時案内ができること。

(3) 構造概要

- ア 自立型の収容架（19インチラック）に搭載可能な構造であること。
- イ 収容する回線の内容は、第2表によること。

## 第8 順次指令装置

(1) 概要

本装置は災害発生時、非番職員、消防団員及び関係機関に順次呼出による招集指令を行うものである。

(2) 機能仕様

- ア 本装置は、選択された指令及び招集対象者に対して、一般加入者回線（N T T公衆回線）により録音した指令内容を順次、自動的に伝達できること。
- イ 指令内容を60秒以内の任意の時間で録音できること。
- ウ 肉声によるメッセージ録音ができること。
- エ 出動指令時の災害覚知情報に基づき、指令メッセージを自動的に編集し、音声合成装置に連動して編集内容を音声化し、メッセージ録音できること。
- オ 災害地点、災害種別に応じて、指令及び招集対象者をグループ化できること。
- カ 複数の個人及び複数のグループを宛先として選択した場合でも、優先順位の順番で宛先が表示され、送信されること。
- キ 指令先の応答状況を指令台の指令台ディスプレイ画面上で確認できること。
- ク 指令先が不応答若しくは話中の時は、一定時間経過後自動的に再呼出しできること。
- ケ 指令先毎に応答・不応答等の指令結果を記録できること。
- コ 順次指令終了時は発信／応答状況の履歴一覧が印刷可能なこと。

(3) 構造概要

- ア 自立型の収容架（19インチラック）に設置可能な構造であること。
- イ 収容する回線の内容は、第2表によること。

## 第9 音声合成装置

(1) 概要

本装置は災害通報の覚知情報を基に、災害種別、災害地点、出動車両等の情報を自動編集して合成音を生成し、指令及び各種案内メッセージへ音源供給を行うものである。

(2) 機能仕様【参考】

- ア 音声合成方式は規則合成波形重畳方式や音声蓄積合成方式等により運用ができること。
  - (ア) 自動出動指定装置で収集した災害覚知情報に基づく電子データ（テキスト情報、コード情報）を取り込み、コンピュータ処理して自然な合成音声を生成できること。
  - (イ) 特殊な読み方・アクセント等を持つ文言を漢字辞書に登録でき、生成する合成音声を反映できること。なお、登録、変更は簡単にできること。
  - (ウ) 音声の発声速度、イントネーション、発声性別（男／女）の設定が任意にできること。

- (エ) 登録、変更、各種設定は、システム監視装置やデータメンテナンス装置等上でキーボード及びマウス操作により簡単に行えること。なお、自動出動指定装置で作成されたデータを活用できること。
  - (オ) 音源の供給先（連動先）は、以下のとおりとすること。
    - (a) 予告指令
    - (b) 自動出動指令
    - (c) 順次指令
    - (d) 災害状況等自動案内装置
  - (カ) 音声合成の対象各種データは、以下のとおりとすること。【参考】
    - (a) 災害種別
    - (b) 災害地点（住所地番）
    - (c) 住民情報
    - (d) 目標物
    - (e) 出動車両
    - (f) その他（災害覚知詳細データから選択。）
  - (キ) 予め肉声を録音し、単語単位又はフレーズ単位で個々の音片データとして登録し、音源供給の際には要求された発声内容に適合した登録済音片データを繋ぎ合わせて1つの合成音声として再生できること。
  - (ク) 音片データの登録、各種設定は職員が容易に行えること。なお、音源の録音環境も考慮して設置すること。
  - (ケ) 登録する音片データの内容については、別途協議事項とする。
  - イ 輻輳事案対応中であっても重複しない署所に対して本装置による音声合成自動指令が並行して同時にできること。
- (3) 構造概要
- ア 本装置は他装置との兼用も可とする。
  - イ 音声蓄積合成方式における音片データの登録用機器は、パソコン及びモノラルマイク等で構成されるものとし、OAラック又は平机等に整然と設置すること。なお、録音作業環境等を考慮し、設置場所については別途協議事項とする。

## 第10 出動車両運用管理装置

本装置は、消防（局）本部に設置する管理装置、車両運用端末装置及び車外設定端末装置から構成され、出動した車両の動態情報等を車両運用端末装置から管理装置へネットワークを介して伝送し、自動出動指定装置及び車両運用表示盤へ反映できるものである。

### 1 管理装置

#### (1) 機能仕様

##### ア 使用伝送路

##### (ア) モバイルデータ通信回線

NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）が運営するモバイルデータ通信回線（LTE網）を使用できること。

##### (イ) 消防救急デジタル無線回線

モバイルデータ通信回線の不通エリア及び回線断時のバックアップ回線として消防救急デジタル無線回線（活動波）を使用できることが望ましい。

##### (ウ) 無線LAN

(a) 各署所の車庫内に限り、車両運用端末装置との通信に使用できること。

(b) 車両情報等の伝送の他、プログラムのリモートメンテナンス等の際に利用できること。

(c) 消防本部から各署所までの伝送路は、指令電送回線を利用できること。

##### イ 車両管理機能

(ア) 車両情報管理

- (a) 指令情報出力装置及び出動車両運用管理装置で設定入力された車両運用状況を基に、リアルタイムに車両情報を管理できること。【参考】
- (b) 500台以上の車両情報が管理できること。
- (c) 各車両に対し、車両動態に加え、以下項目を管理できること。【参考】
  - ① 車両名称
  - ② 編成可否状態
  - ③ 指令状態
  - ④ 編成状態
  - ⑤ 移動待機先署所
  - ⑥ 車両現在位置
  - ⑦ 対応中事案
- (d) 車両情報を一覧形式で表示ができること。また、署所等による絞り込みができること。(他装置でも可とする。)

(イ) 車両動態管理

- (a) 出動車両運用管理装置と連動し、各車両搭載の車両運用端末装置で入力された動態内容を車両状況画面へ反映できること。
- (b) 指令台又は指令情報出力装置による手動の動態登録ができること。
- (c) 一度登録された車両動態の登録時間情報に対し、修正操作ができること。
- (d) 車両動態の名称は30種類以上設定できること。なお、名称は別途協議事項とする。

(ウ) 業務出向

業務出向時等に他署所への立ち寄り（出向）設定ができること。

(エ) 移動待機

移動待機先署所にて指令の受信、指令書の受信ができること。

(オ) 代替車両配備

配備先署所にて指令の受信、指令書の受信ができること。

ウ 支援情報送信機能

- (ア) 車両運用端末装置からの要求に対し、以下の支援情報を送信できること。
  - (a) 当番医情報
  - (b) 水利情報
  - (c) 病院情報
  - (d) 病院交渉結果
- (イ) 車両運用端末装置にて登録された搬送先病院をシステムに登録できること。
- (ウ) 車両運用端末装置にて登録された交渉結果をシステムに登録できること。
- (エ) 車両運用端末装置にて登録された搬送者情報をシステムに登録できること。

(2) 構造概要

本装置は他装置との兼用も可とする。

2 車両運用端末装置

(1) 機能仕様

ア 動態登録機能

- (ア) 災害区分毎に、車両動態名称を30項目以上設定できること。【参考】
- (イ) 動態登録の方法は、以下の方法によること。
  - (a) 液晶表示部の表示位置固定で設けられた動態単位での登録
  - (b) 予め設定された動態登録順表示による登録
  - (c) 車外設定端末装置による登録

- (ウ) 転戦可能ボタンを有し、登録操作により、即座に転戦可能動態となり、新たな災害事案への組み込みが可能な状態となること。
- イ 指令情報受信機能
  - (ア) 業務出向動態又は転戦可能動態においても受信及び表示できること。
  - (イ) 指令情報が取得できなかった場合、指令情報の要求操作ができること。
- ウ メッセージ送受信機能
  - (ア) 任意のメッセージ及び予め登録された50項目程度の定型メッセージの選択送信が指令センターに対して行えること。
  - (イ) メッセージ送受信履歴が確認できること。
  - (ウ) 指令台ディスプレイのキーボードで入力、送信された任意のメッセージを本装置で受信し、液晶表示部で表示できること。
  - (エ) メッセージ受信の際に喚起音を鳴動できること。
  - (オ) メッセージの確認情報を管理装置へ送信できること。
- エ 災害活動支援機能
  - (ア) 他車両の車両動態状況を確認でき、他車確認要求時には全出動車両の現時点位置を地図上に表示できること。
  - (イ) 自車両の動態登録操作の履歴を確認できること。
  - (ウ) 最新20件までの指令情報の履歴を確認できること。
  - (エ) 自車事案の指令情報の履歴を確認できること。
  - (オ) 支援情報として病院情報を受信し、搬送先病院の選定支援ができること。
  - (カ) 指令情報受信時にあわせて、災害地点直近情報、気象情報などを受信し、災害活動に活用できること。
- オ 指令管制データ表示機能
  - (ア) 次の指令管制データを参照できること。
    - (a) 水利情報
    - (b) 目標物情報
    - (c) 病院情報
    - (d) 車両情報
    - (e) 資料図情報
    - (f) 届出情報
  - (イ) 資料図は全体縮小表示ができること。縮小表示画面上の位置指定により該当資料図の表示ができること。
  - (ウ) 消防OAシステムで管理している水利、防火対象物、危険物施設等の詳細データを表示することができること。
- カ 病院交渉情報登録機能
  - (ア) 次に示す病院交渉結果を登録できること。
    - (a) 交渉開始日時
    - (b) 交渉結果
    - (c) 受入不可理由
  - (イ) 登録する病院を検索する際、診療科目・かな等による検索ができること。
  - (ウ) 登録する病院を検索する際、現在位置からの直近順に表示できること。
  - (エ) 本装置の液晶表示部で最新の交渉結果を表示できること。
  - (オ) 病院交渉結果は消防OAシステムに送信され統計帳票等に活用できること。
- キ 病院情報の送受信機能
  - (ア) 支援情報として、自動出動指定装置が管理する最新の病院情報を受信できること。なお、項目は次のとおりとする。
    - (a) 当番医情報
    - (b) 診療科目

- (c) 診療可否
- (d) 空きベッド数
- ク 位置情報監視機能（GPS機能）
  - (ア) GPS測位データを基に自車両位置を割り出し、定期的に管理装置へ車両位置を送信できること。
  - (イ) 管理装置に対する定期的な位置情報送信は、次の3条件を基に設定できること。また、距離、時間については画面より設定が可能なこと。
    - (a) 端末側経過時間による一定時間間隔で送出（60秒毎に1回送出等。）
    - (b) 車両走行距離による一定距離間隔で送出（100メートル走行毎に1回送出等。）
    - (c) 動態登録操作時に併せて送出
  - (ウ) GPS測位データによる緯度経度情報を液晶表示部へ表示できること。
- ケ 位置情報受信機
  - (ア) みちびき衛星が送出する位置情報を含む信号を受信できること。
  - (イ) 受信した信号を解析し、緯度経度情報を抽出できること。
  - (ウ) ジャイロセンサ、加速度センサを備えること。
  - (エ) 車速信号を接続できること。
- コ 地図表示機能
  - (ア) 地図等検索装置で使用する全域地図及び住宅地図データを搭載し、液晶表示部に車両走行位置を中心とする地図表示ができること。
  - (イ) 地図の移動はタッチ、スワイプが併用できること。
  - (ウ) 全域地図表示状態から、災害地点接近時又は任意の操作により、表示地図の切り替えができること。
  - (エ) 指令情報に基づいた災害地点付近地図を表示できること。表示した地図は、無限スクロール及び16段階の拡大縮小表示ができること。
  - (オ) 拡大縮小操作が容易な操作でできること。
  - (カ) 異なる2種類の地図を並べて表示できること。また、それぞれの地図で拡大縮小操作ができること。
  - (キ) 地図情報を利用した次の機能を有すること。
    - (a) 要援護者情報表示
    - (b) 水利情報表示
    - (c) 目標物情報表示
    - (d) 届出情報表示
    - (e) 車両位置表示
    - (f) 基地局エリア表示
    - (g) 住所検索
    - (h) 緯度経度検索
  - (ク) 自車両が優先的に使用する水利を管理装置に送信し、使用する水利の登録ができること。また登録した水利を地図画面上に表示できること。
  - (ケ) 自車両の現在位置から災害地点までの目標方位を地図上に表示する方位ナビ機能を有すること。
  - (コ) 住所や目標物一覧の検索結果を一時的に保存できる、地点登録機能を有すること。
- サ ナビゲーション機能
  - (ア) 道路ネットワークデータを搭載し、自車両位置から災害地点までの経路を探索表示できること。
  - (イ) 住宅地図又は道路地図を表示する場合、液晶表示部の画面上部が示す方向を、北固定（ノースアップ）、進行方向（ヘッドアップ）のどちらかを任意に設定できること。
  - (ウ) 予想到着時刻、行程距離を表示できること。
  - (エ) 走行軌跡を表示できること。



(オ) 表示位置（画面中心）を変えること無く、住宅地図及び道路地図の表示切替ができること。

(カ) ルート検索【参考】

(a) 指令情報受信後、出動動態押下で災害地点までのルートが表示されること。

(b) 病院一覧画面からルート検索ができること。

(c) 目標物一覧画面からルート検索ができること。

(d) 住所検索画面からルート検索ができること。

(e) 地図表示位置へのルート検索ができること。

(f) 有料道路も含めたルート検索が行えること。

(キ) リルート検索

GPS測位データによる実際の走行位置が、ルート検索に基づく予定走行位置から外れた場合、自動的にルート検索を再実施できること。

(ク) 音声案内

(a) ルート検索後、ルートに沿って音声合成による音声案内ができること。

(b) 道路ネットワークデータ上に交差点名称情報が登録されている場合は、交差点名称の読み上げができること。

シ その他の機能

(ア) 管理装置への動態登録情報送信時に、管理装置からの受信応答結果が得られない場合は、当該情報を自動的に再送信（リトライ）できること。

(イ) 時刻により、表示画面の昼夜表示が自動的に切り替ること。また、時刻は設定可能であること。

(ウ) 無線LANを経由して、データメンテナンスができること。

(2) 構造概要

ア タッチパネル操作が可能な10型程度の液晶表示部を備えた構造とし、押しボタン（ハードキー）を備えること。

イ 端末本体盗難防止を考慮し、容易に取り外しできない構造であること。

(3) 機器仕様

【別冊1第10】機器仕様要件を参照のこと。

### 3 車外設定端末装置

(1) 機能仕様

消防用車両の無線機用ハンドセット外部収容箱内に配置し、車外から消火活動上必要な動態項目を登録できること。

(2) 構造概要

ア 消防車両の無線機用ハンドセット外部収容箱に設置できる寸法、形状であること。

イ 基本構成は2個1組とし、消防（局）本部が要望する車両については、最大3個まで接続可能なこと。

(3) 機器仕様

【別冊1第10】機器仕様要件を参照のこと。

## 第11 システム監視装置

### 1 システム監視装置

(1) 概要

本装置は、システムの運用状況を監視し、障害発生時に通信指令員等に対する通知機能を有するものである。なお、各種メンテナンス機能は別装置で行うことでもよい。

(2) 機能仕様

ア システム保守機能

(ア) 障害監視

- (a) システム内の各装置状態を監視し、視認性を考慮したステータス表示ができること。
- (b) 監視対象装置を一覧表示できること。
- (c) 装置故障検出時にアラーム鳴動ができること。また、アラームは停止ボタンで停止できること。
- (イ) 障害記録
  - (a) システムの障害を記録できること。
  - (b) 障害記録の表示、ファイル出力、削除、印刷ができること。
  - (c) 障害記録の絞り込み表示ができること。
- イ 音声データ編集機能【参考】
  - (ア) 出動指令等で再生する合成音声等の音声データを編集できること。
  - (イ) 音声辞書の追加、変更、削除ができること。
  - (ウ) 音声の再生テストができること。
- ウ 職員情報編集機能【参考】
  - (ア) 出退状況表示等に利用する職員データの登録、編集、削除ができること。
  - (イ) 職制データの登録、編集、削除ができること。
- (3) 構造概要
  - ア 本装置は、卓上型又は据置型とし、OAラック等に整然と設置可能な構造であること。
  - イ 指令装置のスキヤナを接続し、データ保守機能で利用できること。
  - ウ 第11章（保守）の項で定義するリモートメンテナンスの実施に必要な機器が接続でき、専用のソフトウェアも登録すること。
- (4) 機器仕様
  - 【別冊1第11】機器仕様要件を参照のこと。

## 2 データメンテナンス装置

- (1) 概要
 

本装置は指定の拠点に設置され、自動出動指定装置及び地図等検索装置等で運用する各種データに対する保守機能を備えること。
- (2) 機能仕様
 

システム監視装置と同等のデータメンテナンス機能を備えること。
- (3) 構造概要
 

本装置は、卓上型又は据置型とし、OAラック等に整然と設置可能な構造であること。
- (4) 機器仕様
  - 【別冊1第11】機器仕様要件を参照のこと。

## 第12 電源設備

本設備は、本システムに必要な直流系及び交流系の各種電源を供給するものであり、安全性に十分配慮した構造及び配置とすること。

### 1 基本的事項

- (1) 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。
- (2) 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧変動許容範囲内に維持できること。
- (3) 供給電源の周波数変動は、負荷側の許容範囲内であること。停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は非常用発動発電機の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間を確保できること。

### 2 指令センター用無停電電源装置

- (1) 機能仕様

- ア 本システムを構成し指令センターに設置される主要機器の内、交流100Vで動作する各装置に対して、安定した電圧及び周波数（CVCF）の電源を供給できるものであること。
- イ 無瞬断で電源供給できるものであること。
- ウ 商用電源停電時でも、自動的に無瞬断で内蔵バッテリーによる電源供給へ切り替わるものであること。

(2) 構造概要

- ア 本装置は、据え置き型とすること。
- イ 同等機器3台以上の構成とし、系統別危険分散対策を施すこと。
- ウ 停電時のバックアップ時間は、10分間以上とすること。
- エ 機器1台あたりの定格出力は、10KVA以上とすること。（3台合計で30KVA以上。）
- オ 表示盤及びプリンタ、FAXは、給電対象外とすること。

3 署所用無停電電源装置

(1) 機能仕様

- ア 本システムを構成し各署所に設置される指令情報出力装置等、交流100Vで動作する各装置に対して、安定した電圧及び周波数（CVCF）の電源を供給できるものであること。
- イ 無瞬断で電源供給できるものであること。
- ウ 商用電源停電時でも、自動的に無瞬断で内蔵バッテリーによる電源供給へ切り替わるものであること。

(2) 構造概要

- ア 本装置は、据え置き型とすること。
- イ 停電時のバックアップ時間は、10分間以上とすること。
- ウ 機器1台あたりの定格出力は、3KVA以上とすること。
- エ 表示盤及びプリンタは、給電対象外とすること。

4 直流電源装置

(1) 機能仕様

- ア 本システムを構成し指令センターに設置される主要機器の内、直流48Vで動作する有線系設備に対して、安定した電源を供給できるものであること。
- イ 商用電源停電時でも、自動的に無瞬断で内蔵バッテリーによる電源供給へ切り替わるものであること。

(2) 構造概要

- ア 整流器及び蓄電池で構成され、鋼製自立型キャビネットに収容された装置であること。
- イ 有線通信系設備に対する安定的電源供給を目的に、次に示す性能以上を有すること。
  - (ア) 入力側電源電圧 単相AC100V、又は単相AC200V
  - (イ) 入力側電源周波数 50Hz、又は60Hz
  - (ウ) 出力側電源電圧 直流48V
  - (エ) 停電補償時間 8時間以上

5 指令センター用本部用非常用発動発電機

(1) 機能仕様

商用電源停電時、自動的に起動して発電を開始し、消防救急受付指令業務に必要な各種機器に対して安定した電源を供給できるものであること。

(2) 構造概要

- ア 屋外設置も可能なキュービクル構造とすること。

- イ 超低騒音型であること。
- ウ 本装置は、次に示す性能以上を有すること。
 

(ア) 発電機出力	必要な各種機器に安定した電源を供給できる出力容量
(イ) 発電機関	水冷式ディーゼル機関
(ウ) 始動方式	セルモータによる電気始動
(エ) 停電時自動切替時間	給電開始まで40秒以内
(オ) 使用燃料	ディーゼル軽油
(カ) 定格出力連続運転時間	72時間以上（燃料タンク別置き可）

### 第13 統合型位置情報通知装置

#### (1) 概要

本装置は、NTT固定電話、IP電話及び携帯電話からの119番通報において、指令台又は指揮台で通報者の位置情報が特定できない場合、その通報地点を把握できるものである。

#### (2) 機能仕様

自動出動指定装置における機能仕様、事案管理機能における発信地情報サーバーからの位置情報取得機能を具備すること。

#### (3) 構造概要

- ア 本装置は、位置情報受信装置、及び広域イーサネットに接続するためのネットワーク接続機器により構成されるものとする。
- イ 位置情報受信装置は、ラックマウント方式の情報処理装置とすること。
- ウ 位置情報受信装置は、携帯電話事業者・IP電話事業者の追加又は削除があった場合でも容易に対応できる容量及び構造とすること。
- エ 本装置は他装置との兼用も可とする。

#### (4) 機器仕様

【別冊1第13】機器仕様要件を参照のこと。

#### (5) その他の事項

- ア 広域イーサネットに接続するための回線（IP-VPN網）の開設費用は、受注者の負担とすること。
- イ IP-VPN網は、2系統（二重化）開設すること。

### 第14 拡張台

#### (1) 概要

指令台に隣接設置され、指令台における操作スペースを拡張するためのものである。

#### (2) 構造概要

- ア 指令台と隣接設置するため、形状及び色調を指令台と同等とすること。
- イ 本台は指令センター内に設置し、システムの周辺機器等を整然と設置できること。
- ウ 制御処理部（PC等）を収容する場合、耐震対策を施すこと。
- エ 本台の寸法は、概ね次から選択できること。（寸法については別途協議事項とする。）

#### 【参考】

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| (ア) 幅広型 | 1200×950×700（幅×奥行×高さ、単位：ミリ） |
| (イ) 幅狭型 | 600×950×700（幅×奥行×高さ、単位：ミリ）  |

### 第15 Eメール指令装置

#### (1) 概要

本装置は、指令起動操作と連動して消防職員等が所有する携帯電話等に対し、電子メールを利用して災害覚知情報を伝達するものである。

#### (2) 機能仕様

- ア 各社携帯電話（NTTドコモ、au、ソフトバンク等。）や個人所有パソコン等、電子メールが利用できる端末を送信対象にできること。
- イ 災害種別、災害地点などにより招集対象者や連絡先の自動選択ができること。更に、任意で対象者の追加・削除ができること。
- ウ 災害覚知情報に基づき、順次指令メッセージと同等内容の指令メール本文を仮名漢字混じりテキストで自動生成し、ISP（インターネットサービスプロバイダ）、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）等のメールサービスを介して地図付の指令情報を送信できること。
- エ 招集対象者は、指令メールに対して出動可否の応答を登録できること。
- オ インターネット回線を経由して出動可否の状況を確認できること。

(3) 構造概要

- ア 本装置は、Eメール指令装置、ネットワーク機器から構成されること。
- イ 本装置は他装置との兼用も可とする。
- ウ 各構成機器は、OAラック搭載又は、自立架に搭載されるラックマウント型とすること。

(4) その他の事項

- ア インターネットに常時接続された状態で運用するため、ファイヤウォール等のネットワーク防御対策を施すこと。
- イ インターネット接続環境については、外部ISP選定なども含め、別途協議事項とする。

第16 119番通報受付補助システム

1 FAX119受信装置

(1) 機能仕様

119番回線に着信するFAX通報の転送接続先ファクシミリとして設置し、指令台側のボタン操作で転送されるFAX通報を受信できること。

(2) 構造概要

送受信兼用の卓上型であること。

(3) 機器仕様

【別冊1第16】機器仕様要件を参照のこと。

第17 現場映像伝送装置

本装置は、災害現場における活動状況等の映像情報を指令センターと共有するためのものである。

1 動画送信装置

(1) 機能仕様

- ア パケット通信を経由して災害現場から指令センターに動画を伝送できること。
- イ 音声は指令センターの受信装置と双方向通話が可能であること。
- ウ 電送回線は閉域網の利用、データの暗号化をするなどセキュリティ対策を考慮すること。
- エ 将来機能として、ドローン連携、ウェアラブルカメラの実装ができる構造であること。

(2) 構造概要

ア 動画送信装置は次に示す各機器で構成されていること。

- (ア) スマートフォン                      動画撮影機能付
- (イ) タブレット                              動画撮影機能付
- (ウ) デジタルビデオカメラ
- (エ) 制御部                                      Windows 端末又はタブレット

(3) 機器仕様

【別冊1第17】機器仕様要件を参照のこと。

2 動画受信装置

(1) 機能仕様

- ア 受信した動画データを多目的情報表示盤に表示できること。
- イ 受信した動画データを記録、管理できると共にUSBメモリ等の外部媒体に保存できること。
- ウ 最大12台の動画送信装置の動画を受信できること。

(2) 構造概要

動画配信装置との兼用も可とする。

(3) 機器仕様

【別冊1第17】機器仕様要件を参照のこと。

### 3 動画配信装置

(1) 機能仕様

ア 受信した動画データを各消防（局）本部に設置する49型以上のモニターへ配信できること。

イ 最大6か所への動画配信ができること。

(2) 構造概要

動画受信装置との兼用も可とする。

(3) 機器仕様

【別冊1第17】機器仕様要件を参照のこと。

## 第18 監視カメラシステム

本装置は、消防（局）本部庁舎・消防署・分署等の玄関や車庫出入り口を映像監視する装置であり、監視映像は指令電送回線等のネットワークを利用して消防（局）・本部へ電送し、指令センターで監視映像を表示できるものである。

### 1 監視カメラ

(1) 機能仕様

ア 監視カメラはネットワーク接続型とし、監視映像を指令管制系ネットワーク及び指令電送回線を利用して監視用モニター装置へ送出できること。

イ カメラレンズは、自動合焦機能（オートフォーカス）付きズームレンズとすること。

ウ 監視用モニター装置から、監視カメラのズーム制御及び首振り（パン・チルト）制御ができること。

(2) 構造概要

ア 本装置は、次に示す機器で構成されること。

監視カメラ 75台

イ 監視カメラの取付け場所については、別途協議事項とする。

ウ 車庫監視等、屋外に設置するカメラについては風雨に晒される場合に備え、防水機能を持つハウジングに収容して設置すること。防水性能はIP66級（JIS規格C0920準拠）とする。なお、監視カメラとハウジングは一体型としても良いものとする。

エ 玄関監視等、屋内に設置するカメラについては来庁者に威圧感を与えないよう、天井埋込等の目立たない設置方法を考慮すること。

オ 指令管制系ネットワークや指令電送回線を利用する他のシステム（自動出動指定装置、指令電送装置、消防OAシステム等。）の伝送帯域を圧迫しないよう、監視映像の画像サイズ／画像圧縮率／フレームレートを設定すること。（別途協議とする。）

(3) 機器仕様

【別冊1第18】機器仕様要件を参照のこと。

### 2 監視カメラ用映像モニター装置

(1) 機能仕様

- ア 監視カメラのズーム制御及び首振り（パン・チルト）制御ができること。
- イ 監視映像表示用の専用表示部としてワイド23型程度のカラー液晶モニターを採用し、天井吊り下げ又は壁掛け等の取付方法で、指令センター及び署所の見易い場所に設置すること。
- ウ 専用表示部は複数（1画面あたり4～12ヵ所程度。）の監視映像を表示できること。また、必要に応じて1ヵ所の監視映像を全面表示できること。
- エ 必要に応じて専用表示部の他、多目的情報表示盤等に監視映像を出力できること。

(2) 構造概要

本装置は、次に示す機器で構成されること。

ア 映像モニター装置

(ア) 指令センター用監視映像モニター装置 7式

(イ) 署所用監視映像モニター装置 36台

イ PCにより専用表示部と接続すること。

(3) 機器仕様

【別冊1第18】機器仕様要件を参照のこと。

## 第19 情報共有化システム

本システムは、指令系で管理する各種情報を、Web方式でネットワークに接続した端末（情報共有端末、指令情報出力装置、消防OAクライアント端末等。）で表示するためのものである。

### 1 管理装置

(1) 機能仕様

ア ネットワークに接続した端末から、次に示す情報を閲覧できること。

(ア) 災害事案一覧情報

(イ) 災害地点情報（管内地図表示）

(ウ) 個別災害情報

イ 災害事案一覧情報

(ア) 指令台で作成した事案情報を一覧表示できること。

(イ) 次に示す条件に基づいた内容で絞り込みを行うことができること。【参考】

(a) 事案状況 活動中、終了

(b) 出動車両

(c) 受付時間又は指令時間 何時（開始時点）から何時（終了時点）を指定

(d) 災害種別

ウ 災害地点情報

(ア) 活動中のすべての事案の災害点を地図上（管内図）にプロットし、シンボルマークを表示すること。

(イ) シンボルマークは表示属性を変えることにより、災害区分を判別できるようにすること。

(ウ) シンボルマークのクリックにより、該当事案の内容が表示されること。

エ 災害事案詳細情報

活動中及び終了した災害事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所のほか、車両の動態、活動状況及び時刻、事案経過等の事案情報を確認できること。

オ 地図操作【参考】

(ア) スクロール操作ができること。

(イ) 緯度経度が確認できること。

(ウ) 距離計算・面積計算ができること。

(エ) 住所や目標物、地図頁、緯度経度等による地位置の検索ができること。

カ 車両一覧

(ア) 車両名、動態等を一覧表示できること。【参考】

- (イ) 車両一覧から車両を選択し、車両を中心とした地図を表示できること。
- キ 本装置が提供する各種情報は、次に示す端末から閲覧できること。
  - (ア) 指令情報出力装置
  - (イ) 消防OAクライアント端末
- ク 帳票出力
 

以下に定める帳票が出力できること。【参考】

  - (ア) 災害受信指令書
  - (イ) 発生災害状況
  - (ウ) 大規模災害被害状況報告書
  - (エ) 台風【水防】被害状況報告書
  - (オ) 口頭指導記録簿
  - (カ) 災害以外の受信記録簿
  - (キ) 広域消防日報（災害・救急日報、火災受信日報、救急受信日報、救急活動日報）
  - (ク) 災害状況一覧
  - (ケ) 突合用帳票
  - (コ) 発生災害状況一覧（個別一覧）
  - (サ) 発災事案個別地図

(2) 構造概要

本装置は他装置との兼用も可とする。

(3) 機器仕様

【別冊1第19】機器仕様要件を参照のこと。

2 情報共有端末

(1) 機能仕様

ア 管理装置とネットワークで接続され、情報共有化システムのクライアント端末として動作すること。

イ マウス及びキーボードによる操作とすること。

(2) 構造概要

卓上型であること。

(3) 機器仕様

【別冊1第19】機器仕様要件を参照のこと。

3 大型タッチパネル

(1) 機能仕様

ア 管理装置とネットワークで接続され、情報共有端末と同様に情報共有化システム画面が閲覧及び操作ができること。

イ 複数人が同時にタッチ操作が可能なマルチタッチ対応であること。

(2) 構造概要

ア 電子黒板又は60型相当大型タッチパネルとすること。

イ 水平上向き設置ができること。

(3) 機器仕様

【別冊1第19】機器仕様要件を参照のこと。

第20 消防OAシステム（※消防OAシステムは全て【参考】とする。）

本装置は、消防（局）本部が管理・使用する各種データを電子化し、データベースとして統合・共有化することにより、迅速確実な消防行政の実現を図るものであること。また、本装置はデータベースサーバー形式のデータ処理部、データの入出力等を行う端末装置、プリンタ等の周辺機器で構成され、共有化されたデータベースを基に各種国表の集計出力及び固有帳票の出力ができること。また、自動出動指定装置と連動し、災害受付事案データの取り込みができ、クライ



アント端末からの水利、警防計画、災害時要援護者、防火対象物、危険物施設等の入力よりデータ連携が図れること。

既設消防OAシステムのデータ・帳票数（目安）は【別紙4】既設OAデータ件数表を参照のこと。

## 1 サーバー

### (1) データベースサーバー

ア 本装置は、HTTP（ハイパーテキスト転送通信規約）に則り、クライアント端末から受け付けるデータ入出力処理要求を迅速に処理できるものであること。

イ 搭載ソフトウェアの項で定める各種機能の処理部を搭載し、入力されたデータを逐次処理してデータベースに登録できること。

ウ 機器仕様

【別冊1第20】機器仕様要件を参照のこと。

エ パッケージソフトは警防業務、予防業務、総務業務、資料管理業務、窓口業務とする。

オ 第11章（保守点検仕様）の項で定義するリモートメンテナンスの実施に必要な機器が接続でき、専用のソフトウェアも登録すること。

### (2) 資料図管理サーバー

ア 本装置は、指令システム、消防OAシステムで登録する写真画像、図面、PDF資料などを蓄積し、データ共有し参照できるものであること。なお、消防OAシステム要件を考慮し、データベースサーバーと兼用してもかまわない。

イ 機器仕様

【別冊1第20】機器仕様要件を参照のこと。

### (3) ファイルサーバー

ア 本装置は、内蔵する記憶装置（ディスク）をクライアント端末と共有し、統合オフィスソフト等で作成した各種文書ファイル等を保存管理できるものであること。

イ 保存されたデータの自動バックアップを2世代分保存できること。

ウ データベースサーバーで管理している各種データ、資料図のバックアップを保存できること。

エ 機器仕様

【別冊1第20】機器仕様要件を参照のこと。

## 2 クライアント端末（ノートブック型端末）

ア 本装置は、データベースサーバーに認証手続きを経て接続し、データベースサーバーが提供する各種機能（詳細は搭載ソフトウェアの項で定める。）の処理部へブラウザを介してデータの入出力を行い、データベースに対する情報新規登録／修正、及び各種帳票の出力操作等が行えるものであること。

イ 統合オフィスソフトを用いて、ワープロ、表計算などの各種文書作成が行えること。

ウ 情報共有化システムが配信する各種情報を選択表示できること。

エ 機器仕様

【別冊1第20】機器仕様要件を参照のこと。

オ パッケージソフトは警防業務、予防業務、総務業務、資料管理業務、窓口業務【参考】とする。

## 3 携帯情報端末装置

### a. 機能

(1) 医療機関待機中、帰署中等の空き時間を利用して救急出動管理業務で扱うデータの入力をオフライン方式で行え、通信回線費用を必要としないこと。【参考】

(2) データは救急出動管理業務で使用する傷病者情報、観察情報、応急処置情報、特定行為等情報、転送情報等の管理項目が使用できること。

- (3) 運用に際しては消防（局）本部が指定する管理項目のみ表示させ、画面切替を少なくすること。
- (4) 予め端末毎に署所、車両、出動隊、出動隊員、医療圏等を登録でき、事案作成時には自動入力されていること。
- (5) 文字入力はローマ字、カナ入力ができフリック入力、フルキーボード入力が可能なこと。
- (6) 複数の救急出動、複数の傷病者データの入力ができること。
- (7) 帰署後にデータ転送することで、救急出動管理業務からデータを読み出し、転記することができること。なお、データ転送に関しては通信費がかからない方式とすること。【参考】
- (8) データベースサーバーと時刻同期が行えること。

b. 構造概要

- (1) 容易に持ち運びができるようにタブレットタイプの端末とすること。
- (2) 入力はタッチペン又は指操作によるタッチスクリーン方式とすること。
- (3) 端末に保持しているデータは暗号化されていること。
- (4) データ転送後は、入力データは本端末から自動的に削除されること。【参考】
- (5) 機器仕様  
【別冊1第20】機器仕様要件を参照のこと。

4 指揮車端末装置

a. 機能

- (1) 本装置は、消防OAシステムのデータベースサーバーに接続し、災害現場で各種情報を閲覧できること。
- (2) 情報共有化システムが配信する各種情報を選択表示できること。

b. 構造概要

- (1) 堅牢型携帯端末  
ア セキュリティ対策のため、HDDには暗号化が施されていること。  
イ 機器仕様  
【別冊1第20】機器仕様要件を参照のこと。
- (2) モバイルプリンタ  
ア 堅牢型携帯端末装置と接続し、使用できること。  
イ 機器仕様  
【別冊1第20】機器仕様要件を参照のこと。

5 搭載ソフトウェア（パッケージソフト）

a. ソフトウェアの構成

消防OAシステムに搭載するソフトウェア（パッケージソフト）は、【別紙5】OAパッケージ数量表を参照のこと。

b. 共通機能

すべての業務において、以下に示す機能を有すること。

(1) 基本機能

- ア クライアント端末に標準装備されたWEBブラウザソフトを利用してデータベースサーバーに接続できること。更に認証手続きを経てから、各業務の機能を利用開始できること。
- イ 基本となる管理項目、機能については改造を必要としないパッケージ方式とし、汎用性、運用性、拡張性を備えるものであること。
- ウ システムへのアクセス記録が残せること。端末名、ユーザ名、管理業務名、操作種別等の履歴が残せ、システム管理ユーザであれば、どの端末からでもブラウザ上に履歴表示、解析ができること。蓄積した履歴データは、指定した期間が過ぎると自動的にバックアップを行い、システムデータベースから削除を行うことで肥大化を防げること。

- エ 端末使用状況照会として、現在使用している端末名、ユーザ名、管理業務名、操作種別、最新操作日時等の表示ができること。
  - オ 各業務の入力画面は、ツリー表示、ハイパーリンク等の機能を用いて画面展開ができること。データ登録に応じてツリーの階層表示や件数表示も自動で更新されること。
  - カ ユーザ毎に各管理業務の参照、新規追加、更新、削除の操作区分を指定できること。またこれらの設定は同一業務内の各基本画面単位でも指定できること。異動時に変更が容易な様にグループ管理機能を有し、グループに登録する職員は、氏名、所属で検索し容易に選択できること。複数のグループに登録されている職員は、各グループの上位権限で制限ができること。
  - キ 各消防（局）本部の既設消防O Aシステムで出力可能な帳票は、すべて新システムに移行すること。
- (2) 入力機能
- ア データ入力は、ブラウザ画面上に表示された入力項目を利用して行えること。更にこれらの入力項目は、1葉のハイパーテキスト上に記述され、多数のページに渡ることなくブラウザ画面を上下にスクロールすることにより容易に入力できること。
  - イ データ入力は、数値入力、テキスト入力、プルダウンメニューによる選択肢入力等を用いる他、簡易入力機能を用意して入力の省力化が図れること。
  - ウ 日付・時間の入力はプルダウン入力方式ではなく直接数値入力できること。また、年月日等を個々に区切ることなく入力できるとともに、西暦／和暦何れの方法でも入力できること。更に当日指定入力などの簡易入力が可能なこと。
  - エ 数量、容量、面積、金額等の数値データの入力の際、既に入力された個々のデータから合計値や差分値等を求めることにより一意に決まる入力項目がある場合は、自動的に計算を行い省力化が図れること。
  - オ 入力画面が異なってもデータを転記する等の入力省力化が図れること。
  - カ 住所を登録する業務においては、町丁名（大字、小字）を多段階で選択でき、郵便番号や地域、地区等の入力省力化が図れること。
  - キ 職員を選択する業務においては、職員選択ボタンをクリックしただけの場合は、関係する署所の職員だけを標準表示し、職員氏名の一部を入力してから選択した場合は、署所に関係なく一致した職員を一覧表示できること。
  - ク 国表対応の管理業務においては、入力データの更新時に、突合チェックを行い正確なデータ入力及び管理ができること。また、必須エラーとO Kエラーの色分けして画面に一覧表示できること。エラー発生時は、別ウィンドウでエラー内容を表示し、エラー内容を確認しながら修正ができること。また、エラー発生場所をクリックすることで、該当する管理項目がある画面及び管理項目位置に遷移ができること。
- (3) 統計処理機能
- ア 統計処理の際、検索条件を任意に指定して検索を実施できること。
  - イ 検索結果内容は、ワンクリックで表計算ソフト（E X C E L）に取り込めること。
  - ウ 各種データを入力した後、国表を出力する場合、出力前に複数の表間及び自表内のデータ整合性を確認する突合チェックが自動的に行えること。
  - エ 国表等の各種帳票の出力はE X C E L形式とし、表計算ソフトのプレビュー画面で帳票の印刷イメージを確認できること。また、出力した帳票データは、E X C E Lファイルとして保存できること。
  - オ 各業務の入力画面上に台帳や報告書、復命書等の印刷を指定する印刷ボタンを設ける機能を有することで印刷画面に戻る手間が省けること。
  - カ 印刷操作時に、何度もマウスクリックが必要無い様に自動化すること。
  - キ 簡易統計機能により簡易な操作でクロス集計が実施できること。
- (4) 検索機能

- ア 登録した膨大なデータを検索できる機能を有すること。検索条件の指定はブラウザ上から管理項目や検索条件をマウスで指定できる簡易方式であること。
  - イ 標準管理項目の他に、消防で独自追加した管理項目においても任意に検索ができること。検索条件の管理項目は30個以上指定することができ、検索結果一覧表示時に表示するショートキーも指定できること。
  - ウ 任意検索機能で検索した条件は、ユーザ固有条件及び共有条件として保存することができること。
  - エ 任意検索機能で検索した結果をワンクリックでEXCEL出力ができること。EXCEL出力時にはオートフィルタ機能を付与しておくこと。
  - オ 検索結果一覧表示時に1画面上で表示する件数の指定ができること。
- (5) トップページ機能
- ア WEBブラウザソフトを利用してデータベースサーバーに接続した際に、最初に表示されるページ(トップページ)を利用して、消防OAシステムの利用者全員に共通した情報を発信できること。
  - イ トップページに表示する情報は、各業務機能を利用する際に必要な認証手続き無しに閲覧できること。各業務機能を利用しない端末には各業務へのリンクを表示させないこと。
  - ウ 掲示板機能
    - (ア) 任意のタイトル及び本文を持つテキスト形式の文書を登録することにより、そのタイトルをトップページに表示できること。さらにマウス操作でタイトルをクリックすることにより、その本文を表示できること。
    - (イ) 登録する文書には必要に応じてパスワードが設定でき、情報登録者以外の編集及び削除操作を防止できること。
  - エ 統計データ簡易表示
    - (ア) 事案管理業務に登録されている事案データ(火災、救急、救助、警戒)を集計し、簡易統計データを表示できること。
    - (イ) 表示する内容は各事案毎に、当日件数、当月件数、当年件数、前年件数、署所別件数とする。
  - オ 気象データ表示
    - 気象情報収集装置の観測データを取得し表示できること。
- (6) メニューページ機能
- ア ログイン操作後、ログインしたユーザ権限に応じて、使用できる管理業務のメニュー表示ができること。
  - イ 車検、法定点検予定台数表示
    - 車両管理業務で登録している各車両の車検予定日、法定点検予定日から、月別に予定台数を6ヶ月先まで自動表示できること。件数を選択することで、該当車両の一覧表示が行え、台帳に遷移ができること。
  - ウ 水利検査予定表示
    - 水利管理業務で登録している各水利の検査、点検予定日から、日別に予定水利数を6日先まで自動表示できること。件数を選択することで、該当水利の一覧表示が行え、台帳に遷移ができること。
  - エ 救急救命講習予定表示
    - 救急講習会管理業務で登録している各講習会の開催予定日から、日別に予定講習会数を6日先まで自動表示できること。件数を選択することで、該当講習会の一覧表示が行え、台帳に遷移ができること。
  - オ 改修報告書届出予定表示
    - 防火対象物、危険物施設の査察や消防用設備等点検結果報告届出時の指示書で示している計画書提出予定日、完了報告書提出予定日から、30日以内に提出を予定されている件数を自動表示できること。日数については、協議の上で変更ができること。件数を選択する

ことで、該当する査察や消防用設備等点検結果報告届出の一覧表示が行え、台帳に遷移ができること。

c. 警防業務パッケージ

(1) 警防業務遂行のため自動出動指定装置から事案情報を取り込み、各種災害の報告書作成から統計書作成に渡るデータ処理が行えるもので、以下に示す各種管理業務で構成されること。

ア 事案管理業務

- (ア) 火災事案管理
- (イ) 救急事案管理
- (ウ) 救助事案管理
- (エ) その他災害事案管理

イ 水利管理業務

ウ 警防計画管理業務

エ 車両管理業務

オ 救急講習会管理業務

カ 業務管理業務

キ 資機材管理業務

ク 災害時要援護者管理業務

(2) 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。

ア 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。

イ 検索条件の保存方法は、共有モードと個人モードの何れかで登録できること。共有モードで登録された検索条件は、データベースサーバーに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。個人モードで登録された検索条件の場合は、認証手続きで識別される個人のみ呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は消防OAシステム全体で1000パターン以上保存できること。

ウ 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。

エ 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型20個以上、長文型3個以上、コード型20個以上、数値型20個以上、日付時刻型20個以上、実数型10個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。

(3) 火災事案管理（事案管理業務）

ア 以下に示す管理情報を登録できること。

(ア) 火災発生情報

火災調査全体に関する情報を管理できること。情報として、管轄署所、市町村火災番号、報告者、調査員、覚知日時、覚知方法、出火場所、活動日時等が管理できること。入力画面上から、火災活動報告書、火災調査報告書、火災現場写真台帳、転戦図等の印刷ができること。

(イ) 火災関係者情報

関係者（火元・通報・初期消火）に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、生年月日、年齢、関係者種別（火元者・通報者・初期消火従事者）等が管理できること。登録可能な関係者数を制限しないこと。関係者種別は複数の種別を選択できること。

(ウ) 火災建物情報

建物に関する情報を管理できること。情報として、建物名称、建物損害額、収容物損害額、焼損床面積、焼損表面積、所有者等が管理できること。焼き損害を受けた建物以外にも水損、破損、汚損による消火損害の建物情報も登録できること。建物情報の複製ができること。

(エ) 火災損害情報

火災による損害額に関する情報を管理できること。情報として、建物損害額、収容物損害額、焼損床面積、焼損表面積等が管理できること。

(オ) 火災隊別情報

出動隊に関する情報を管理できること。情報として、活動有無、活動内容、報告者、出動隊員、活動日時、出動経路、放水量等が管理できること。出動隊員は、隊長、機関員の他に5名以上登録が可能なこと。登録は、職員一覧から選択でき、階級、職名等の現況情報が自動登録されること。ただし、過去データや職員一覧データの修正遅れ等を考慮して、一時的に変更して登録ができること。消防団車両の登録も可能なこと。隊別情報の複製ができること。入力画面上から、隊別火災活動報告書、転戦図等の印刷ができること。

走行距離（現着、帰署距離）は、AVM（Ⅱ型以上）と連携して、表示ができること。現着日時などの日時を変更した場合は、再集計ができること。

(カ) 火災死傷者情報

火災による死者及び負傷者に関する情報を管理できること。情報として、死傷者区分、分類、氏名、ふりがな、性別、生年月日、年齢等が管理できること。死傷者情報は、救急隊が入力した救急傷病者情報から転記することができること。

(キ) 延焼市町村情報

他市区町村へ延焼させた市区町村に関する情報を管理できること。

イ 個別機能

(ア) 消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイル（火災報告オンライン処理システム一括登録用。）を出力できること。出力したファイルは可搬媒体を介して消防庁オンラインシステムで取り込むことができること。

(イ) 標準の管理項目以外に出火原因や見分調書、隊員の活動状況等の長文（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。また、この長文内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。火災出動全体及び出動車両毎にも長文の登録ができること。

(ウ) 同一人物を複数の画面で個々に入力するのではなく、転記ができること。

(エ) 家族等の入力を省力化するため関係者複製ができること。

(オ) 最寄り消防機関名の選択は、隣接市の消防機関の署所も選択可能とすること。

(カ) 火災情報の登録は、仮登録、確認登録、承認登録の段階登録ができること。確認登録、承認登録時は突合チェックを行い、エラーがあった場合は、その内容を画面に表示できること。OKエラーの場合は、文字色を変えて表示できること。

(キ) イメージ編集機能と連動することにより、火災転戦図、火災火点付近図、火災出動経路図等のイメージ図を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。

(ク) 火災転戦図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができること。

(4) 救急事案管理（事案管理業務）

ア 以下に示す管理情報を登録できること。

(ア) 救急出動情報

救急全体に関する情報を管理できること。情報として、管轄署所、出場署所、発生場所、出場場所、要請概要、事故種別、活動日時等が管理できること。入力画面上から、救急出場報告書、応援協定出場報告書、付近図等の印刷ができること。

(イ) 救急傷病者情報

救急傷病者全体に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、生年月日、年齢区分、接触時状況、口頭指導内容、収容日時等が管理できること。生年月

日を入力すると自動的に年齢、年齢区分を自動入力すること。入力画面上から、ウツタイン様式帳票、搬送証明書、検証票等の印刷ができること。

- (ウ) 観察情報  
救急観察に関する情報を管理できること。情報として、観察場所区分、観察日時、呼吸、脈拍、体位、損傷部位、妊娠可能性等が管理できること。観察情報の登録数を制限しないこと。入力を省力化するため観察情報の複製ができること。
- (エ) 交渉履歴情報  
医療機関との交渉履歴を管理できること。情報として、交渉開始日時、終了日時、所要時間、扱い者、医療機関、拒否理由等が管理できること。登録したデータを集計して問合せ回数に自動登録できること。自動出動指定装置に蓄積した交渉履歴を反映できること。
- (オ) 関係連絡情報  
関係者への連絡状況を管理できること。情報として、関係者区分、氏名、ふりがな、法人名、電話番号、連絡開始日時、終了日時等が管理できること。
- (カ) 転送情報  
転送になった場合の情報を管理できること。情報として、到着日時、出発日時、医療機関、転送理由、応急処置内容、同乗者等が管理できること。
- (キ) 応急処置情報  
傷病者に対して行った応急処置の内容を管理できること。情報として、止血、固定、人工呼吸、心マッサージ、気道確保、処置概要等が管理できること。
- (ク) 心電図伝送情報  
医療機関に心電図伝送を行った場合の内容を管理できること。情報として、伝送開始日時、終了日時、伝送場所区分、医療機関等が管理できること。
- (ケ) 特定行為情報  
傷病者に対して行った特定行為などの内容を管理できること。情報として、除細動、気道確保、輸液、薬剤投与、その他応急処置、指示要請内容、指示医療機関、指示医師名等が管理できること。救急隊員毎に登録ができること。入力画面上から、救命処置録の印刷ができること。
- (コ) 使用資器材情報  
傷病者に使用した資器材の管理ができること。使用した資器材はチェックボックス式で登録できること。

## イ 個別機能

- (ア) 消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイル（オンライン報告用救急事案、ただし、傷病者がいる場合は傷病者毎。）を出力できること。出力したファイルは可搬媒体を介して消防庁オンラインシステムで取り込むことができること。
- (イ) 「ウツタイン様式」調査オンライン処理システムのCSVフォーマットに対応可能であること。
- (ウ) 連携活動報告書（PA連携）に必要なデータが入力できること。
- (エ) 総務省消防庁指針の検証票データの管理が行え印刷できること。
- (オ) 国表項目以外の管理項目の名称の文字色を自由に色分けできること。色分けは、4区分（一般救急、簡易搬送、検証票、重症外傷等。）以上で管理され、その区分毎に設定できること。
- (カ) 指令台及びAVMで登録した医療機関との交渉履歴データの反映ができること。
- (キ) 走行距離（現着、病着、帰署距離）は、AVM（Ⅱ型以上）と連携して、表示ができること。現着日時などの日時を変更した場合は、再集計ができること。
- (ク) 特定行為等情報は、傷病者に対して1件若しくは救急救命士毎に管理できること。
- (ケ) 出場情報で入力した時間を改めて入力するのではなく、指定操作により、一覧表示し、必要に応じて転記できること。

- (コ) 標準の管理項目以外に検証内容や救急隊長総括、事故概要詳細等の長文入力（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。またこの長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。
  - (カ) 既往歴、現傷病名、傷病名は予め作成されたデータの中から、傷病名、ふりがな、疾病分類で検索が行え、転記することができること。マスタデータは、どこの端末からでも追加修正ができること。
  - (キ) 覚知日時から平日休日の判断を自動的に行えること。国民の祝日等、休日指定が行えること。
  - (ク) 各種動態においては、設定により秒単位までの管理ができること。
  - (ケ) 出場場所、発生場所は別々に管理できること。
  - (コ) 救急車の出場状況を容易に把握できるように、1日の出場状況をグラフ表示できること。また、救急車運用台数を入力し、出場不能となった時間（分）を日報、月報、年報で集計ができること。
  - (カ) イメージ編集機能と連動することにより、人体図イメージ原図をベースに、傷病者の損傷部位を示すイメージ図を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、救急救命処置録や検証票、各種報告書と共に出力できること。原図は消防指定の人体図を採用できること。人体図イメージ編集は、簡易なお絵描きソフトの様に自由に編集できること。省入力機能として、予め作成された図形や記号、文字等をワンクリックで人体図イメージ上に描画（スタンプ）できること。
  - (チ) 救急活動記録モバイル端末装置で入力したデータを呼出して、転記することができること。
- (5) 救助事案管理（事案管理業務）
- ア 以下に示す管理情報を登録できること。
    - (イ) 救助出動情報  
救助全体の内容を管理できること。情報として、管轄署所、報告者、発生場所、事故状況、活動状況、救助活動時間等が管理できること。入力画面上から、救助出動報告書、救助現場写真台帳、転戦図等の印刷ができること。
    - (ロ) 関係者情報  
関係者に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、生年月日、年齢、関係者種別等が管理できること。登録可能な関係者数を制限しないこと。関係者の複製ができること。
    - (ハ) 救助隊別情報  
出動隊に関する情報を管理できること。情報として、救助活動有無、活動内容、報告者、出動隊員、活動日時、出動経路等が管理できること。出動隊員は、隊長、機関員の他に5名以上登録が可能なこと。登録は、職員一覧から選択でき、階級、職名等の現況情報が自動登録されること。ただし、過去データや職員一覧データの修正遅れ等を考慮して、一時的に変更して登録ができること。隊別情報の複製ができること。走行距離（現着、帰署距離）は、AVM（Ⅱ型以上）と連携して、表示ができること。現着日時などの日時を変更した場合は、再集計ができること。
    - (ニ) 救助要救助者情報  
要救助者に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、性別、生年月日、年齢、搬送区分、傷程度等が管理できること。救助した隊との関連付けができること。要救助者情報は、救急隊が入力した救急傷病者情報から転記することができること。
  - イ 個別機能
    - (イ) 消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイル（オンライン報告用救助事案）を出力できること。出力したファイルは、可搬媒体を介して消防庁のオンラインシステムで取り込むことができること。



- (イ) 自動出動指定装置に蓄積した関係機関との連絡履歴データの反映ができること。
  - (ウ) 標準の管理項目以外に事故内容や救助概要詳細、隊員の活動状況等の長文入力（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。また、この長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。救助出動全体及び出動車両毎にも長文の登録ができること。
  - (エ) 救助者以外に関係者の情報が登録でき、関係者の種別は複数選択できること。
  - (オ) イメージ編集機能と連動することにより、災害地点付近の地図情報をイメージとして取り込み、災害現場見取り図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
  - (カ) イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真（イメージ図）を登録できること。登録したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
- (6) その他災害事案管理（事案管理業務）
- ア 警戒事案、火災に至らずの災害事案、風水害偵察、PA連携、他消防応援出動等のその他災害事案について、報告書を作成できること。
  - イ 以下に示す管理情報を登録できること。
    - (ア) その他災害出動情報
 

その他災害事案出動全体の内容を管理できること。情報として、管轄署所、報告者、発生場所、その他災害種別、災害概要等が管理できること。入力画面上から、その他災害出動報告書、その他災害現場写真台帳、転戦図等の印刷ができること。
    - (イ) 関係者情報
 

関係者に関する情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、生年月日、年齢、関係者種別等が管理できること。登録可能な関係者数を制限しないこと。関係者の複製ができること。関係者の種別は複数選択でき、救急支援の傷病者等の種別も登録できること。
    - (ウ) その他災害隊別情報
 

出動隊に関する情報を管理できること。情報として、活動内容、報告者、出動隊員、活動日時、出動経路、到着時の状況等が管理できること。  
 走行距離（到着、帰署距離）は、AVM（Ⅱ型以上）と連携して、表示ができること。到着日時などの日時を変更した場合は、再集計ができること。
  - ウ 個別機能
    - (ア) 自動出動指定装置に蓄積した関係機関との連絡履歴データの反映ができること。
    - (イ) 標準の管理項目以外に警戒内容や警戒概要詳細、隊員の活動状況等の長文入力（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。また、この長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。警戒（その他）出動全体及び出動車両毎にも長文の登録ができること。
    - (ウ) 関係者の情報は、救急隊が入力した救急傷病者情報から転記することができること。
    - (エ) その他災害の種別は、大分類、小分類で管理できること。
    - (オ) 災害地点を詳細に記録できるように、住所の名称・場所は全角30文字以上登録できること。市区町村から合わせて全角100文字以上登録できること。
    - (カ) イメージ編集機能と連動することにより、現場付近図、現場見取り図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該事案データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。
    - (キ) イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真（イメージ図）を登録できること。登録したイメージ図は当該事案デー

タに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。さらに、部隊単位でも登録可能とし、部隊報告書作成に活用できること。

- (ク) 現場付近図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができること。

#### (7) 水利管理業務

ア 消火栓、防火水槽等の消防水利を管理できること。

イ 以下に示す管理情報を登録できること。

##### (ア) 水利情報

消防水利の内容を管理できること。情報として、管轄署所、種別、水利名称、住所、目標・場所、設置年月日、公私区分、基準適合、標識設置、地図帳ページ、地図座標等が管理できること。入力画面上から、水利台帳、写真台帳、付近図等の印刷ができること。

##### (イ) 水利使用履歴

消防水利の使用履歴内容を管理できること。情報として、使用区分、開始日、終了日等が管理できること。

##### (ウ) 水利検査履歴

消防水利の検査履歴内容を管理できること。情報として、検査年月日、異常有無、検査結果、検査責任者、処置予定日、処置内容、次回検査予定日等が管理できること。

##### (エ) 水利検査情報

署所や部隊毎に、その日に行った消防水利の検査報告を管理できること。情報として、検査種別、検査日、開始時刻、終了時刻、署所、隊名称、検査責任者、検査職員、備考等が管理できること。また検査を行った水利を選択式で登録できること。選択された水利個別の検査履歴に自動で反映すること。異常のあった水利は、処置予定日や処置内容等も入力できること。入力画面上から、水利検査報告書等の印刷ができること。

#### ウ 個別機能

(ア) 水利情報の登録は、仮登録、確認登録の段階登録ができること。確認登録時は突合チェックを行い、エラーがあった場合は、その内容を画面に表示できること。OKエラーの場合は、文字色を変えて表示できること。

(イ) 水利検査履歴の登録は、水利個々の画面を開く事なく水利検査画面から検査した水利を一覧から選択し一括登録ができること。

(ウ) 次回検査予定日は、今回の検査日と検査周期から自動的に登録できること。

(エ) 水利管理業務で登録した情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し水利情報として利用できること。

(オ) イメージ編集機能と連動することにより、水利標識と水利の状況（イメージ図）を登録できること。登録したイメージ図は当該水利データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。

(カ) イメージ編集機能と連動することにより、災害地点付近の地図情報をイメージとして取り込み、水利付近図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該水利データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。

(キ) 資料図管理業務と連携することにより、水利写真を登録できること。登録した水利写真は当該水利データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。また、指令システム、AVMに連携ができること。

(ク) 地図管理業務と連携することにより、水利位置の登録ができること。

#### (8) 警防計画管理業務

ア 指定地域警防計画、特殊建築物警防計画を管理できること。

イ 以下に示す管理情報を登録できること。

##### (ア) 指定地域警防計画情報

河川氾濫、内水氾濫、土石流警戒区域、狭所住宅密集地域などの指定地域警防計画の内容を管理できること。情報として、地域名称、住所、指定地域の状況、地形/道路状況、活動の重点、救助・避難誘導対策、地図帳ページ、地図座標等が管理できること。入力画面上から、指定地域警防計画書、付近図等の印刷ができること。

(イ) 特殊建築物警防計画使用履歴

防火対象物管理業務と連携し、特殊建築物警防計画の内容を管理できること。情報として、警防計画種別、周囲の状況、梯子車架梯位置、避難階段状況、活動の重点、救助・避難誘導対策、地図帳ページ、地図座標等が管理できること。関連付けした防火対象物の名称、住所、地域、地区が自動転記されること。また、消防用設備等、管理権原者、管理者、防火管理者が連携表示できること。

(ウ) 他管理業務連携

水利管理業務と連携して、周辺水利の選択ができること。

危険物施設管理業務と連携して、周辺施設の選択ができること。

保安三法管理業務と連携して、周辺施設の選択ができること。

少量危険物施設、指定可燃物施設、核燃料物質等の選択ができること。

(エ) 関係者情報

警防計画に関する関係者情報を管理できること。情報として、氏名、性別、住所、関係者種別、電話番号、法人名、職名等が管理できること。

(オ) 隊別情報

出動隊に関する情報を管理できること。情報として、出動区分、所属署所、隊名称、車両種別、車両名称、出動経路、部署位置、任務、行動等が管理できること。隊別情報の複製ができること。周辺水利で登録している水利から、使用予定水利の選択ができること。入力画面上から、隊別行動計画書、付近図等の印刷ができること。

(カ) 災害発生情報

災害発生時の履歴情報を管理できること。情報として、発生日時、災害種別、発生場所、被害概要、人的被害、住家被害、原因等が管理できること。

ウ 個別機能

(ア) 警防計画情報の登録は、仮登録、確認登録の段階登録ができること。確認登録時は突合チェックを行い、エラーがあった場合は、その内容を画面に表示できること。OK エラーの場合は、文字色を変えて表示できること。

(イ) 次回検査予定日は、今回の検査日と検査周期から自動的に登録できること。

(ウ) 警防計画管理業務で登録した情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し警防計画情報として利用できること。

(エ) イメージ編集機能と連動することにより、略図（イメージ図）を登録できること。登録したイメージ図は当該警防計画データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。

(オ) イメージ編集機能と連動することにより、付近の地図情報をイメージとして取り込み、警防計画図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該警防計画データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。

(カ) 資料図管理業務と連携することにより、写真を登録できること。登録した写真は当該警防計画データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。また、指令システム、AVMに連携ができること。

(キ) 地図管理業務と連携することにより、警防計画の位置登録ができること。

(9) 車両管理業務

ア 消防（局）本部が保有する車両について、修理及び点検等の情報を管理できること。

イ 署所毎及び全体の運行日誌印刷もできること。運行日誌は、交代時間に関係なく当務隊が運行したものがすべてが印刷できること。

ウ 以下に示す管理情報を登録できること。

- (ア) 車両情報  
保有車両の情報を管理できること。情報として、車両名称、特殊艷装名、燃料種別、車体番号、緊急自動車情報、取得価格、取得手段、購入業者、保険情報等を管理できること。入力画面から車両台帳等の印刷ができること。
  - (イ) 修理履歴  
車両の修理点検履歴、消耗品等の交換履歴を管理できること。情報として、修理日、修理内容、修理業者、費用、備考等を管理できること。
  - (ウ) 使用履歴  
車両の使用履歴を管理できること。情報として、使用者、使用開始日時、終了日時、開始時メータ値、終了時メータ値、使用目的等を管理できること。  
救急事案の走行距離は、AVM（Ⅱ型以上）と連携して、表示ができること。日常点検、月例点検の結果入力ができること。
  - (エ) 補給履歴  
車両の補給履歴を管理できること。情報として、使用者、隊、補給日時、開始時メータ値、終了時メータ値、補給業者、燃料種別、補給量等を管理できること。
  - (オ) 所属履歴  
車両の所属（配置）履歴を管理できること。情報として、所属署所、開始日、終了日、区分等を管理できること。
- (10) 救急講習会管理業務
- ア 普通救命講習会等の修了者／期限切れの管理ができること。
  - イ 開催した救急講習会の種類を選択できること。
  - ウ 受講者に対して一括して修了証（名刺サイズ）を発行できること。
  - エ 救急講習会資格取得者から修了証の再発行申請があった場合、修了証の再発行ができること。
  - オ 受講者新規登録時に既に登録されている受講者データ内に同姓同名、同一生年月日の受講者があれば重複登録である事を知らせることができること。
  - カ 救急講習会で使用した資機材、講習内容はチェックボックス形式で登録できること。
  - キ 団体受講等で代表者から提出があった受講者データをEXCELからインポートができること。
  - ク 以下に示す管理情報を登録できること。
    - (ア) 救急講習会情報  
救急講習会情報を管理できること。情報として、講習会名称、講習会区分、開催場所、開催開始日、開催終了日、修了証交付日、受講者数、修了者数、使用資機材、講習内容等を管理できること。入力画面から受講者一覧表、修了者一覧表、講習会開催報告書が印刷できること。
    - (イ) 救急講習会受講者情報  
救急講習会受講者情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所、電話番号、郵便番号等を管理できること。
    - (ウ) 救急講習会受講者履歴情報  
救急講習会受講者履歴情報を管理できること。情報として、修了証交付日、交付番号、履歴区分、再発行回数等を管理できること。修了証の再発行印刷ができること。
    - (エ) 救急講習会受講者一覧登録  
講習会の受講者を過去の受講者情報から氏名、生年月日で検索できること。選択した受講者の履歴に、今回の講習会受講受付履歴が登録できること。
- (11) 業務管理業務
- ア 実施した業務活動の内容を登録できること。情報として、管轄署所、隊名称、活動内容、活動種別、実施年月日、実施日時、備考等を管理できること。
  - イ 入力画面から業務報告書が印刷できること。

- ウ 以下に示す各種帳票を作成できること。
  - (ア) 業務管理台帳
  - (イ) 業務一覧表
  - (ウ) 業務報告書
  - (エ) 隊別業務活動報告書
  - (オ) 隊別・活動種別業務活動状況
  - (カ) 署所別・活動種別業務活動状況
  - (キ) 隊別・活動種別その他業務活動状況
  - (ク) 署所別・活動種別その他業務活動状況
  - (ケ) 業務活動月報

(12) 資機材管理業務

- ア 以下に示す管理情報を登録できること。
  - (ア) 資機材種別
  - (イ) 格納場所
- イ 各管理情報（資機材種別、格納場所）は、大分類・中分類・小分類の段階別管理ができること。

(13) 災害時要援護者管理業務

- ア 災害時要援護者の以下に示す管理情報を登録できること。
  - (ア) 災害時要援護者情報  
災害時要援護者の内容を管理できること。情報として、氏名、住所、性別、生年月日、要援護者種別、血液型、管轄署所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、既往歴、医療機関等が管理できること。
  - (イ) 災害時要援護者履歴  
災害時要援護者の履歴内容を管理できること。情報として、履歴種別、異常有無、履歴日、状況等が管理できること。
  - (ウ) 関係者情報  
災害時要援護者の関係者情報を管理できること。情報として、氏名、性別、生年月日、関係者種別、電話番号、続柄等が管理できること。
- イ 個別機能
  - (ア) 災害時要援護者情報の登録は、仮登録、確認登録の段階登録ができること。確認登録時は突合チェックを行い、エラーがあった場合は、その内容を画面に表示できること。OKエラーの場合は、文字色を変えて表示できること。
  - (イ) 災害時要援護者履歴の登録は、災害時要援護者個々の画面を開くことなく履歴一括作成画面から履歴情報を一覧から選択し一括登録ができること。
  - (ウ) イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を登録できること。登録したイメージ図は当該災害時要援護者データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。
  - (エ) イメージ編集機能と連動することにより、自宅付近の地図情報をイメージとして取り込み、地図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は当該災害時要援護者データに関連付けて保存され、各種帳票と共に出力できること。
  - (オ) 地図管理業務と連携することにより、災害時要援護者の登録ができること。

d. 予防業務パッケージ

- (1) 予防業務遂行のため、以下に示す各種管理業務で構成されること。
  - ア 防火対象物管理業務
  - イ 危険物施設管理業務
  - ウ 防火・防災管理者講習会管理業務
  - エ 保安三法管理業務

(2) 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。

- ア 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。
- イ 検索条件の保存方法は、共有モードと個人モードの何れかで登録できること。共有モードで登録された検索条件は、データベースサーバーに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。個人モードで登録された検索条件の場合は、認証手続きで識別される個人のみ呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は消防OAシステム全体で1000パターン以上保存できること。
- ウ 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。
- エ 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型20個以上、長文型3個以上、コード型10個以上、数値型20個以上、日付時刻型20個以上、実数型10個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。

(3) 防火対象物管理業務

ア 以下に示す管理情報を登録できること。

(ア) 敷地情報

防火管理者の権原区分毎で敷地に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、敷地名称、ふりがな、所在地、用途、防火・防災管理状況、統括防火・防災管理、消防訓練回数等が管理できること。消防訓練回数や、点検報告、特例認定件数は年度変更操作により、目的の年度の件数に表示を変更できること。

(イ) 消防同意情報

申請窓口業務で受け付けた消防同意の新築、増改築等に関する情報を管理できること。情報として、申請要旨、同意部署、同意日、建築主、設計者、施工業者等が管理できること。入力画面上に消防同意通知書、調査報告書等の印刷ボタンを複数設けることができること。また実態等調査表で集計しない履歴管理もできること。

(ウ) 関係者情報

関係者の氏名、ふりがな、住所、連絡先、法人名、関係者種別、届出日等の情報を管理できること。関係者の数を制限しないこと。解任した関係者も履歴管理できること。防火対象物点検報告・防災管理点検報告・特例認定経過簿の印刷ができること。関連付けされた危険物施設の関係者情報から転記できること。

(エ) 防火管理者情報

申請窓口業務で受け付けた防火管理者の氏名、ふりがな、住所、連絡先、法人名、資格区分、資格取得日、再講習日、選解任日等の情報を管理できること。防火管理者の数を制限しないこと。解任した防火管理者も管理できること。再講習受講義務がある用途、点検報告義務区分等の条件であれば自動的に再受講期限を表示すること。

(オ) 違反処理情報

過去の違反行為に対する命令等の発令状況を管理できること。情報として、違反分類、命令等の種別、発令日、是正日、発令者等が管理できること。

(カ) 対象物点検報告情報

申請窓口業務で受け付けた対象物の点検報告の状況、及びその内容を管理できること。情報として、定期点検報告日、点検日、点検結果、点検者、点検者免状、立会者、受付者等が管理できること。

(キ) 自主点検報告情報

申請窓口業務で受け付けた防火対象物定期点検報告制度に該当しないホテル旅館等について、自主点検報告の管理ができること。情報として、報告日、受付日、受付者、点検日、点検実施者、点検内容等が管理できること。

(ク) 自衛消防組織情報

申請窓口業務で受け付けた自衛消防組織に関する情報を管理できること。情報として、統括管理者、組織編制、備付け資機材等が管理できること。

- (ケ) 防火対象物情報  
防火対象物に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、対象物名称、ふりがな、所在地、用途、避難経路、開錠装置設置状況、設備検査点検報告回数等が管理できること。設備検査点検回数、検査届出数等は年度変更操作により、目的の年度の件数に表示を変更できること。
  - (ク) 階別情報  
階別の用途、面積、収容人員、無窓階、構造、内装制限区分等を管理できること。先に登録した階別情報の複製ができること。
  - (カ) 設備対象物情報  
設備対象物毎に消防用設備等に関する情報を管理できること。情報として、対象物区分、用途、延べ面積、収容人員、占有階、営業時間、消防用設備等の義務設置、条例設置、任意設置等が管理できること。設備対象物毎に台帳印刷ができること。テナント、階別の単位でも管理ができること。
  - (キ) 査察情報  
査察の結果、指示の内容に関する情報を管理できること。情報として、査察年月日、査察区分、査察者、立会者、通知書交付先等を管理できること。査察結果通知書、査察結果報告書印刷ができること。結果報告書には口頭指導内容も含めて印刷ができること。例規で定められた防火対象物査察区分及び査察間隔を予め設定することにより次回・次々回の査察予定日が自動算出され表示されること。
  - (ク) 消防用設備等届出情報  
申請窓口業務で受け付けた消防用設備等の届出の内容を確認できること。
  - (ケ) 火災予防条例届出情報  
申請窓口業務で受け付けた火災予防条例の届出の内容を確認できること。
  - (コ) 指定可燃物・少量危険物等届出情報  
申請窓口業務で受け付けた少量危険物、指定可燃物、圧縮アセチレンガス等の届出の内容を確認できること。
  - (カ) 消防訓練届出情報  
申請窓口業務で受け付けた消防訓練の届出の内容を確認できること。
- イ 個別機能
- (ア) 防火対象物実態等調査表（01表～27表、32表～34表、36表～39表）を対象に、消防庁へ提出するオンライン報告用CSVファイルを出力できること。なお、出力したファイルを可搬媒体を介して消防庁と接続された端末へ取り込み、オンライン報告できること。
  - (イ) 防火対象物実態等調査の表番号、行項目、列項目等を多段階選択することによりその内容で検索し一覧表示ができること。また、選択した時に表示された国表検索条件の一部を変更できること。
  - (ウ) 防火対象物実態等調査は、署所単位で件数確認ができるように、管轄署所等を条件指定して集計できること。
  - (エ) 防火管理者の権原区分変更等により、敷地が複数に分割した場合や、統合された時、防火対象物情報以下の全情報を移動ができること。
  - (オ) 危険物管理業務の施設情報と相互リンクができること。関連付けされた危険物施設の一覧表示ができ、ボタンクリックにより該当する危険物施設に画面移行できること。画面移行時も、ログオンしているユーザの権限により参照・更新・削除等のセキュリティが保たれていること。敷地内にある危険物施設か、防火対象物内にある危険物施設かの区別ができること。また、近隣の危険物施設等も登録ができること。
  - (カ) 防火対象物実態等調査表の集計対象外のデータも登録管理が行え、集計対象にしない理由が管理できること。
  - (キ) 面積、高さ等は小数点以下3桁まで入力管理ができること。

- (ク) 標準の管理項目以外に変更の経緯や履歴、消防職員の引継ぎ事項等の長文入力（2000文字以上）ができること。長文入力は複数登録することができること。また、この長文入力の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。
  - (ケ) 防火対象物管理業務で登録した敷地情報・防火対象物情報・設備対象物情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し目標物として利用できること。
  - (コ) イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真（イメージ図）として登録できること。登録したイメージ図は防火対象物情報に関連付けて保存され、対象物台帳等の各種帳票と共に出力できること。
  - (カ) イメージ編集機能と連動することにより、防火対象物の付近図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は防火対象物情報に関連付けて保存され、対象物台帳等の各種帳票と共に出力できること。
  - (シ) 付近図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができ、進入口や消防用設備等に関する描画ができること。予め定められた縦横比の地図を取得すること。取得後、ワンクリックで描画が開始できること。他の画像加工ソフトに頼る事無く、全自動で関連付けまでできること。
- (4) 危険物施設管理業務
- ア 以下に示す管理情報を登録できること。
    - (ア) 事業所情報  
危険物事業所に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、事業所名称、ふりがな、所在地、仮貯蔵・仮取扱承認数、手数料等が管理できること。仮貯蔵・仮取扱の承認数、手数料等は年度変更操作により、目的の年度の件数、手数料に表示を変更できること。
    - (イ) 関係者情報  
設置者、所有者等の関係者情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、電話番号、法人名、選解任日等を管理できること。関係者の数を制限しないこと。解任した関係者も履歴管理できること。関連付けされた防火対象物の関係者情報から転記できること。
    - (ウ) 保安監督者等管理情報保安監督者  
保安統括管理者、保安監督代行者、保安員及び取扱者の氏名、ふりがな、住所、電話番号、職名、免状種類、選解任日等の情報を管理できること。登録数を制限しないこと。解任した過去の保安監督者等も管理できること。
    - (エ) 危険物施設情報  
危険物施設に関する情報を管理できること。情報として、担当署所、危険物施設名称、ふりがな、所在地、製造所等の別、形態区分、設置許可日、設置許可番号、許可数量、指定数量倍数、変更許可数、検査実施回数等が管理できること。変更許可数、検査実施回数、仮使用承認数、各種手数料等は年度変更操作により、目的の年度の件数に表示を変更できること。入力画面上から危険物施設台帳、査察台帳等複数の台帳が印刷できること。
    - (オ) 危険物施設構造詳細情報  
危険物施設の構造に関する情報を管理できること。情報として、地上階数、地下階数、高さ、延べ面積、構造概要、保安距離、規則第13条適用、空地距離等が管理できること。
    - (カ) 保有危険物情報  
保有危険物に関する情報を管理できること。保有危険物は、類、品名、性質、物品名を多段階選択できること。物品名の選択は省略も可能であること。選択した危険物の



指定数量と許可数量から、指定数量倍数を自動計算できること。集計対象外の保有危険物も登録できること。

- (キ) 設備情報  
消火設備、警報設備、避難設備等の各種設備を管理できること。情報として、設置日、種別、名称、数量を管理できること。
- (ク) タンク情報  
タンクに関する情報を管理できること。情報として、形態区分、埋設方法、簡易タンク区分、品名、化学名、寸法等が管理できること。
- (ケ) 申請情報  
申請窓口業務で受け付けた危険物施設の申請に関する情報を管理できること。情報として、申請日、受付日、申請者、種別、手数料、検査員等が管理できること。入力画面上から申請受付台帳、復命書等が印刷できること。
- (コ) 届出情報  
申請窓口業務で受け付けた危険物施設の届出に関する情報を管理できること。情報として、届出日、受付日、届出者、届出内容、受付者等が管理できること。入力画面上から届出受付台帳、復命書等が印刷できること。
- (カ) 違反処理情報  
違反状況に関する情報として、違反分類、発令日、是正日、発令者等を管理できること。
- (シ) 査察情報  
査察の結果、指示の内容に関する情報を管理できること。情報として、査察年月日、査察区分、査察者、立会者、通知書交付先等を管理できること。指示事項については、予め作成された定型文を多段階選択により呼出す事ができること。また定型文に登録された文字列で絞込みができること。査察結果通知書、査察結果報告書印刷ができること。結果報告書には口頭指導内容も含めて印刷ができること。例規で定められた危険物施設査察区分及び査察間隔を予め設定することにより次回・次々回の査察予定日が自動算出され表示されること。

## イ 個別機能

- (ア) 危険物規制事務調査表（01表～23表、25表、36表）を対象に、消防庁へ提出するオンライン報告用XMLファイルを出力できること。なお、出力したファイルを可搬媒体を介して消防庁と接続された端末へ取り込み、オンライン報告できること。
- (イ) 危険物規制事務調査表の表番号、行項目、列項目等を多段階選択することによりその内容で検索し一覧表示ができること。また、選択した時に表示された国表検索条件の一部を変更できること。
- (ウ) 危険物規制事務調査表は、署所単位で件数確認ができるように、管轄署所等を条件指定して集計できること。
- (エ) 標準の管理項目以外に変更の経緯や履歴、消防職員の引継ぎ事項等の長文（2000文字以上）を種別毎に複数登録することができること。また、この長文入力内の文字も検索データとして扱え、他の項目と合わせて台帳等に印刷することができること。
- (オ) 分社化等で所有者等が変更になった場合でも危険物施設情報以下を移動することができること。
- (カ) 防火対象物情報の敷地情報及び防火対象物情報と相互リンクができること。相互リンクは複数の敷地、防火対象物とできること。
- (キ) 危険物施設管理業務で登録した事業所情報・危険物施設情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し目標物として利用できること。
- (ク) イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、現場写真（イメージ図）として登録できること。登録したイメージ図は危険物施設情報に関連付けて保存され、危険物施設台帳等の各種帳票と共に出力できること。

- (ケ) イメージ編集機能と連動することにより、危険物施設の付近図（イメージ図）を作成できること。作成したイメージ図は危険物施設情報に関連付けて保存され、対象物台帳等の各種帳票と共に出力できること。
  - (コ) 付近図等は、地図管理業務と連携することにより容易に白地図を画像データとして取得することができ、進入口やタンク等に関する描画ができること。予め定められた縦横比の地図を取得すること。取得後、ワンクリックで描画が開始できること。他の画像加工ソフトに頼る事無く、全自動で関連付けまでできること。
  - (ク) 地図管理業務と連動することにより、事業所、危険物施設の地点登録ができること。
- (5) 防災・防火管理者管理業務
- ア 以下に示す管理情報を登録できること。
    - (ア) 防火・防災管理者講習会情報  
防火管理者講習会情報を管理できること。情報として、講習会名称、講習会種別、開催場所、開催開始日、開催終了日、修了証交付日、受講者数、修了者数等を管理できること。入力画面から受講者一覧表、修了者一覧表、講習会開催報告書が印刷できること。
    - (イ) 防火・防災管理者講習会受講者情報  
講習会の受講者を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所、電話番号、郵便番号等を管理できること。
    - (ウ) 防火・防災管理者講習会受講者履歴情報  
講習会の受講者履歴を管理できること。情報として、修了証交付日、交付番号、資格区分、合否区分、再発行回数等を管理できること。
  - イ 個別機能
    - (ア) 受講者に対して一括して修了証を発行できること。
    - (イ) 修了証はA4サイズ、名刺サイズ共に印刷ができること。
    - (ウ) 修了証番号は、修了証交付操作により自動的に採番できること。修了証番号は、最終の修了証番号を保持し続きから採番するが、交付画面から手動操作により保持した番号の訂正もできること。
    - (エ) 資格取得者から修了証の再発行申請があった場合、修了証の再発行又は交付証明書の印刷ができること。
    - (オ) 受講者新規登録時に既に登録されている受講者データ内に同姓同名、同一生年月日の受講者があれば重複登録である事を知らせることができること。
- (6) 保安三法管理業務
- ア 以下に示す管理情報を登録できること。
    - (ア) 事業所情報  
保安三法事業所に関する情報を管理できること。情報として、管轄署所、事業所名称、ふりがな、所在地、電話番号等が管理できること。
    - (イ) 関係者情報  
設置者、所有者等の関係者情報を管理できること。情報として、氏名、ふりがな、住所、電話番号、法人名、選解任日等を管理できること。関係者の数を制限しないこと。
    - (ウ) 保安技術者等管理情報  
保安主任者、保安統括者代表者等の氏名、ふりがな、住所、電話番号、職名等、免状詳細、選解任日等の情報を管理できること。登録数を制限しないこと。
    - (エ) 施設情報  
火薬、高圧ガス、液化石油ガスに関する情報を管理できること。情報として、管轄署所、施設名称、ふりがな、所在地、施設区分、保安業務区分、申請年月日、許可年月日、許可番号等が管理できること。
    - (オ) 保有ガス／火薬情報

保有ガス／火薬に関する情報を管理できること。保有ガス／火薬は、物質名、ガス／火薬物質詳細、貯蔵量、爆薬換算量を登録できること。

(カ) 申請届出情報

申請窓口業務で受け付けた施設の申請届出に関する情報を管理できること。

(キ) 査察情報

査察の結果を管理できること。情報として、査察年月日、査察区分、査察実施者、交付先氏名等を管理できること。指示事項については、予め作成された定型文より呼出す事ができること。

イ 個別機能

地図管理業務と連動することにより、事業所、施設の地点登録ができること。

e. 窓口業務パッケージ

(1) 以下に示す管理業務で構成されること。

ア 防火対象物関連情報

防火対象物の消防同意・防火／防災管理・消防用設備等・火災予防関係の各種申請書／届出書の内容を管理でき、防火対象物管理業務と関連付けて管理できること。

イ 警防・救急関連情報

怪煙・煙火行為・消防活動支障行為・証明書等の各種申請書／届出書の内容を管理でき、事案管理業務と関連付けて管理できること。

ウ 保安三法関連情報

高圧ガス製造の貯蔵許可・完成検査・保安検査・危害予防規程等の各種申請書／届出書、液化石油ガス／火薬類の各種申請書／届出書を管理でき、保安三法管理業務と関連付けて管理できること。

(2) 個別機能

ア 防火対象物関連情報は、入力を省力化するため防火対象物の敷地情報、防火対象物情報、関係者情報から複製ができること。

イ 危険物施設関連情報は、入力を省力化するため危険物施設の危険物施設情報、関係者情報、防火対象物の敷地情報、防火対象物情報、関係者情報から複製ができること。

ウ 警防・救急関連情報は、入力を省力化するため火災事案の情報、関係者情報、救急事案の傷病者情報、関係者情報から複製ができること。

エ 申請・届出管理業務で登録した情報及び地図管理業務で登録した位置情報は自動出動指定装置へ転送し届出情報として利用できること。

オ 地図管理業務と連携することにより容易に申請・届出の位置情報を登録できること。

(3) 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。

ア 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。

イ 検索条件の保存方法は、共有モードと個人モードの何れかで登録できること。共有モードで登録された検索条件は、データベースサーバーに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。個人モードで登録された検索条件の場合は、認証手続きで識別される個人のみ呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は消防OAシステム全体で1000パターン以上保存できること。

ウ 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。

エ 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型20個以上、長文型3個以上、コード型20個以上、数値型20個以上、日付時刻型20個以上、実数型10個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。

オ 受付番号、許認可番号等については、収発文字も含めて管理ができること。また申請届出種別毎にどの收受簿で管理するかを登録でき、各種受付簿などの印刷ができること。

f. 総務業務パッケージ

(1) 総務業務遂行のため、以下に示す各種管理業務で構成されること。

- ア 消防職員管理業務
- イ 消防団員管理業務
- ウ 備品管理業務

(2) 管理業務毎に以下に示す機能を有すること。

- ア 検索条件を任意に指定できること。また、検索条件を保存登録することができ、登録した検索条件を呼び出すことにより、同一の条件で検索を実施できること。
- イ 検索条件の保存方法は、共有モードと個人モードの何れかで登録できること。共有モードで登録された検索条件は、データベースサーバーに登録された使用者であれば誰でも呼び出すことができること。個人モードで登録された検索条件の場合は、認証手続きで識別される個人のみ呼び出すことができること。なお、登録可能な検索条件は消防OAシステム全体で1000パターン以上保存できること。
- ウ 検索結果を表計算ソフト（EXCEL）に出力できること。
- エ 各基本画面に入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型10個以上、コード型10個以上、数値型10個以上、日付時刻型10個以上、実数型5個以上とする。また、これらの種別に関係なく表示順序も指定できること。

(3) 消防職員管理業務

ア 以下に示す管理情報を登録できること。

(ア) 職員基本情報

職員に関する基本情報として、氏名、ふりがな、生年月日、性別、血液型、住所、連絡先、緊急連絡先、携帯メールアドレス等を管理できること。入力画面上から職員台帳、技能資格台帳、経歴台帳等が印刷できること。

(イ) 職員経歴情報

職員経歴に関する情報として、署所、所属、職名、階級、職務内容、異動種別、経歴日等を管理できること。誤って複数の経歴データで経歴日が重複しない様に登録時にチェックすること。経歴毎に日数、月数、半月数の消防暦を自動計算すること。

(ウ) 公傷履歴情報

公傷履歴に関する情報として、発生日、公傷内容、活動種別、治療期間等を管理できること。

(エ) 貸与記録情報

貸与品に関する情報として、貸与品、貸与種別、サイズ、寸法直し、使用点、申請日、貸与日、返却日等を管理できること。申請は職員個人が行え、点数超過時はその旨を伝えるメッセージが表示されること。

(オ) 表彰記録情報

表彰に関する情報として、表彰種別、表彰日等を管理できること。表彰種別は大分類、小分類の多段階で選択できること。

(カ) 技能資格情報

技能資格に関する情報として、技能資格種別、取得日、免状番号等を管理できること。技能資格種別は大分類、小分類の多段階で選択できること。

(キ) 研修記録情報

研修に関する情報として、研修種別、研修日、研修日数等を管理できること。研修種別は大分類、小分類の多段階で選択できること。

(ク) 健康診断記録情報

健康診断に関する情報として、受診日、診断種別、医療機関、結果等を管理できること。

(ケ) 辞令履歴情報

機関員、緊急消防援助隊等の辞令発令内容を管理できること。辞令種別は、大分類、小分類の多段階で選択できること。

(コ) 家族情報登録

家族の同居、別居区分、関係区分、氏名、生年月日等を管理できること。関係区分は大分類、小分類の多段階で選択できること。

(ク) 給与情報

昇階級年月日、等級、基本給、任命権限者、発令事項等を管理できること。

イ 個別機能

(ア) 全職員の実績データを一覧表示し、事前（異動日以前）に異動対象者の実績変更用データを作成できること。異動日当日等に変更用データを適用することにより一括して各管理業務で使用する職員実績データに反映できること。

(イ) 職員基本情報には、権限を持ったユーザのみ表示可能な入力項目を追加できること。追加入力項目は、文字型10個以上、コード型10個以上、数値型10個以上、日付時刻型10個以上、実数型5個以上とする。

(ウ) 貸与品の持ち点は、職種別階級別に配点ができること。

(エ) 申請中の貸与品の一括承認操作ができ、個別の貸与品履歴には一括操作時に登録した基準貸与日が全履歴に登録されること。

(オ) 職員の階級別勤務状況、職員の階級別年齢状況等の統計表は指定した基準日で集計を行うこと。

(カ) イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、顔写真（イメージ図）として登録できること。登録したイメージ図は職員情報に関連付けて保存され、職員台帳等の各種帳票と共に出力できること。

(キ) 既存の人事管理システムから出力したExcelファイルを、端末からサーバにアップロードして実績データに反映ができること。

(ク) 実績開始日は、端末上で入力ができること。

(ケ) 既存の人事管理システムで出力されるデータから各種コードデータの自動変換ができること。取込処理時に、変換できないコード、未入力などが存在した場合は、エラー表示ができること。

(コ) コード変換の設定は、端末からメンテナンスができること。

(サ) 消防職員管理業務で管理しているデータを消防OAシステムの職員選択で使用するデータとして使用できること。反映は予め登録した辞令発令日時に自動で更新できること。

(4) 消防団員管理業務

ア 以下に示す管理情報を登録できること。

(ア) 団員基本情報

消防団員に関する基本情報として、氏名、ふりがな、生年月日、性別、就職形態、勤務形態、住所、連絡先、緊急連絡先、勤務先名、勤務先電話等を管理できること。入力画面上から消防団員台帳、表彰台帳、履歴台帳等が印刷できること。

(イ) 経歴

消防団員の経歴に関する情報として、団・分団、階級、異動種別、経歴日等を管理できること。誤って複数の経歴データで経歴日が重複しない様に登録時にチェックすること。経歴毎に日数、月数、半月数の消防暦を自動計算すること。

(ウ) 公傷記録

公傷履歴に関する情報として、発生日、公傷内容、活動種別、治療期間等を管理できること。

(エ) 表彰履歴

表彰に関する情報として、表彰種別、表彰日等を管理できること。表彰種別は大分類、小分類の多段階で選択できること。

- (オ) 貸与記録情報  
貸与品に関する情報として、貸与品、貸与種別、サイズ、寸法直し、申請日、貸与日、返却日等を管理できること。

イ 個別機能

- (ア) 登録編集画面毎に、参照、登録、削除等の権限を設けることができること。
- (イ) 団員の階級別年齢状況、各分団消防団員平均年齢、在職年数別階級別消防団員数等の統計表は指定した基準日で集計を行うこと。
- (ウ) イメージ編集機能と連動することにより、デジタルカメラで撮影された写真を取り込み、顔写真（イメージ図）として登録できること。登録したイメージ図は団員情報に関連付けて保存され、団員台帳等の各種帳票と共に出力できること。

(5) 備品管理業務

ア 以下に示す管理情報を登録できること。

- (ア) 備品管理情報  
備品に関する基本情報として、備品管理番号、備品分類、備品名称、格納場所、購入業者、使用状況等を管理できること。
- (イ) 履歴情報  
備品毎の履歴情報として、購入時、格納場所変更時、修理時、破棄、管理担当変更等の履歴を管理できること。

イ 以下に示す各種帳票を作成できること。

- (ア) 備品管理台帳
- (イ) 備品一覧表

ウ 個別機能

- (ア) 備品種別、格納場所は、大分類・中分類・小分類の段階別管理ができること。
- (イ) 同一備品を購入し新規登録を行う場合は、数量を指定することで共通項目の入力が一括できること。
- (ウ) 購入業者及び修理業者は、マスタ管理できること。
- (エ) 備品の管理担当を管理できること。

g. 資料管理業務パッケージ

(1) 資料管理業務遂行のため、以下に示す各種管理業務及び機能で構成されること。

- ア 地図管理業務
- イ 資料図管理業務
- ウ イメージ編集機能

(2) 地図管理業務

ア 事案管理業務、水利管理業務、防火対象物管理業務、危険物施設管理業務、届出申請管理業務と連動し、WEBブラウザ画面上で地図表示等が行えること。

イ GIS機能

- (ア) 地図の拡大、縮小が簡単な操作で行えること。
- (イ) マウス操作により、地図をスクロールすることができること。
- (ウ) 広域地図上の任意の場所をマウス指示することにより、その場所を中心とした住宅地図が表示できること。
- (エ) 地図帳の分冊番号、ページ、メッシュ位置を指定して地図が表示できること。
- (オ) 緯度経度を数値指定して地図を表示できること。
- (カ) 現在表示されている地図データと同位置に別地図データが存在する場合、地図切替操作により同位置の別地図データに切り替え表示できること。
- (キ) 地図等検索装置で作成した目標物等をシンボル表示できるとともに、それらの属性データを表示できること。
- (ク) 地図画面上でのマウス操作により、距離や面積を計測できること。

- (ケ) 町丁目（町名・字）を指定することにより、その場所を中心とした地図が表示できること。
- (ク) 地図等検索装置で構築した地図データを活用できること。
- ウ シンボル位置設定機能
  - (ア) 事案管理業務と連動して地図表示する場合、指令台側で当該事案に設定された災害地点を中心とした地図を表示できること。
  - (イ) 水利管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該水利を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
  - (ウ) 警防計画管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該警防計画を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。指定地域警防計画は、5箇所以上の位置を登録できること。
  - (エ) 災害時要援護者管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該要援護者を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
  - (オ) 防火対象物管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該防火対象物を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
  - (カ) 危険物施設管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該危険物施設を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
  - (キ) 保安三法管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該保安三法施設を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
  - (ク) 申請届出管理業務と連動して地図表示する場合、地図上で当該届出申請位置を表示し、その位置の参照、設定、変更ができること。
- エ データ抽出機能
  - (ア) 水利管理業務、警防計画管理業務、災害時要援護者管理業務、防火対象物管理業務、危険物施設管理業務、保安三法管理業務、申請届出管理業務と連動して、マウス指示又は範囲指定により地図上でそれらのデータを検索できること。
- (3) 資料図管理業務
  - ア 査察等で収集した図面等の二次元資料を、イメージスキャナで電子化し、資料図として登録できること。
  - イ 登録した資料図は、権限に応じてすべてのクライアント端末から参照できること。
  - ウ 登録した資料図は、指令システムに連携ができること。
  - エ 登録した資料図は、AVM装置に連携ができること。災害活動には必要としない資料図を考慮して、AVM連携の有無を選択して登録できること。
- (4) イメージ編集機能
  - ア 人体図編集
    - (ア) 事案管理業務の救急事案処理と連動し、人体図イメージ原図をベースに傷病者の傷病部位を示すイメージ図を作成できること。
    - (イ) 人体図イメージ編集は、簡易なお絵描きソフトの様に自由に編集できること。
    - (ウ) 省入力機能として、予め作成された図形や記号、文字等をワンクリックで人体図イメージ上に描画（スタンプ）できること。
    - (エ) 作成したイメージ図は、当該救急事案の傷病者情報に関連付けて保存できること。
  - イ 写真取り込み
    - (ア) 事案管理業務、水利管理業務、警防計画管理業務、災害時要援護者管理業務、防火対象物管理業務、危険物施設管理業務、保安三法管理業務、職員管理業務、消防団員管理業務と連動し、デジタルカメラで撮影した各種写真（現場写真、現況写真、顔写真）をイメージ図として取り込み、各業務に関連付けて保存できること。
    - (イ) 取り込んだイメージサイズが大きな場合は、取込時に注意メッセージの表示ができること。
  - ウ 地図編集

- (ア) 事案管理業務、水利管理業務、警防計画管理業務、災害時要援護者管理業務、防火対象物管理業務、危険物管理業務、保安三法管理業務と連動し、地図管理業務でWEBブラウザ画面上に表示している地図情報の一部分をイメージ図として取り込み、各業務に関連付けて保存できること。
- (イ) 取り込んだ地図イメージの編集は、簡易なお絵描きソフトの様に自由に編集できること。
- (ウ) 省入力機能として、予め作成された図形や記号、文字等をワンクリックで地図イメージ上に描画（スタンプ）できること。
- (エ) 事案管理業務の火災事案、救助事案、警戒事案については、事案単位の関連付けの他、部隊単位に関連付けて保存（登録）できるものとし、部隊報告書作成に活用できること。

#### h. システム管理業務パッケージ

##### (1) コードデータ作成ツール

各業務で使用する各種コードデータの作成、変更及び削除ができること。

##### (2) ユーザ任意項目作成ツール

ア 各業務基本画面に追加する入力項目の作成、変更及び削除ができること。

イ 追加する入力項目は、以下のとおりとすること。

- (ア) 文字型 20個
- (イ) コード型 20個
- (ウ) 数値型 20個
- (エ) 日付時刻型 20個
- (オ) 実数型 10個
- (カ) 長文型 3個

##### (3) 初期データ投入ツール

ア 各業務の基本的な動作環境を設定できること。

イ 設定するデータ項目は、以下のとおりとすること。

- (ア) 住所データ  
住所及び住所に対する地区、地域、管轄等の作成、変更及び削除ができること。
- (イ) 署所データ  
署所の名称、住所等のデータを作成、変更及び削除ができること。
- (ウ) 医療機関データ  
医療機関の名称、住所、種別等のデータを作成、変更及び削除ができること。
- (エ) 傷病名データ  
救急事案で使用する傷病名について、検索の分類、疾病分類等のデータを作成、変更及び削除ができること。

##### ウ ユーザ権限メンテナンス

- (ア) 各業務毎に当該業務を利用可能なユーザを登録、及び削除できること。
- (イ) 登録したユーザ毎に、各業務利用開始時にユーザが入力する認証情報と照合するための情報（パスワード等）を登録、変更、及び削除できること。
- (ウ) 登録したユーザ毎に、各業務の機能利用に関わる操作制限を設定できること。なお、制限する操作は各業務毎に、以下に示す操作の可否を設定できること。
  - (a) 検 索 検索結果一覧表示
  - (b) 参 照 一覧表から選択し該当 データの内容参照
  - (c) 新 規 データ基本部の新規登録
  - (d) 追 加 データ基本部以外（履歴情報等）の追加
  - (e) 変 更 データ内容の変更
  - (f) 削 除 データ基本部以外（履歴情報等）の削除



- (g) 印刷 登録編集画面からの印刷
- (4) 帳票作成パッケージ
  - ア 独自帳票作成
    - (ア) 消防(局)本部が表計算ソフト(Excel)で作成した表を、独自帳票として登録できること。
    - (イ) 登録済み独自帳票をベースにその内容の一部あるいはすべてを変更し、全く別の独自帳票として新規に登録できること。変更操作は、表計算ソフト(Excel)上で実施できること。
    - (ウ) 各業務を通じてデータベースサーバー上に蓄積保存されたデータを、別途定める定義処理に基づいて抽出し、作成した独自帳票の任意項目(セル)に貼り付けて、集計及び印字出力できること。また、集計結果はExcel形式で保存できること。
    - (エ) 帳票作成が不慣れな担当者でも容易に作成が進められるように、容易に作成ができること。
  - イ データ抽出の定義処理
    - (ア) 各業務を通じてデータベースサーバー上に蓄積保存されたデータを任意に指定して抽出できること。
    - (イ) 抽出対象のデータが保存されたデータベースを選択後、対象データベースを構成する項目の一覧が表示でき、その一覧から抽出対象項目を選択できること。なお、これらの選択処理はマウス操作でできること。
    - (ウ) データ抽出の際、SQL関数等を用いて以下に示す項目間の集計ができること。
      - (a) 項目間の集計処理
      - (b) 対象期間の指定処理
      - (c) ソート処理
      - (d) 対象文字の検索処理
      - (e) 複数データベースの項目選択処理及び集計処理
    - (エ) ユーザ支援としてデータ抽出に使用可能なSQL関数等は一覧表示でき、その一覧から使用する関数等を選択できること。なお、これらの選択処理はマウス操作でできること。
    - (オ) 抽出対象データの項目指定及び項目間集計処理方法で構成される一意の抽出定義は、独自帳票内の任意項目(セル)に貼り付け(関連付け)できること。
    - (カ) 定義された計算式は、項目名表示ができること。
    - (キ) 定義が貼り付けられたセルが識別できること。
    - (ク) 定義を貼り付けながら、帳票フォーマットを変更できること。
    - (ケ) 定義を貼り付けながら、セル間の計算式を指定できること。
  - ウ メニュー登録
 

本ツールを使用して作成された独自帳票は、帳票印刷メニューに登録できること。独自帳票を各業務の基本画面からも印刷できるよう、任意印刷プルダウンリスト等を設定できること。任意印刷プルダウンリストは、各業務の基本画面毎に5以上追加できること。

## 第21 避雷装置

本装置は、商用電源系及びNTTライン系から突入する誘導サージ波による機器破壊衝撃を緩和減衰し、指令装置及び無線設備を構成する各機器を保護する装置であること。

### 1 指令センター用高速電源避雷器

本装置は、商用電源線から突入する誘導サージ波による機器破壊衝撃を緩和減衰し、指令センター及び消防(局)本部に設置される指令装置及び無線設備の各機器を保護できるものであること。

#### (1) 機能仕様

ア 本装置は、JISC5381-11クラスI、II、IIIに対応した性能を有していること。

イ 一つの装置で機能が満足しない場合、複数装置でも可とする。

ウ 建物設備上、上位に直雷用避雷設備を有している場合、クラスⅡ、Ⅲでも可とする。なお、この場合、発注者の許可を得ること。

(2) 構造概要

屋内壁掛け型、又は据置き型の構造であること。

2 署所用高速電源避雷器

本装置は、商用電源線から突入する誘導サージ波による機器破壊衝撃を緩和減衰し、署所に設置される署所端末装置等の指令装置、及び無線設備の各機器を保護できるものであること。

(1) 機能仕様

ア 本装置は、J I S C 5 3 8 1—1 1クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲに対応した性能を有していること。

イ 一つの装置で機能が満足しない場合、複数装置でも可とする。

ウ 建物設備上、上位に直雷用避雷設備を有している場合、クラスⅡ、Ⅲでも可とする。なお、この場合、発注者の許可を得ること。

(2) 構造概要

屋内壁掛け型、又は据置き型の構造であること。

3 指令センター用高速回線避雷器

本装置は、119番回線や局線などNTTライン系から突入する誘導サージ波による機器破壊衝撃を緩和減衰し、指令センターに設置される指令装置等の各機器を保護できるものであること。

(1) 機能仕様

本装置は、J I S C 5 3 8 1—2 1カテゴリC 2, D 1に対応した性能を有していること。

(2) 構造概要

配線架取付型、又は端子盤取付型の構造であること。

第22 消防救急デジタル無線設備

1 基地局無線装置改修部材

堂平山基地局の統制波及び主運用波を指令センターに設置される遠隔制御器（OD方式）に接続するための、インターフェース基盤（ライン盤）を増設すること。

2 無線回線制御装置

全基地局無線装置（卓上型基地局無線装置は除く。）と接続し、指令系設備及び遠隔制御装置等との接続制御や通信制御を行うものであること。

(1) 機能

ア 主要部（主制御盤、装置内伝送盤及び電源盤等）は、二重化構成とすること。

イ 自消防（局）本部内の移動局並びに他消防（局）本部の移動局が発信した時に、その移動局IDを指令系装置へ伝送できること。

ウ 移動局より受信した音声を同一基地局の送話回線に折り返すことができること。

エ 無線回線制御装置の基地局自動選択機能により無線移動局発呼時に最適な基地局を自動的に選択できること。また、指令台には自動選択された基地局無線装置を接続すること。

オ 無線移動局から送信された電波の基地局折返しについては自動選択された基地局無線装置からのみ実行すること。

カ データ伝送機能を持つこと。

キ 各無線チャンネルの実装及び運用は現状態と同様の設定とすること。基地局毎の実装波及び基地局自動選択対象チャンネルを別紙6に示す。

ク 既設2台（坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部及び西入間広域消防組合消防本部）の高機能遠隔制御装置（LAN接続）と接続を行なうこと。

(2) 保守機能

管理監視制御卓と接続することにより、各通話記録、各種情報を管理できること。

(3) 性能

ア 一般性能

- (ア) 周囲温度範囲 0～+40℃
- (イ) 周囲湿度範囲 80%以下(+35℃) (結露なきこと)
- (ウ) 電源電圧範囲 DC-48V±10%

イ ODインターフェース

- (ア) 4WS (送話)、4WR (受話) 公称600ΩB、-15～0dBm
- (イ) SS (プレス)、SR (着信) アースメイク接点
- (ウ) SS (終話切断)、SR (プレス応答) アースメイク接点
- (エ) SS (他網接続中) アースメイク接点

ウ LANインターフェース

- (ア) 接続方法 TCP/IP(CSMA/CD)
- (イ) 通信速度 100base-TX
- (ウ) 物理構成要素 IEEE802.3uに準拠

3 管理監視制御卓

本装置は、無線システムの運用状況を管理し、現在の運用状況及び障害発生時において、指令員等に対する通知機能を有するものである。

(1) 機能

ア 本装置は、無線システム主要機器の動作状況の監視、制御及び保守を行うことができること。

イ 以下の監視が行えること。

- (ア) 無線回線制御装置、基地局無線装置及び接続された各機器の接続状況等の障害有無表示
- (イ) 障害表示灯への無線システム一括アラーム出力

ウ 以下の制御が行えること。

- (ア) 基地局無線装置の無線部切替え (現用/予備切替) 制御
- (イ) 基地局無線装置のリセット
- (ウ) 統制波用基地局無線装置の無線チャンネル切替え制御

(2) 性能

ア 一般性能

- (ア) 周囲温湿度条件 +5～+35℃、80%以下(+35℃) (結露なきこと)
- (イ) 電源電圧範囲 AC100V±10%

イ LANインターフェース

- (ア) 接続方法 TCP/IP(CSMA/CD)
- (イ) 通信速度 100base-TX
- (ウ) 物理構成要素 IEEE802.3uに準拠

(3) その他関連機器

以下機器を接続すること。

ア ディスプレイ (管理監視制御卓付属品)

- (ア) 使用環境条件 温度+5～+35℃、湿度30～80%RH (結露なきこと)
- (イ) 電源条件 AC100V±10%

イ 接点BOX (管理監視制御卓付属品)

本接点BOXは、LAN回線経由で、接点入力情報の収集及び管理監視制御卓からの接点制御を可能とする。

- (ア) ネットワーク接続 100BASE-TX/10BASE-T
- (イ) 使用環境条件 温度0～+40℃、湿度20～80%RH (結露なきこと)

ウ	(ウ) 電源条件	AC100V±10%
	プリンタ	
	(ア) 印刷方式	Digital LEDヘッドを採用した乾式電子写真方式
	(イ) 印刷速度	モノクロ 38ページ/分(A4)
	(ウ) 自動両面印刷時	モノクロ 20ページ/分(A4)
	(エ) 用紙サイズ	A4まで
	(オ) 両面印刷機能	有り
	(カ) ネットワーク接続	100BASE-TX/10BASE-T
	(キ) 使用環境条件	温度+10～+32℃、湿度20～80%RH(結露なきこと)
	(ク) 電源条件	AC100V±10%

#### 4 ゲートウェイ装置(中間サーバー)

消防指令システム - 消防救急無線間共通インターフェース仕様(TS-1023)に準拠した指令システムと消防救急デジタル無線システム間の接続を行うためのゲートウェイ装置であること。

#### 5 卓上固定移動局無線装置

卓上型移動局用の無線装置で、送信出力は5W(総合通信局の指導による)であること。

本装置は、指令センターと基地局間の接続が途絶された時のバックアップ用であり、各基地局のエリア内の署所に設置され、基地局折り返し機能を利用して移動局との通信を確保するものである。第2空中線を含むこと。

設置署所の決定については、発注者との協議によること。

##### (1) 機能

- ア 2波複信型無線装置又は2波単信型無線装置とすること。
- イ 実装周波数は活動波3波以上、主運用波7波、統制波3波とすること。受信は対基地局及び対移動局(移動局間直接通信)の同時受信とする。
- ウ チャンネル切替えは接点式ロータリースイッチ等により容易に行えること。
- エ 基地局側(FH)と移動局側(FL)の受信音量調整スイッチを無線機本体に設けること。
- オ 無線機本体に内蔵スピーカが搭載されていること。
- カ 各種情報表示は漢字表記ができ、チャンネル名称が表示できること。

##### (2) 性能

###### ア 一般性能

(ア) 周囲温湿度条件	-10～+50℃、95%以下(+35℃)(結露なきこと)
(イ) 電源電圧範囲【参考】	AC100V±10%又はDC+13.8V±10%
(ウ) 蓄電池【参考】	DC+12V(商用電源等AC100V使用時に装置に内蔵)
(エ) 停電保証時間	3時間以上(送信1:受信3)
(オ) アクセス方式	SCPC
(カ) 無線変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
(キ) 双方向通信方式	FDD
(ク) 音声符号化速度	6.4kbps

###### イ 送信部性能

(ア) 送信周波数帯	264～266MHz帯
(イ) 伝送速度	9.6kbps
(ウ) 送信電力	5W(総合通信局の指導による)+20%、-50%
(エ) 周波数安定度	±1.5ppm以内
(オ) 占有帯域幅	5.8kHz以下
(カ) 隣接チャンネル漏洩電力	32μW以下又は55dB以下
(キ) スプリアス領域の不要発射	2.5μW以下又は基本周波数の搬送波電力より

- |                   |   |
|-------------------|---|
|                   | 60 dB低い値                                |
| (ク) 帯域外領域のスプリアス発射 | 2.5 $\mu$ W以下又は基本周波数の平均電力より<br>60 dB低い値 |
| (ケ) 変調精度          | 12.5%以下                                 |
- ウ 受信部性能
- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| (ア) 受信周波数帯     | 273~275MHz帯及び264~266MHz帯 |
| (イ) 受信感度       | スタティック感度：0 dB $\mu$ V以下  |
| (ウ) フェージング感度   | +5 dB $\mu$ V以下          |
| (エ) スプリアスレスポンス | 53 dB以上                  |
| (オ) 隣接チャネル選択度  | 42 dB以上                  |
| (カ) 相互変調特性     | 53 dB以上                  |
| (キ) ダイバーシチ     | 具備すること（最大比合成方式とする）       |
- (3) 付属品  
ハンドセットを含むこと。

## 6 回線多重化装置【参考】

交換機や無線回線からのアナログ音声を圧縮し制御情報と共にIP化する装置である。

- (1) 機能
- ア 一般機能
- |          |   |
|----------|---|
| (ア) 音声圧縮 | 64 kbps ( $\mu$ -Law)、32 kbps (ADPCM)、<br>16 kbps (GSM-EFR) |
| (イ) 接点伝送 | 回線毎に送受信4接点  |
- (2) 性能
- ア 一般性能
- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (ア) 温度動作条件 | 0~40 $^{\circ}$ C |
| (イ) 湿度動作条件 | 20~80%（結露無きこと）    |
- イ インターフェース条件
- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (ア) LANインターフェース | 100Base-TX/10Base-T |
| (イ) 回線インターフェース  | アナログ音声回線            |
- ウ 外形寸法【参考】  
440 (W)  $\times$  330 (D)  $\times$  44 (H) mm（突起含まず）
- エ 電源  
AC100V又はDC-48V

## 7 バックアップシステム用遠隔制御器

本装置は、基地局無線装置及び卓上固定移動局無線装置と接続し遠隔運用を行うものである。

- (1) 機能
- 基地局無線装置と直接又は無線回線制御装置を介して接続でき、接続した基地局無線装置を制御することにより、移動局と無線通信ができること。
- また、卓上固定移動局無線装置と接続し、移動局間直接及び基地局折り返しにより他の移動局と無線通信ができること。
- (2) 性能
- ア 一般性能
- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| (ア) 周囲温度範囲 | 0~+50 $^{\circ}$ C以内            |
| (イ) 周囲湿度範囲 | 95%以下(+35 $^{\circ}$ C)（結露なきこと） |
| (ウ) 電源電圧範囲 | DC-48V $\pm$ 10%                |
- イ ODインターフェース
- |                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| (ア) 4WS（送話）4WR（受話） | 公称600 $\Omega$ B、-15~0 dBm |
|--------------------|----------------------------|

- (イ) S S (プレス)、S R (着信)                      アースメイク接点
- (ウ) S S (終話切断)、S R (プレス応答)              アースメイク接点

### 第 23 ネットワーク機器

- (1) 本装置は、ルータ、L 3 スイッチ、L 2 スイッチ等で構成され、指令センター、消防（局）本部庁舎内及び各署所に設置する各機器を LAN 接続できるものであること。
- (2) 指令センターと消防（局）本部、各署所間を接続する回線は、指令電送装置（指令情報送信装置及び指令情報出力装置間。）を接続する回線と共用化すること。
- (3) 本装置は、以下に示す機器等とするが、詳細については別途協議事項とする。
  - ア L 3 スイッチ 必要数
  - イ L 2 スイッチ 必要数

### 第 24 署所放送設備

本装置は、各消防（局）本部から管轄する署所へ一斉放送ができるものであること。

- (1) 機能仕様
  - ア 各本部から管轄署所に対して事務連絡等の一斉放送ができること。
  - イ 放送先を指定したグループ放送ができること。
  - ウ ミュージック音源とプログラムタイマーによる定時放送ができること。
  - エ 指令放送を優先する音声優先制御ができること。
- (2) 構造概要
 

署所放送設備は次に示す各機器で構成されていること。

  - (ア) I P 告知放送卓（設定用端末含む）
  - (イ) I P 告知端末
  - (ウ) 音声優先制御装置
- (3) 機器仕様
 

【別冊 1 第 24】機器仕様要件を参照のこと。

### 第 25 構内電話交換設備

本設備は、事務連絡の効率化を図るために設置するもので、指令センター、消防（局）本部、署所の事務用内線を収容し、各回線間及び局線への接続による通話機能を有するとともに指令システムと接続ができるものである。

なお、加入者線、内線、専用線等の収容回線数及び集中受付装置（DSS コンソール）の数量を後述するが、記載の数は、現状を基にした目安であり、詳細設計時に発注者との協議により決定されることとする。

#### 1 消防局用構内電話交換機

- (1) 機能仕様
  - ア 電子交換方式とし、制御方式は蓄積プログラム方式を採用したものであること。
  - イ 内線電話機の市外発信制御、内線転送等、各種サービス機能を十分取り入れ、円滑で迅速な交換制御ができるよう配慮すること。
  - ウ 収容するすべての内線電話機に対し、短縮ダイヤル機能を有すること。
  - エ 円滑な運用を図るため、ダイヤルイン機能を有すること。
  - オ 内線相互の通話ができ、次に示す機能を有すること。
    - (ア) 即時呼出信号（I R）送出
 

着信時、コントロールソフトに関わりなく、直ちに呼出信号（I R）を送出すること。
    - (イ) 着信音識別
 

内線呼出信号（I R）は、局線からの着信と内線相互の着信とを識別できること。

- (ウ) 内線代表  
 予め設定されたグループ内の内線に着信し、その内線が話中の場合、自動的に同一グループ内の空内線を選択して着信接続すること。ただし、同一グループに対する重複選択、及び同一内線のグループ重複は不可とすること。
- (エ) 無応答転送  
 着信時において一定時間不応答の場合、自動的に他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ転送すること。
- (オ) 代理応答  
 予め設定されたグループ内の内線に着信があった場合、同一グループ内の内線から特番ダイヤルでその着信に代理応答できること。
- (カ) 不在転送  
 自己内線に対する着信を、予め登録した他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ自動的に転送すること。その解除は、内線のオートダイヤルボタン、又は特番ダイヤルからできること。
- (キ) 会議通話  
 通話中に他内線、又は回線を呼出し、最大四者通話できること。
- (ク) 手動転送  
 通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
- (ケ) 強制転送  
 通話中の回線を保留し、他の内線を呼出、相手内線が応答する前に転送者が抜けられること。ただし、相手内線が一定時間応答しない場合は、転送操作者に被転送呼の呼び返しを行うこと。
- (コ) 不在理由表示  
 内線で予め不在登録することにより、当該内線に着信があった場合、発呼者が多機能電話機であれば不在理由を表示、案内ができること。その解除は、内線よりできること。
- (サ) リダイヤル  
 内線の発信した番号を内線単位に記憶し、リダイヤル（再送）ボタン、又は特番で、その内線が最後に発信した相手番号へ自動的に発信すること。（加入者線を含む）
- (シ) 保 留
  - (a) 通話中回線を特番ダイヤルにより、保留できること。
  - (b) グループ内の内線において、前記保留応答ができること。
  - (c) 通話中回線を保留した場合、一定時間経過後、保留していた内線を呼び返し、長時間保留であることを報知できること。
  - (d) 保留中の相手に対し、保留音を送出すること。
- カ 加入者線に対し、次に示す機能を有すること。
  - (ア) 完全着信順応答  
 加入者線着信呼の滞積時は、着信順に応答処理されること。
  - (イ) 手動転送  
 通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
  - (ウ) 短縮ダイヤル  
 加入者線に対し、電話番号を短縮ダイヤル化でき、短縮ダイヤル発信できること。また、短縮ダイヤルは10,000件まで登録可能なこと。
  - (エ) 保 留
    - (a) 加入者線と通話中の内線において、内線操作で加入者線を一時保留できること。
    - (b) 保留応答は、自己内線及び自己グループ内線からできること。

キ 通話録音機能

(ア) 最大2,000時間までの通話録音機能を有すること。また通話録音の開始は、自動、手動の選択が可能なこと。

(イ) 録音内容の自動消去が可能なこと。

ク 他装置との接続

(ア) 音声応答装置と接続できること。

(イ) 病院案内用音声応答装置と接続できること。

ケ その他の機能

(ア) ナンバーグループ自由設定

内線番号・特番を自由に番号設定できること。

(イ) 保留音送出

内線で保留した回線に対して、保留音（メロディ）を送出すること。

(2) 構造概要

ア 本装置は機械室に設置し、加入者線の接続、及び庁舎内の内線接続ができること。

イ 本装置は自立型ビルディングキャビネット構造で床面固定式とし、回線増設の場合はパッケージの追加により容易に回線の増設ができること。

(3) 機能諸元

ア 制御方式	蓄積プログラム方式
イ 局線応答方式	ダイヤルイン方式
ウ 回線容量	
(ア) 加入者回線	192
(イ) 内線	288
(ウ) 専用線	48
エ 入力電源	AC100V±10V
オ 停電補償時間	3時間以上
カ 冷却方式	自然空冷

(4) 収容回線数

署所名	実装回線			収容回線数							SIP専用線	集中受付装置
				局線		内線						
	加入者	内線	専用線	アナログ	ISDN	多機能	一般	その他	コードレス			
埼玉西部消防局	10	127	4	10	5	104	9	13	1	8	3	

2 消防本部／消防署用構内電話交換機

(1) 機能仕様

ア 電子交換方式とし、制御方式は蓄積プログラム方式を採用したものであること。

イ 内線電話機の市外発信制御、内線転送等、各種サービス機能を十分取り入れ、円滑で迅速な交換制御ができるよう配慮すること。

ウ 収容するすべての内線電話機に対し、短縮ダイヤル機能を有すること。

エ 円滑な運用を図るため、ダイヤルイン機能を有すること。

オ 内線相互の通話ができ、次に示す機能を有すること。

(ア) 即時呼出信号（IR）送出

着信時、コントロールソフトに関わりなく、直ちに呼出信号（IR）を送出すること。

(イ) 着信音識別

内線呼出信号（IR）は、局線からの着信と内線相互の着信とを識別できること。



- (ウ) 内線代表  
 予め設定されたグループ内の内線に着信し、その内線が話中の場合、自動的に同一グループ内の空内線を選択して着信接続すること。ただし、同一グループに対する重複選択、及び同一内線のグループ重複は不可とすること。
- (エ) 無応答転送  
 着信時において一定時間不応答の場合、自動的に他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ転送すること。
- (オ) 代理応答  
 予め設定されたグループ内の内線に着信があった場合、同一グループ内の内線から特番ダイヤルでその着信に代理応答できること。
- (カ) 不在転送  
 自己内線に対する着信を、予め登録した他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ自動的に転送すること。その解除は、内線のオートダイヤルボタン、又は特番ダイヤルからできること。
- (キ) 会議通話  
 通話中に他内線、又は回線を呼出し、最大四者通話できること。
- (ク) 手動転送  
 通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
- (ケ) 強制転送  
 通話中の回線を保留し、他の内線を呼出、相手内線が応答する前に転送者が抜けられること。ただし、相手内線が一定時間応答しない場合は、転送操作者に被転送呼の呼び返しを行うこと。
- (コ) 不在理由表示  
 内線で予め不在登録することにより、当該内線に着信があった場合、発呼者が多機能電話機であれば不在理由を表示、案内ができること。その解除は、内線よりできること。
- (サ) リダイヤル  
 内線の発信した番号を内線単位に記憶し、リダイヤル（再送）ボタン、又は特番で、その内線が最後に発信した相手番号へ自動的に発信すること。（加入者線を含む）
- (シ) 保 留
  - (a) 通話中回線を特番ダイヤルにより、保留できること。
  - (b) グループ内の内線において、前記保留応答ができること。
  - (c) 通話中回線を保留した場合、一定時間経過後、保留していた内線を呼び返し、長時間保留であることを報知できること。
  - (d) 保留中の相手に対し、保留音を送出すること。
- カ 加入者線に対し、次に示す機能を有すること。
  - (ア) 完全着信順応答  
 加入者線着信呼の滞積時は、着信順に応答処理されること。
  - (イ) 手動転送  
 通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
  - (ウ) 短縮ダイヤル  
 加入者線に対し、電話番号を短縮ダイヤル化でき、短縮ダイヤル発信できること。また、短縮ダイヤルは10,000件まで登録可能なこと。
  - (エ) 保 留
    - (a) 加入者線と通話中の内線において、内線操作で加入者線を一時保留できること。
    - (b) 保留応答は、自己内線及び自己グループ内線からできること。

キ 通話録音機能

(ア) 最大2,000時間までの通話録音機能を有すること。また通話録音の開始は、自動、手動の選択が可能なこと。

(イ) 録音内容の自動消去が可能なこと。

ク 他装置との接続

病院案内用音声応答装置と接続できること。(狭山消防署、入間消防署、飯能日高消防署)

ケ その他の機能

(ア) ナンバーグループ自由設定

内線番号・特番を自由に番号設定できること。

(イ) 保留音送出

内線で保留した回線に対して、保留音(メロディ)を送出すること。

(2) 構造概要

ア 本装置は機械室に設置し、加入者線の接続、及び庁舎内の内線接続ができること。

イ 本装置は自立型ビルディングキャビネット構造で床面固定式とし、回線増設の場合はパッケージの追加により容易に回線の増設ができること。

(3) 機能諸元

ア 制御方式	蓄積プログラム方式
イ 局線応答方式	ダイヤルイン方式
ウ 回線容量	
(ア) 加入者回線	128
(イ) 内線	192
(ウ) 専用線	32
エ 入力電源	AC100V±10V
オ 停電補償時間	3時間以上
カ 冷却方式	自然空冷

(4) 収容回線数

署所名	実装回線			収容回線数							SIP専用線	集中受付装置
				局線		内線						
	加入者	内線	専用線	アナログ	ISDN	多機能	一般	その他	コードレス			
所沢東消防署	3	28	0	1	2	26	1	1	1	8	1	
狭山消防署	5	63	1	1	4	52	4	7	1	8	1	
入間消防署	5	49	0	1	4	42	0	7	1	8	1	
飯能日高消防署	7	73	1	1	6	44	16	13	1	8	1	
(共同指令センター)	2	11	0	0	2	11	0	0	0	8	11	
比企広域消防本部	6	70	4	0	6	58	12	0	0	8	2	
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	4	93	4	0	4	74	17	2	3	8	2	

### 3 消防署用構内電話交換機

#### (1) 機能仕様

- ア 電子交換方式とし、制御方式は蓄積プログラム方式を採用したものであること。
- イ 内線電話機の市外発信制御、内線転送等、各種サービス機能を十分取り入れ、円滑で迅速な交換制御ができるよう配慮すること。
- ウ 収容するすべての内線電話機に対し、短縮ダイヤル機能を有すること。
- エ 円滑な運用を図るため、ダイヤルイン機能を有すること。
- オ 内線相互の通話ができ、次に示す機能を有すること。
  - (ア) 即時呼出信号（IR）送出  
着信時、コントロールソフトに関わりなく、直ちに呼出信号（IR）を送出すること。
  - (イ) 着信音識別  
内線呼出信号（IR）は、局線からの着信と内線相互の着信とを識別できること。
  - (ウ) 内線代表  
予め設定されたグループ内の内線に着信し、その内線が話中の場合、自動的に同一グループ内の空内線を選択して着信接続すること。ただし、同一グループに対する重複選択、及び同一内線のグループ重複は不可とすること。
  - (エ) 無応答転送  
着信時において一定時間不応答の場合、自動的に他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ転送すること。
  - (オ) 代理応答  
予め設定されたグループ内の内線に着信があった場合、同一グループ内の内線から特番ダイヤルでその着信に代理応答できること。
  - (カ) 不在転送  
自己内線に対する着信を、予め登録した他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ自動的に転送すること。その解除は、内線のオートダイヤルボタン、又は特番ダイヤルからできること。
  - (キ) 会議通話  
通話中に他内線、又は回線を呼出し、最大四者通話できること。
  - (ク) 手動転送  
通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
  - (ケ) 強制転送  
通話中の回線を保留し、他の内線を呼出、相手内線が応答する前に転送者が抜けられること。ただし、相手内線が一定時間応答しない場合は、転送操作者に被転送呼の呼び返しを行うこと。
  - (コ) 不在理由表示  
内線で予め不在登録することにより、当該内線に着信があった場合、発呼者が多機能電話機であれば不在理由を表示、案内ができること。その解除は、内線よりできること。
  - (サ) リダイヤル  
内線の発信した番号を内線単位に記憶し、リダイヤル（再送）ボタン、又は特番で、その内線が最後に発信した相手番号へ自動的に発信すること。（加入者線を含む）
  - (シ) 保 留
    - (a) 通話中回線を特番ダイヤルにより、保留できること。
    - (b) グループ内の内線において、前記保留応答ができること。
    - (c) 通話中回線を保留した場合、一定時間経過後、保留していた内線を呼び返し、長時間保留であることを報知できること。

- (d) 保留中の相手に対し、保留音を送出すること。
- カ 加入者線に対し、次に示す機能を有すること。
  - (ア) 完全着信順応答  
加入者線着信呼の滞積時は、着信順に応答処理されること。
  - (イ) 手動転送  
通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
  - (ウ) 短縮ダイヤル  
加入者線に対し、電話番号を短縮ダイヤル化でき、短縮ダイヤル発信できること。また、短縮ダイヤルは10,000件まで登録可能なこと。
  - (エ) 保留
    - (a) 加入者線と通話中の内線において、内線操作で加入者線を一時保留できること。
    - (b) 保留応答は、自己内線及び自己グループ内線からできること。
- キ 通話録音機能
  - (ア) 最大2,000時間までの通話録音機能を有すること。また通話録音の開始は、自動、手動の選択が可能なこと。
  - (イ) 録音内容の自動消去が可能なこと。
- ク その他の機能
  - (ア) ナンバーグループ自由設定  
内線番号・特番を自由に番号設定できること。
  - (イ) 保留音送出  
内線で保留した回線に対して、保留音（メロディ）を送出すること。

(2) 構造概要

- ア 本装置は機械室に設置し、加入者線の接続、及び庁舎内の内線接続ができること。
- イ 本装置は自立型ビルディングキャビネット構造で床面固定式とし、回線増設の場合はパッケージの追加により容易に回線の増設ができること。

(3) 機能諸元

ア 制御方式	蓄積プログラム方式
イ 局線応答方式	ダイヤルイン方式
ウ 回線容量	
(ア) 加入者回線	64
(イ) 内線	96
(ウ) 専用線	16
エ 入力電源	AC100V±10V
オ 停電補償時間	3時間以上
カ 冷却方式	自然空冷

(4) 収容回線数

署所名	実装回線			収容回線数							SIP専用線	集中受付装置
				局線		内線						
	加入者	内線	専用線	アナログ	ISDN	多機能	一般	その他	コードレス			
小川消防署	2	31	0	0	2	31	0	0	0	8	1	
鶴ヶ島消防署	1	28	0	0	1	27	0	0	2	8	1	

#### 4 分署用構内電話交換機

##### (1) 機能仕様

- ア 電子交換方式とし、制御方式は蓄積プログラム方式を採用したものであること。
- イ 内線電話機の市外発信制御、内線転送等、各種サービス機能を十分取り入れ、円滑で迅速な交換制御ができるよう配慮すること。
- ウ 収容するすべての内線電話機に対し、短縮ダイヤル機能を有すること。
- エ 円滑な運用を図るため、ダイヤルイン機能を有すること。
- オ 内線相互の通話ができ、次に示す機能を有すること。
  - (ア) 即時呼出信号（I R）送出  
着信時、コントロールソフトに関わりなく、直ちに呼出信号（I R）を送出すること。
  - (イ) 着信音識別  
内線呼出信号（I R）は、局線からの着信と内線相互の着信とを識別できること。
  - (ウ) 内線代表  
予め設定されたグループ内の内線に着信し、その内線が話中の場合、自動的に同一グループ内の空内線を選択して着信接続すること。ただし、同一グループに対する重複選択、及び同一内線のグループ重複は不可とすること。
  - (エ) 無応答転送  
着信時において一定時間不応答の場合、自動的に他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ転送すること。
  - (オ) 代理応答  
予め設定されたグループ内の内線に着信があった場合、同一グループ内の内線から特番ダイヤルでその着信に代理応答できること。
  - (カ) 不在転送  
自己内線に対する着信を、予め登録した他の単数又は複数の内線、若しくは回線へ自動的に転送すること。その解除は、内線のオートダイヤルボタン、又は特番ダイヤルからできること。
  - (キ) 会議通話  
通話中に他内線、又は回線を呼出し、最大四者通話できること。
  - (ク) 手動転送  
通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
  - (ケ) 強制転送  
通話中の回線を保留し、他の内線を呼出、相手内線が応答する前に転送者が抜けられること。ただし、相手内線が一定時間応答しない場合は、転送操作者に被転送呼の呼び返しを行うこと。
  - (コ) 不在理由表示  
内線で予め不在登録することにより、当該内線に着信があった場合、発呼者が多機能電話機であれば不在理由を表示、案内ができること。その解除は、内線よりできること。
  - (サ) リダイヤル  
内線の発信した番号を内線単位に記憶し、リダイヤル（再送）ボタン、又は特番で、その内線が最後に発信した相手番号へ自動的に発信すること。（加入者線を含む）
  - (シ) 保 留
    - (a) 通話中回線を特番ダイヤルにより、保留できること。
    - (b) グループ内の内線において、前記保留応答ができること。
    - (c) 通話中回線を保留した場合、一定時間経過後、保留していた内線を呼び返し、長時間保留であることを報知できること。

- (d) 保留中の相手に対し、保留音を送出すること。
  - カ 加入者線に対し、次に示す機能を有すること。
    - (ア) 完全着信順応答  
加入者線着信呼の滞積時は、着信順に応答処理されること。
    - (イ) 手動転送  
通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。また、内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
    - (ウ) 短縮ダイヤル  
加入者線に対し、電話番号を短縮ダイヤル化でき、短縮ダイヤル発信できること。また、短縮ダイヤルは10,000件まで登録可能なこと。
    - (エ) 保留
      - (a) 加入者線と通話中の内線において、内線操作で加入者線を一時保留できること。
      - (b) 保留応答は、自己内線及び自己グループ内線からできること。
  - キ 通話録音機能
    - (ア) 最大2,000時間までの通話録音機能を有すること。また通話録音の開始は、自動、手動の選択が可能なこと。
    - (イ) 録音内容の自動消去が可能なこと。
  - ク その他の機能
    - (ア) ナンバーグループ自由設定  
内線番号・特番を自由に番号設定できること。
    - (イ) 保留音送  
内線で保留した回線に対して、保留音（メロディ）を送出すること。
- (2) 構造概要
- ア 本装置は機械室に設置し、加入者線の接続、及び庁舎内の内線接続ができること。
  - イ 本装置は自立型ビルディングキャビネット構造で床面固定式とし、回線増設の場合はパッケージの追加により容易に回線の増設ができること。
- (3) 機能諸元
- |           |            |
|-----------|------------|
| ア 制御方式    | 蓄積プログラム方式  |
| イ 局線応答方式  | ダイヤルイン方式   |
| ウ 回線容量    |            |
| (ア) 加入者回線 | 12         |
| (イ) 内線    | 32         |
| (ウ) 専用線   | 12         |
| エ 入力電源    | AC100V±10V |
| オ 停電補償時間  | 3時間以上      |
| カ 冷却方式    | 自然空冷       |

## (4) 収容回線数

署所名	実装回線			収容回線数							SIP 専用線	集中受付装置
				局線		内線						
	加入者	内線	専用線	アナログ	ISDN	多機能	一般	その他	コードレス			
三ヶ島分署	1	14	0	0	1	13	0	1	1	8	1	
山口分署	1	12	0	0	1	11	0	1	1	8	1	
富岡分署	1	17	0	0	1	16	0	1	1	8	1	
柳瀬分署	1	13	0	0	1	11	1	1	1	8	1	
富士見分署	1	9	0	0	1	8	0	1	1	8	1	
広瀬分署	1	9	0	0	1	8	0	1	1	8	1	
水野分署	1	9	0	0	1	8	0	1	1	8	1	
藤沢分署	1	10	0	0	1	9	0	1	1	8	1	
西武分署	1	10	0	0	1	9	0	1	1	8	1	
稲荷分署	1	20	0	0	1	6	13	1	1	8	1	
名栗分署	1	8	0	0	1	7	0	1	1	8	1	
吾野分署	1	9	0	0	1	8	0	1	1	8	1	
日高分署	1	8	0	0	1	6	0	2	1	8	1	
高萩分署	1	8	0	0	1	7	0	1	1	8	1	
坂戸東分署	1	12	0	0	1	11	0	1	0	8	0	
坂戸西分署	1	15	0	0	1	14	0	1	0	8	0	
松山北分署	1	6	0	1	0	6	0	0	0	8	0	
高坂分署	1	6	0	1	0	6	0	0	0	8	0	
吉見分署	1	15	0	1	0	15	0	0	0	8	0	
滑川分署	1	19	0	1	0	19	0	0	0	8	0	
嵐山分署	1	14	0	1	0	14	0	0	0	8	0	
ときがわ分署	1	14	0	1	0	14	0	0	0	8	0	
東秩父分署	1	6	0	1	0	6	0	0	0	8	0	

## 5 音声応答装置

## (1) 機能仕様

- ア 一般加入者回線（N T T公衆回線）からの問合せに対して自動的に応答し、予め設定した電話番号へ転送できること。
- イ 自動応答の案内メッセージを作成・登録できること。
- ウ 時間、曜日等により案内メッセージ、及び転送先を切り替え、又は停止できること。
- エ 転送先が応答できない場合、予め設定した第2、第3の転送先を自動的に呼び出せること。
- オ 案内メッセージによる転送先の選択は、最大3段階設定できること。
- カ プッシュ信号により、転送先を指定できること。

## 6 多機能電話機

### (1) 機能仕様

- ア オンフック発信、内蔵マイク/スピーカ受話によるハンズフリー通話ができること。
- イ 発着信履歴、自内線番号、現在時刻、通話時間を表示できること。
- ウ 呼出音量調整、スピーカ受話音量調整ができること。
- エ 設定された着信グループ毎に、加入者線、内線等からの着信を応答できること。グループ着信応答は、着信グループキー押下でできること。
- オ 次の機能ボタンを有すること。
  - (ア) ダイヤル
  - (イ) 代理応答
  - (ウ) 保 留
  - (エ) ワンタッチダイヤル
  - (オ) グループ着信応答

## 7 一般電話機

### (1) 機能仕様

- ア オンフック発信ができること。
- イ 呼出音量調整、スピーカ受話音量調整ができること。
- ウ 着信ランプを有すること

## 8 コードレス多機能電話機

### (1) 機能仕様

多機能電話機と同等の機能ができること。

## 9 集中受付装置（D S S コンソール）

### (1) 機能仕様

- ア 多機能電話機と連動して機能すること。
- イ 内線選択ボタン及び内線話中ランプを60以上有すること。

## 第26 消防署活動系無線機

災害現場活動で使用するための署活動系携帯型無線機である。

### (1) 機器仕様

- |   |        |               |
|---|--------|---------------|
| ア | 周波数帯   | 400MHz        |
| イ | 変調方式   | FM（アナログ）      |
| ウ | 送信出力   | 1W            |
| エ | 電波型式   | F3E           |
| オ | 電源電圧   | DC7.4V±10%    |
| カ | 使用温度範囲 | -20～+60℃      |
| キ | 防塵防水性能 | IP54/55/57に適合 |



ク 米国軍用規格のM I L規格STD—8 1 0 C・D・E・F・Gの1 2項目に適合した製品であること。

ケ バッテリー残量表示は4段階程度とすること。

コ バッテリー装着は二重構造レバーで確実に装着できる構造であること。

サ チャンネル毎に指定した表示名を漢字7文字で表示できること。

シ 合成音声により設定されたチャンネル状態を読み上げることができること。

(2) 機器構成及び数量

ア	無線機本体	1 5 5 台
イ	リチウムイオンバッテリー	1 9 5 個
ウ	急速充電器	1 5 5 台
エ	ベルトクリップ	1 5 5 個
オ	ハードケース	1 5 5 個
カ	ショートアンテナ	1 5 5 本
キ	スピーカマイクロフォン	1 5 5 台
ク	ショルダーベルト	1 5 5 本
ケ	イヤホン／イヤホンケース	2 9 台
コ	ボディーP T T式骨伝導イヤホンマイク	1 2 式

第27 付属品・予備品

本システムにおける付属品及び予備品は、次表のとおりとする。

第4表 付属品・予備品 一覧表

項	品名	数量	備考
1	指令台操作者用椅子	10脚	ハイバック・肘掛け付
2	無線統制台操作者用椅子	2脚	ハイバック・肘掛け付
3	OAテーブル	18脚	システム監視装置設置用
4	事務用椅子	53脚	システム監視装置操作者用
5	OAテーブル（又はOAラック）	35脚	署所端末装置、指令情報出力装置設置用
6	プリンタ用トナー	2個	A3判・白黒用
7	カラープリンタ用トナー	2組	A3判・カラー用（シソ・メンタ・エラー・クロ）
8	指令情報出力装置用トナー	76個	A4判・白黒用、各署所×2式
9	印刷用A3判普通紙	4箱	2500枚/箱、消防（局）・本部
10	印刷用A4判普通紙	80箱	5000枚/箱、消防（局）・本部2、各署所×2
11	長時間録音装置用バックアップ媒体	20枚	BD-RE（1枚あたり3000時間）
12	ユーザデータバックアップ媒体	24箱	DVD-RW、10枚/箱
13	工具セット	1式	
14	予備用電子部品類	1式	ヒューズ等
15	静電防止マット	11式	指令台9、指揮台1、無線統制台1
16	ヘッドセット	22式	
17	ホワイトボード	5台	情報共有ツールとして活用
18	予備用マウス	10個	
19	予備用キーボード	10個	
20	パンフレット	6000部	

## 第5章 受注者負担経費一覧

整備に関して受注者で負担する他業者諸経費を以下に記載する。なお、見積書は発注者が参考取得したものであり、当事者間契約での条件・金額等を担保するものではない。

業務内容		見積額 (税抜)	備考	
1. 既設設備改修費・新設費				
1)	基地局無線装置改修費	堂平山基地局の主運用波、統制波基地局無線装置にライン盤増設・調整 (OKI)	1,800,000 (2 式分)	R5 年度実施
2)	無線回線制御装置設置費	飯能日高指令センターに新設・調整した場合 (OKI)	70,924,000	R5 年度実施
		既設無線回線制御装置を利用してゲートウェイ装置 (中間サーバー) を設置した場合	25,000,000 (1 基)	R5 年度実施
3)	管理監視制御卓 (プリンタ含む) 新設費	飯能日高指令センターに新設・調整 (OKI)	7,100,000	R5 年度実施
4)	高性能遠隔制御装置 (1 式で全無線回線収容) 新設費	無線統制台の統制部 (OKI)	8,400,000 (2 式分)	R5 年度実施
2. 既設設備移設費等				
1)	県防災情報システム地上系設備移設費	埼玉西部消防局から飯能日高指令センターに移設・調整 (NEC)	4,970,000	R5 年度移設
2)	基地局無線装置設備移設費 (7.5GHz 帯簡易多重無線装置を含む)	飯能日高基地局設備を現機械室から新機械室に移設・調整 (OKI)	19,000,000	R4 年度移設
3)	同上用直流電源設備移設費	飯能日高基地局設備を現機械室から新機械室に移設・調整 (OKI)	上記に含む	R4 年度移設
4)	構内交換機設備移設費	飯能日高消防署の現機械室から新機械室に移設・調整 (OKI)	上記に含む	R4 年度移設 R5 年度更新
5)	NET119 受信装置設備移設費 (アルカディア製×1台、ドーン製×2台)	各 (局) 本部から飯能日高指令センターに移設・調整 (OKI)	900,000	R5 年度
6)	事務用情報設備 (バックアップ用) 移設費	飯能日高消防署の現機械室から新機械室に移設・調整 (NTT データ・アイ)	1,345,000	R4 年度移設
3. 回線関連費				
1)	光 119 回線第 2 ルート構築費	(NTT)	3,650,000	R5 年度実施
2)	NTT 回線初期費用	ビジネスイーサーワイド (NTT)	1,332,700	R5 年度実施

## 第6章 ソフトウェア仕様

### 第1 データの入力及び保守について

自動出動指定装置、地図等検索装置、指令電送装置等で取り扱う各種データの入力、及び運用開始後のデータ保守については以下のとおりとする。

#### 1 データベースの構築

消防（局）本部は、可能な限りデータの整理を行い受注者に提供するものとするが、データ整理の方法及びシステム構築の手段については、消防（局）本部と受注者が十分協議の上、双方協力の基に、データベース構築を行うものとする。

#### 2 運用開始後のデータ保守

- (1) システム導入後、住民情報、目標物などのデータに変更が生じた場合に、消防（局）本部独自でデータ変更登録ができるよう、受注者は、消防（局）本部に対し、システム稼動前に、十分な教育訓練を実施することとする。
- (2) 納入後の1年間のデータ保守については、受注者は信義に基づき、可能な限り消防（局）本部を支援すること。また、その後は、基本的に消防（局）本部が行うものとする。
- (3) 消防（局）独自で作業のできないデータ変更（回線増設、管区変更、地図データの大幅変更など）が発生した場合は、消防（局）本部と受注者が十分協議のうえ、その対応を決定すること。

### 第2 その他

本システム内で扱う各種データの外部への漏洩は、厳禁とする。

## 第7章 工事仕様

### 第1 適用範囲

本仕様は、本工事で導入するシステム全般の据付配線、調整、移行切替及び既設機器の移設、撤去等に適用するものである。

### 第2 工事施工範囲

本仕様の施工範囲は次のとおりとする。

- 1 納入機器の機器据付工事
- 2 納入機器に要する電源線、接地線等の配線接続工事
- 3 機器相互間のケーブル等の敷設接続工事
- 4 各機器、システムの調整及び動作試験
- 5 移設が必要となる既設機器の移設工事及び移設後の動作確認
- 6 システムの移行切替と総合動作確認試験
- 7 既設設備で不要となるものの撤去工事

### 第3 適用規格

本仕様の適用規格及び法令は次のとおりとする。

- 1 日本産業規格（J I S）
- 2 日本電気工業会標準規格（J E M）
- 3 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- 4 電波法
- 5 電気通信設備技術基準
- 6 日本電信電話株式会社標準工法
- 7 その他関係法令・規格等

### 第4 工法

本仕様の工法は次のとおりとする。

- 1 工法については、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務の円滑を図り常に機能を維持するため、耐風・耐水・耐震及び耐久性に十分配慮して施工すること。
- 2 本仕様に記載されていない事項は、発注者と協議して施工すること。

### 第5 保護及び危険防止等

- 1 本工事施工に際して、建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、発注者の指示に従い速やかに復旧させること。
- 2 本工事施工に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに発注者に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理をすること。

### 第6 仮設及び移設

- 1 本工事の施工に際して、既設の設備が配置上の支障となる場合は、発注者と協議のうえ、適当な場所に仮設又は移設をすること。
- 2 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議のうえ速やかに処置すること。
- 3 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。
- 4 本工事で指定する移設が必要な機器（本要求水準書第5章第2項記載の設備。）については、運用中の重要な設備となるため、移設時期、移設手順等の必要事項を十分に検討した上で、設

備の運用停止期間を最小化する手段を講じること。実施にあたっては、発注者と協議し万全の方法、体制で臨むこと。

#### 第7 屋内工事

- 1 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてホールインアンカー等の固定したボルトにより強固に行うこと。
- 2 本工事の施工に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。

#### 第8 屋外工事

- 1 本工事の施工に際して、配管・配線・範囲及び方法等については、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。
- 2 柱上等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。
- 3 空中線取付工事については、原則として屋上支柱に取り付けるものとするが、詳細については別途指示する。

#### 第9 機器据付工事

- 1 本工事の機器配置は、発注者と協議して決定すること。
- 2 機器の据付け工事は、耐震を十分考慮して堅牢強固に行うこと。
- 3 機器の床据付けは、架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。

#### 第10 配線工事

- 1 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- 2 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に施工し完全な防水処理をすること。
- 3 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。
- 4 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- 5 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

#### 第11 撤去工事

- 1 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、発注者の指示に従うこと。また、これらに要する費用はすべて受注者の負担とすること。
- 2 既設設備の撤去品は産業廃棄物として処理するとともに処理を証明する書類を提出すること。

#### 第12 工事等の報告及び記録

工事の進行、天候等の状況を示す工事日報及び工事毎の要点を撮影した進行管理写真を提出すること。

## 第8章 建築改修工事

### 第1 適用範囲

本仕様は、飯能日高消防署の庁舎改修に関連するもので、本工事に含まれるものについて適用するものである。

### 第2 受変電設備の改修工事

本工事で飯能日高消防署庁舎内に設置されるシステムを接続するために、既設受変電設備に必要な改修を行うこと。【別図1】既設受変電設備単線結線図を参照のこと。

### 第3 O Aフロア改修工事

飯能日高消防署の4階に共同指令センターを構築するが、通信指令室、機械室と機械室に隣接する指令事務室の合計298㎡にO Aフロア（厚200mm程度）及びタイルカーペットを設けること。【別図2】改修前・改修後4階平面図を参照のこと。

### 第4 通信指令室の窓ガラスの改修について

通信指令室の南側は、全面窓ガラスとなっているが、南側は大型表示盤を設置する計画となっているため、有効な遮熱、遮光、ガラスの飛散破損対策を施すこと。

受注者は、対策の方法について提案し、発注者の承認を持って実施すること。

## 第9章 詳細設計仕様

### 第1 目的

本仕様は、本システムの詳細設計業務についての諸事項、諸条件について定めるものである。

### 第2 業務範囲

本工事に係る調査、仕様・設計協議、図面作成、詳細設計書の作成を行うものとする。

#### 1 仕様・設計協議

- (1) 受注者は、各業務の着手にあたっては、受注者と設計方針及び設計内容等について協議を行い、発注者の承諾を得た上で実施するものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者に対し履行期間内の適当な時期に中間報告を行うなど、常に緊密な連携を図るものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施中、当初計画に変更の可能性が生ずるような事態が発生又は予想される場合は、その都度、発注者と協議してその指示を受けるものとする。

#### 2 現地調査

- (1) 受注者は、設計に必要な現地調査を行う場合は、あらかじめ調査工程表を作成し、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 受注者は、調査の実施にあたっては、調査の目的、調査場所の利用目的等を十分認識し、予定される機器の設置場所、電源の確保、施工上の課題等を把握するとともに周辺環境にも十分留意するものとする。
- (3) 受注者は、現地調査実施後は現地の状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめ、発注者に報告するものとする。
- (4) 現地調査に必要な機材、図面等は受注者の負担で準備するものとする。

#### 3 システム設計

受注者は、次の事項についてシステムの機能・要件の検討を行い提案するものとする。

- (1) 共同消防指令センターのシステム構成・機器仕様
- (2) 共同消防指令センターと各消防（局）本部、署所、無線基地局間のネットワーク系統
- (3) 共同消防指令センター機器配置（フロアレイアウト）
- (4) 既存データの有効活用
- (5) 各消防施設の機器の移設及び撤去
- (6) システムの切替
- (7) その他必要事項

#### 4 施工図面の作成

受注者は、現地調査結果、システム設計結果に基づき、工事設計を実施し必要な施工図を作成すること。

#### 5 成果物

成果物は本要求水準書の第1章総則/第19 提出書類/(3)設計図書のとおりとする。



## 第10章 その他業務仕様

### 第1 操作研修

受注者は、システムの円滑な運用を図るため、関係職員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとする。

#### 1 研修概要

- (1) 研修は通信指令員研修、システム管理者研修及び署所職員に対する端末操作研修を実施すること。
- (2) 受注者は運用開始前におけるシステム研修計画書を提出し、発注者の承諾を得て研修を実施すること。

#### 2 研修体制

- (1) 運用開始前に発注者と受注者で日程、場所、回数等を調整し研修要員を派遣すること。
- (2) 職員研修用教材として機器取扱説明書、操作説明書等を必要数納入すること。
- (3) 操作研修にかかるすべての費用は受注者が負担すること。

### 第2 データ整備及びデータ入力等

- 1 現指令システムの自動出動指定装置及び地図等検索装置に蓄積されたデータ資産は精査の上、発注者と協議し、新指令システムで必要になるデータを移行すること。また、データ移行にあたっては、抽出したデータが情報機密の観点から外部に漏れることのないよう万全を期して管理するとともに、抽出にかかる費用はすべて受注者が負担すること。
- 2 現消防OAシステムにて蓄積された各種データ資産及び独自に作成した帳票については精査の上、発注者と協議し、受注者の責任により新消防OAシステムに必要なデータを移行し、移行後円滑な運用が行えること。
- 3 受注者は、指令センター設備の完成のため必要なデータの提示を受けた場合、機密保護を厳守して、その内容を外部に漏らしてはならない。
- 4 指令センター設備が動作上必要とする初期データの入力作業（音声合成装置への文言セット等を含む）は、原則受注者が負担すること。
- 5 基礎データの新システムへのセットアップは受注者が行うこと。データの最終確認は、発注者が行うものとする。
- 6 既存指令台の各種地図ポイントデータと、気象観測装置データ（過去5年間）は可能な範囲で新システムに移行し有効利用できること。
- 7 住民基本台帳の入力・更新作業の効率化ツールを実装すること。
- 8 既設データ消去
  - (1) 受注者は、撤去した既設装置の処分を行う際に、作業完了までの作業工程管理を徹底して行うこと。
  - (2) 受注者は、データ漏洩防止対策を行い、消去完了までの過程を事前に発注者に提出し、了解を得ること。
  - (3) 受注者は、データの消去においてデータ消去証明書を提出すること。本システムを施工するうえで提示された各種のデータは、情報の秘密の観点から外部に漏れることのないよう万全を期すこと。

### 第3 消防救急デジタル無線システム

受注者は、本システム導入時に消防救急デジタル無線及び他既設機器の構築業者等と協議・調整を行い接続すること。

#### 1 指令システムとの接続

既設消防救急デジタル無線基地局は、無線回線制御装置を経由して接続される。接続は、音声（OD接続）及び後述する非音声系通信とする。基地局毎の実装周波数及び基地局自動選択を行なっている基地局・無線チャンネルについては別紙6に示す。

## 2 指令システムからの無線運用

指令台、指揮台、無線統制台にデジタル無線操作機能を収容するとともに、基地局・無線チャネルの自動・手動選択が行えること。また、選択された基地局・無線チャネルの表示ができること。

詳細については、本項 5 に記載の既設消防救急デジタル無線システムとの接続により実現する機能によること。

## 3 無線回線制御装置との接続

埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合のすべての基地局無線装置は既設を流用し、無線回線制御装置に収容される。また、既設 2 台（坂戸・鶴ヶ島消防組合及び西入間広域消防組合）の高機能遠隔制御装置とも接続を行うこと。

指令システムと無線システム間で非音声通信接続を行うにあたっては、無線側にゲートウェイ装置（中間サーバー）を設置して指令システムとのインターフェースを図ること。ゲートウェイ装置の指令システムとの接続インターフェースは「消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様」（TS-1023）に準拠した方式であること。

## 4 長時間録音装置との接続

長時間録音装置で、無線交信の録音ができること。

## 5 既設消防救急デジタル無線システムとの接続により実現する機能

指令システムと連動し、以下の機能を実現すること。

### (1) 一斉音声通信

指令システムの操作により送信する基地局、無線チャネルを選択し、移動局への一斉音声通信ができること。

### (2) 無線群選択

指令システムの操作により予め設定された無線群を選択して送信できること。また必要に応じて任意の群を設定して送信できること。

### (3) 都道府県庁接続

移動局、指令台、県庁間で有無線接続による音声通信ができること。

### (4) 発信者呼出名称表示

移動局からの着信の際、表示盤、デジタル無線操作部等に指令システムに登録した呼出名称を用いた着信表示ができること。

### (5) 通話モニタ表示

移動局からの着信の際、指令システム上に発信者番号及び無線チャネルを表示できること。システム登録済みの移動局に関しては、移動局名称を表示すること。

### (6) バックアップ無線指令

指令回線断時に音声による出動指令を無線システムを経由して放送できること。また、この際に出動指令以外の音声通話では署所放送アンプを起動させないこと。

### (7) 基地局自動選択

比企広域市町村圏組合の堂平基地局と東秩父基地局間及び西入間広域消防組合の坂戸・鶴ヶ島基地局と越生基地局間には同一周波数による干渉エリアが存在する。

上記の干渉を防ぐために、双方の基地局で同時受信が発生した場合は、強電界の基地局を自動選択することができる機能を有すること。

### (8) 有無線同時指令

有無線同時指令が行えること。

## 第 1 1 章 保守点検仕様

### 第 1 目的

本仕様は、本システム整備完了後の機能維持と安定稼働に必要な保守内容について定めるものである。

### 第 2 保守対象装置及び内容

保守点検の対象となる装置は、本工事で納入するすべての装置とし、それらの装置を動作させるために必要なソフトウェアも対象とする。また、保守対象装置がそれ以外の機器に接続される場合は、その責任分岐点までを対象とする。

#### 1 障害対応

- (1) 指令施設が正常かつ円滑に稼働できるよう、重要部品などの確保をすること。
- (2) 施設の重要性を鑑み、365日24時間オンコール可能な保守体制をとること。
- (3) 障害のコールにより直ちに専門技術者を派遣し障害復旧を図るものとし、駆け付け時間は、2時間以内を基本原則とする。
- (4) ソフト障害の即時対応を図るため、リモートメンテナンスができること。
- (5) リモートメンテナンス回線は、システムセキュリティを考慮し、必要時のみ接続可能な切替スイッチにより接続できること。
- (6) リモートメンテナンスに必要なモデム等のネットワーク構成機器については、受注者が準備すること。
- (7) 休日、夜間等の緊急障害発生時体制を含んだ保守体制表を発注者に提出すること。
- (8) 年末、年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等の長期休暇の際は、連絡体制表をその都度、提出すること。

#### 2 定期保守点検

- (1) 原則年2回の定期保守点検を行うこと。
- (2) 定期保守点検を実施した場合は、点検報告書を提出すること。
- (3) 点検内容、点検項目、点検範囲については、別途協議のうえ決定することとするが、  
【別紙7】保守点検装置一覧表を参考とすること。

### 第 3 業務の実施

保守点検業務を行う際は、事前に実施日を発注者に通知するとともに、次の事項を遵守して細心の注意をもって実施すること。

- (1) 業務の着手及び完了時には発注者の職員に報告し、作業現場においては常に身分を明らかにすること。
- (2) 業務にあたっては事前準備を十分に行い、システムの機能を停止することのないよう注意すること。業務の都合上やむを得ずシステムの一部機能を停止する必要がある場合は、事前に発注者の承諾を受けなければならない。
- (3) 事故の発生若しくは発生の恐れがある場合には、直ちに発注者の職員にその旨を報告するとともに、遅滞なく臨機の処置をとらなくてはならない。

### 第 4 使用器具等

保守点検業務に使用する工具及び測定器等は受注者が準備するものとする。ただし、発注者は保守点検業務に対して最大限の協力をするものとし、業務に関して必要な場合は、受注者の要請により発注者の器具類等を貸与若しくは使用できるものとする。

### 第 5 適用除外事項

次に示す業務は、保守契約を適用せずに別途契約によるものとする。

- 1 システムの増設、移設及び撤去並びに改造（ハード、ソフト、データベースを含む。）

- 2 地図等検索装置及び車両運用端末装置等に搭載される住宅地図の最新版への更新
- 3 天災、発注者側の故意、過失等の事由による障害修理
- 4 ウイルス対策ソフト用のパターンファイルの更新作業
- 5 通信回線業者、ASP事業者の回線使用料や回線変更（種別、容量、数量等）、通知情報変更が発生した場合における一切の費用
- 6 発動発電機の燃料、潤滑油の供給、補充
- 7 ソフトウェア製造・提供メーカーが供給するOS、データベースなどのミドルウェア等のソフトウェアサポート終了に伴う当該ソフトウェアの後継又は代替バージョンへの更新や更新作業